
茅ヶ崎市環境事業センター
粗大ごみ処理施設整備・運営事業
要 求 水 準 書
(案)

令和4年 月

茅ヶ崎市

茅ヶ崎市環境事業センター 粗大ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書
目 次

第1 共通事項	1
1 本要求水準書の位置づけ	1
(1) 記載事項の補足等	1
(2) 設備設置の選択に係る取扱い	1
(3) 仕様記述方法の取扱い	1
(4) 添付資料の取扱い	2
(5) 契約金額の変更	2
2 用語の定義	2
3 本件事業の概要	4
(1) 本件事業の基本事項	4
第2 設計・建設業務	8
1 総則	8
(1) 設計・建設業務の基本事項	8
(2) 事業予定地	11
(3) 粗大ごみ処理施設の基本条件	14
(4) 関係法令等の遵守	22
(5) 設計・建設に係る基本事項	23
(6) 工事監理	30
(7) 現場管理	30
(8) 性能保証	31
(9) 契約不適合責任	35
(10) 正式引渡し	36
(11) 運営・維持管理業務開始までの運営	36
2 全体計画	37
(1) 施設整備の基本方針	37
(2) プラント排水の処理	37
(3) 設計・建設期間における環境事業センターの通常業務への配慮	37
(4) 全体配置計画	37
(5) 設計・建設業務の流れ	38
(6) 設計・建設工事における留意事項	38
(7) 緑地整備	39
(8) 災害対策	39
(9) その他留意事項	41
3 機械設備工事仕様	42
(1) 各設備共通仕様	42
(2) 受入供給設備	44
(3) 破碎設備	49
(4) 搬送・選別設備	51
(5) 貯留・搬出設備	53
(6) 集塵・脱臭設備	56
(7) 給水設備	58

(8) 排水処理設備	59
(9) 雑設備	60
4 電気計装設備工事仕様	62
(1) 電気設備	62
(2) 計装設備	70
5 土木・建築工事仕様	75
(1) 計画基本事項	75
(2) 建築工事	75
(3) 土木工事及び外構工事	85
(4) 建築機械設備工事	86
(5) 建築電気設備工事	87
(6) その他設備	89
第3 運営・維持管理業務	90
1 総則	90
(1) 運営・維持管理業務の概要	90
(2) 一般事項	91
(3) 運営対象施設及び対象廃棄物	95
(4) 運営・維持管理業務条件	95
(5) 運営・維持管理に係る車両及び建物内備品等の調達	96
(6) 運営期間終了時の取扱い	96
2 運営体制	98
(1) 全体組織計画	98
(2) 労働安全衛生・作業環境管理	98
(3) 防火管理	98
(4) 施設警備・防犯	99
(5) 連絡体制	99
3 運転管理業務	100
(1) 運転管理体制	100
(2) 運転条件	100
(3) 受入対象物等の受入	100
(4) 搬入物の性状分析等	101
(5) 搬入管理	101
(6) 適正処理	102
(7) 適正運転	102
(8) 災害発生時等の協力	102
(9) 処理不適物等の保管	102
(10) 運営対象施設外への搬出	102
(11) 搬出物の性状分析等	102
(12) 運転計画の作成	102
(13) 運転管理マニュアル	103
(14) 運転管理記録の作成	103
(15) 教育訓練	103
(16) 試運転期間中の運転管理	103
(17) 各種基準値を満足できない場合の対応	103
4 維持管理業務	105

(1) 備品・什器・物品・用役の調達	105
(2) 備品・什器・物品・用役の管理	105
(3) 施設の機能維持	105
(4) 点検・検査計画	105
(5) 点検・検査の実施	106
(6) 補修に関する考え方	106
(7) 補修計画の作成	106
(8) 補修の実施	106
(9) 施設の保全	107
(10) 機器更新	107
(11) 改良保全	107
(12) 精密機能検査	108
(13) 長寿命化総合計画の作成	108
5 環境管理業務	109
(1) 環境保全基準	109
(2) 環境保全計画	109
(3) 作業環境管理基準	109
(4) 作業環境管理計画	109
6 有効利用及び適正処分業務	110
(1) 資源物等の資源化	110
(2) 処理不適物等の適正処分	110
7 情報管理業務	112
(1) 運転記録報告	112
(2) 点検・検査報告	112
(3) 補修・更新報告	112
(4) 環境管理報告	112
(5) 作業環境管理報告	112
(6) 資源物等搬出管理報告	112
(7) 施設情報管理	112
(8) その他管理記録報告	113
8 防災管理業務	114
(1) 二次災害の防止	114
(2) 緊急対応マニュアルの作成	114
(3) 防災組織の整備	114
(4) 防災訓練の実施	114
(5) 事故報告書の作成	114
9 関連業務	115
(1) 清掃	115
(2) 植栽管理	115
(3) 見学者対応等	115
(4) 住民への対応	116
(5) セルフモニタリングの実施	116
10 市の業務	117
(1) 本件事業において市の実施する業務	117
(2) モニタリングの実施	117

第 1 共通事項

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が実施する環境事業センター粗大ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理を行う「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本件事業」という。）」について、市が入札参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。

なお、本件事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を発揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

また、本要求水準書は、本件事業の基本的な内容について定めるものであり、本件事業の目的達成のために必要な設備、業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任において全て完備し、遂行するものとする。

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、設計・建設業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って設計・建設することを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設を設計・建設し、運営・維持管理するために必要と思われるものについては、全て建設事業者の責任において用意するものとする。

(2) 設備設置の選択に係る取扱い

本要求水準書の機械設備仕様を示す記述方法は次に掲げる取扱いとする。

ア 機械設備名称の後に、カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されていないもの

市が設置することを要件と考えるものである。同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、特記事項や注釈にて選択が認められているもの及び明確な理由があるもののうち市が妥当と判断したものに関し、設備を変更し、又は設置しない選択を可とする。

イ 機械設備名称の後に、カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されているもの
設置の有無については提案とする。

(3) 仕様記述方法の取扱い

本要求水準書の仕様を示す記述方法は次に掲げる取扱いとする。

ア 【 】が無く仕様が示されているもの

市が指定する仕様であって、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり、市が認める場合に変更を可とする。

イ 【 】書きで仕様が示されているもの

市が標準仕様と考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの及び明確な理由があるもののうち、市が妥当と判断した場合に変更を可とする。

ウ 【 】書きで仕様が示されていないもの
提案とする。

(4) 添付資料の取扱い

添付資料のうち、表題に「標準案」と示すものは市が標準と考えるものである。提案を妨げるものでないが、同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの等、明確な理由があり市が妥当と判断する場合に変更を可とする。なお、本要求水準書内で選択や自由を認めている部分については、それを優先する。

(5) 契約金額の変更

上記(1)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、市が示す内容に変更がある場合は、市と建設事業者との間で協議を行う。

2 用語の定義

表 1-1 用語の定義

行	用 語	定 義
ア行	受入対象物	市内及び寒川町内から排出され、委託業者、排出事業者又は市町民が本件施設に直接搬入する搬入物を総称していう。
	運営・維持管理業務	本件事業における粗大ごみ処理施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修、更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
	運営・維持管理業務委託契約	市と運営事業者が締結する茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC:Special Purpose Company）であり、粗大ごみ処理施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
	運営対象施設	本件事業の運営・維持管理業務を実施する事業者が業務を行う対象施設をいう。
カ行	企業グループ	本件事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
	基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る市と落札者の間で締結される茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
	基本協定書（案）	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
	基本契約	本件事業の実施に際し、市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
	基本契約書（案）	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本件事業の実施に際して、設計・建設業務又は運営・維持管理業務のうちの一部を請負い、又は受託することを予定している者をいう。
	建設工事請負契約	市と建設事業者が締結する茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事請負契約書（案）」をいう。
	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する者で、共同企業体をいう。
	建築物	粗大ごみ処理施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
	ごみ焼却施設	環境事業センターにある可燃ごみ、本件施設からの破碎残渣等を処理対象物として焼却処理するための可燃ごみ等処理施設である。

行	用 語	定 義
サ行	事業者	建設事業者及び運営事業者を総称している。
	焼却処理	ごみ焼却施設における処理を指し、ストーカ方式における燃えるごみ等の焼却、ストーカ方式（灰溶融）、シャフト炉式ガス化溶融方式又は流動床式ガス化溶融方式における燃えるごみ等の焼却溶融を総称している。
	処理困難物	危険物、特定家庭用機器、パソコン等、市及び寒川町では収集・処理できないごみを総称している。
	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物、処理困難物等を除いたものを総称している。
	処理不適物	焼却処理、破碎・選別処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。
	ストックヤード	大型ごみ受入貯留ヤード、不燃ごみ受入貯留ヤード、処理困難物等の抜取物一時貯留ヤード等、本件施設にて設置するストックヤードを総称している。
	設計・建設業務	本件事業における粗大ごみ処理施設の設計・建設に係る業務をいう。
	粗大ごみ処理施設	不燃ごみ及び大型ごみ、不法投棄物等を処理対象物として破碎、選別処理する破碎設備、資源物等を一時保管する保管設備を有する施設の総称とし、入札説明書等において示す粗大ごみ処理施設設計・建設工事の工事範囲に設置され計量棟及び該当する範囲の外構等の全てを含めている。
タ行	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
ナ行	入札参加者	本件事業の入札に参加する企業グループをいう。
	入札説明書	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
	入札説明書等	市が本件事業の実施に際して入札公告時に配付する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）を総称して又は個別にいう。
ハ行	廃棄物処理施設整備交付金	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。）が大規模災害における災害対応拠点となりうる廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成した循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
	破碎残渣	本件施設からの処理残渣のうち可燃性及び不燃性の破碎残渣を総称している。
	破碎残渣等	破碎残渣及び本件施設に一般持込の混載で搬入された可燃ごみを総称している。
	プラント設備	本件事業における粗大ごみ処理施設の設備のうち、処理対象物を破碎、選別、保管するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称している。
ヤ行	要求水準書	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
ラ行	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
	落札者決定基準	入札公告時に配付する「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

3 本件事業の概要

(1) 本件事業の基本事項

ア 本件事業の目的

一般廃棄物（ごみ）の処理は、市町村固有の事務とされ、市民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。

一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、公害防止という段階をさらに進め、循環型社会形成や地球温暖化防止等を目指すものとなっている。

そのような中、市では、本市環境事業センターや寒川町広域リサイクルセンター等の廃棄物処理施設において、廃棄物の適正処理・処分を行っている。本市環境事業センターの既存の粗大ごみ処理施設は、昭和 52 年度の稼働開始後 40 年以上が経過しており、長期稼働に伴う老朽化が進行していることから、維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大している。

また、稼働開始後の各種リサイクル法の施行に伴い家電リサイクル法指定品目、小型家電等が処理対象外となったこと等により、施設建設時と比較して処理対象物の量及び組成が大きく変化していることから、時代のニーズに十分な対応ができない状況である。

このことから、市では、環境事業センター内に新たな粗大ごみ処理施設（本件施設）の整備を進めているところである。

本件事業は、粗大ごみ処理施設の整備・運営を行うものであり、本件事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たな廃棄物処理システムの整備を行い、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

イ 事業名

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業

ウ 事業期間

事業期間は、**特定事業契約の本契約成立日**から令和 27 年 3 月 31 日までの約 22 年 3 ヶ月間とする。

エ 業務の構成

本件事業は、主として次に掲げる 2 つの業務から構成されるものとする。各業務の諸元は、次の各号のそれぞれに示すとおりとする。

(ア) 本件施設の設計・建設に係る業務

- | | |
|--------|--|
| a 工事名 | 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設建設工事 |
| b 建設場所 | 茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内） |
| c 工事内容 | 本件施設の設計・建設 |
| d 工期 | 特定事業契約の本契約成立日 から令和 7 年 3 月 15 日までの
約 2 年 3 ヶ月間 |

(イ) 本件施設の運営・維持管理に係る業務

- | | |
|--------|---|
| a 委託名 | 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理
業務委託 |
| b 委託内容 | 本件施設の運営、受付・計量、運転管理、点検・検査・補修・
更新・用役管理等 |
| c 期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 27 年 3 月 31 日までの 20 年間 |

オ 本件事業の対象となる公共施設等の種類
一般廃棄物処理施設

カ 公共施設の管理者
茅ヶ崎市長 佐藤 光

キ 事業方式

本件事業は、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

落札者は、共同企業体を設立し、本件施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行うものとする。

落札者の構成員は、特別目的会社（SPC）を設立し、20 年間の運営期間にわたって、本件施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営・維持管理業務」という。）を行うものとする。なお、市は、本件施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、事業者は 30 年間の使用を前提として各業務を行うこととする。

市は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものとする。

ク 本件事業の基本方針

(ア) 適正な処理が行うことができる施設

処理対象物を適正かつ的確に処理するため、対象となるごみの種類を明確にするとともに、ごみ量の将来予測、資源化率や最終処分率の目標、ごみの組成等も踏まえ、関係法令を遵守し適正な処理を行う施設とする。

また、必要な運営・維持管理の体制確保がなされ、運転にあたっては搬入車両や搬入量の変動に対して適切な対応が図られる施設とする。

(イ) 資源循環型社会形成を促進する施設

循環型社会を構築するよう、処理対象物の前処理を行って資源物を効率よく回収するとともに、有価物を回収する選別設備を導入し資源化を促進する施設とする。

地域の重要な廃棄物処理施設として、完成後の見学者対応において 3R 等の理解を深められる分かりやすい見学内容等を提供する施設とする。

(ウ) 最終処分量の削減に寄与する施設

最終処分場の限りある容量を有効に活用するために、破碎残渣の粒度を適正に調整できる破碎設備とし、最終処分量の削減に寄与する施設とする。

また、適切な処理を継続し、ごみ焼却施設への破碎残渣搬出量の減少が図られる施設とする。

(エ) 安全で安心して運転ができる施設

事故や故障で施設が停止すると、ごみ処理に支障をきたし、市民生活に大きな影響を及ぼすため、適切な爆発防止対策を講じ安全対策に十分配慮した施設とする。

また、使用材料や各機器は将来にわたり速やかに調達できるものを使用するとともに、点検や補修が容易となるように設備を配置することでメンテナンス性に配慮した施設とする。

本件施設は廃棄物の破碎など危険を伴う作業工程が多く、臭気や粉じんにより作業環境が悪化しやすくなる。したがって、爆発防止対策、火災防止対策、機器のインターロック活用及び臭気や粉じんに配慮した作業環境向上対策等を行い、作業従事者が安全で安心して

作業を行える施設とする。

また、施設利用者にとっても安全で快適な状態で利用が行えるような施設とする。

(オ) あらゆる災害や危機に対応できる施設

応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、災害時においても広域的な廃棄物処理を迅速かつ継続的に実施できる施設とする。震災や風水害により施設の運転が長期間停止することがないように、耐震安全性を確保するとともに想定浸水深を考慮し主要設備が被災しないように設備を配置し、災害に強い施設とする。

また、災害発生時の施設利用者の安全確保等に留意した運営やリスク管理が行われる施設とする。

(カ) 快適で安全な生活環境を守る施設

地域環境及び施設周辺の生活環境を保全するために、施設の稼働に伴う騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、できる限り環境負荷の低減を図る。また、温室効果ガス排出量削減を図るため、高効率な設備等を導入し、施設全体の省エネルギー化を図るとともに、運転管理にあたっては、省エネ運転や操作に努める。

また、ごみ搬入車両が集中しても周辺の交通に影響を与えないよう十分配慮した施設とする。

(キ) ごみや資源物を経済的・効率的に処理する施設

施設を効率的かつ効果的に運営し、ごみや資源物を効率よく処理するために、民間活力を導入した DBO 方式を導入し、できる限りの財政負担平準化を図る。

また、SPC による施設の運営・維持管理では、適切な事業収支計画やリスク管理計画を行うことで効率的な施設運営を図っていく。

ケ 敷地の範囲、工事範囲、業務範囲及び所掌区分

(ア) 敷地の範囲

市が所有する敷地の範囲と関連施設は「添付資料 1 敷地平面図（標準案）」のとおりである。

また、建築確認申請（計画通知）における敷地の範囲は、市環境事業センターの施設用地全体（市が所有する敷地の範囲）を、一つの敷地としている。

なお、市環境事業センター敷地である添付資料 1 に示す南西部分については、現在、市道及び河川通路と一体的にアスファルト舗装されている。

この部分に掛かる敷地周囲の擁壁、フェンス等の設置位置は、解体工事前にフェンス等が設置されていた添付資料 1 の赤線の位置での整備とするが、整備に伴い、舗装を行う際は、道路管理者及び河川管理者と協議の上、舗装範囲を決定すること。

(イ) 工事範囲

工事範囲は「添付資料 1 敷地平面図（標準案）」に示すとおりである。ただし、工事範囲外においても電気や給水等の引込みに係る工事は行うものとし、設計・建設業務に含む。

(ウ) 業務範囲

業務範囲は「表 1-2 業務範囲」に示すとおりである。

表 1-2 業務範囲

	設計・建設業務の範囲	運営・維持管理業務の範囲
工事範囲内の建設工事 及び外構工事	全ての工事	市の所掌以外の 全ての維持管理
工事範囲外の電気や給水等の取 合点以降の引込みに係る工事	全ての工事	建設工事後に残存する全ての構 造物，設備等の維持管理

(エ) 所掌区分

本件施設の建築物，外構設備等は全て「添付資料 3 所掌区分図（標準案）」に示す網掛けの範囲で「粗大ごみ処理施設所掌」と区分する。

第 2 設計・建設業務

1 総則

(1) 設計・建設業務の基本事項

ア 適用範囲

本要求水準書第 2 は、市が発注する本件事業のうち、設計・建設業務に適用する。

イ 設計・建設業務の概要

(ア) 設計・建設を行う施設

設計・建設を行う本件施設の内訳は次のとおりとする。

- a 工場棟
管理棟と合棟とする。
- b 計量棟
工場棟と合棟又は別棟とする。
- c 駐車場
- d 構内通路
- e サイン工事
- f 場内排水設備
- g 屋外照明
- h 植栽・芝張工事
- i 門扉・圍障
- j 上水道・ガス・下水道・雨水排水接続工事
- k その他関連する施設や設備

(イ) 粗大ごみ処理施設の基本条件

a 施設規模

粗大ごみ処理施設については、計画ごみ質の範囲で 27 t / 日の処理能力を有する。

b 処理方式

選別＋粗破碎＋細破碎＋磁力選別＋アルミ選別＋破碎残渣（可燃＋不燃）＋保管

c 稼働条件

年間 260 日以上稼働が可能なこと。（ただし、災害時は茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画に基づき年間 296 日稼働すること。）

d 処理条件

粗大ごみ処理施設における処理フローの標準案は、「添付資料 4 粗大ごみ処理施設処理フロー（標準案）」のとおりとする。処理フロー案においては、高速回転破碎機の事故時の対応に配慮し、高速回転破碎機をバイパスするライン（粗破碎物搬送コンベヤ→破碎物搬送コンベヤ）を設けることとする。

ただし、次に示す各処理ラインにおける処理フロー上の条件を満たすことを前提して、本件施設に適したフローの提案を可とする。また、破碎物磁選機の後段の破碎鉄、破碎アルミの選別方法については、採用する設備の他、組合せや順序等について提案を可とする。

(a) 大型ごみ処理ライン

大型ごみ受入貯留ヤードでは、灯油ガス暖房機器等からの灯油の抜取（灯油はウエス等で回収し、選別後に破碎残渣と共にごみ焼却施設に搬入）やスプリング入りマットレスやソファに対するスプリングとマットレスの分離等、処理に対する安全配慮上必要な処置や安定処理等に配慮した前処理を行う。

大型ごみ受入貯留ヤードに貯留されている受入ホッパへの投入は、ホイールローダ又

はショベルローダを用いる方法とフォーク付バックホウを用いる方法のいずれかとし提案とする。

(b) 不燃ごみ処理ライン

不燃ごみ受入貯留ヤードでは、分別を間違えやすい品目や鉄くず、自転車、アルミ、オーディオ類、モーター、湯沸かし器、ステンレス、乾電池、蛍光灯、処理困難物等（消火器、ガスボンベ、廃タイヤ、廃家電、バッテリー、処理困難物、車用品、バイク用品については市町別に混在させずに保管すること）の抜取を前処理として行う。

(ウ) 設計・建設期間

特定事業契約の本契約成立日から令和7年3月15日までの約2年3ヵ月間

ウ 建設事業者の業務概要

建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本要求水準書に従って本件施設の設計・建設業務を行うこと。建設事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

(ア) 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び建設を行う。

(イ) 設計・建設業務の範囲は、土木及び外構工事、建築物等及びプラント設備の工事等、本件施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。

(ロ) 建設事業者は、本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。建築確認（計画通知）等の許認可手続における建築確認申請（適合性判定を含む。）、中間検査、仮使用検査並びに完了検査に必要な申請費用負担を含む。

(ハ) 建設事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等の行政手続及び庁内会議等に必要な書類の作成等の協力、支援を行う。

(ニ) (ア)から(ハ)に係る具体的な業務の範囲は次のとおりとする。

a 事前調査

必要な測量、土質調査等を行う。

b 建設用地における本件施設の配置

建設用地の全体計画、本件施設の配置、車両動線等の用地利用に係る設計を行う。

c 本件施設の設計及び建設

プラント設備のある処理設備室をはじめ、事務室や会議室、その他必要な諸室等、計量棟、ヤード、電力供給設備及びこれらに関連する構内通路、駐車場、門扉、植栽工事等の建築物等の設計及び建設を行う。

d 関連設備の整備等

電力の引込み、上水の引込み、雨水排水設備の接続、電話の引込み、高調波対策、見学者用説明・啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理等を行う。

なお、建設用地では、事前に実施している解体工事において、地中廃棄物の存在を確認し、撤去・処分を行っている。これ以外で予期しない地中廃棄物が確認された場合は、速やかに市に報告し、取扱いについて協議する。協議の結果、撤去する場合は、その方法等について提案し、市の承諾を得て地中廃棄物の撤去・処分を行う。これに係る費用は市の負担とする。

e 官公署等への申請

建設事業者は、自らの費用負担で本件事業に必要な申請手続を行う。さらに、市が本件事業に必要な申請手続を行うにあたり協力を行う。なお、市が行う申請、届出は次のとおりとする。

(a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出

- (b) 建築基準法関係の申請，届出
- (c) 水質汚濁防止法関係の申請，届出
- (d) 下水道法関係の申請，届出
- (e) 騒音規制法関係の申請，届出
- (f) 振動規制法関係の申請，届出
- (g) 労働安全衛生法関係の申請，届出
- (h) 都市計画法関係の申請，届出
- (i) 景観法関係の申請，届出
- (j) 工場立地法関係の申請，届出
- (k) 河川法関係の申請，届出
- (l) 消防法関係の申請，届出
- (m) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例関係の申請，届出
- (n) その他必要な申請，届出

f 各種協議会等の対応

設計にあたり，以下の協議会等への対応を行い，必要に応じ設計に反映させる。

(a) 景観まちづくり審議会

報告及び諮問にあたっては，事前に景観まちづくりアドバイザーと協議する。景観まちづくりアドバイザーへの謝礼は，茅ヶ崎市景観まちづくりアドバイザー要綱第6条によるものとし，建設事業者の費用負担とする。

(b) みどり審議会

(c) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会

(d) その他必要な協議会

g 地元雇用や地元企業の活用

建設事業者は，本業務の実施にあたって，下請人等を選定する際は，地元企業（市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。）の中から選定するよう努めなければならない。また，資機材等の調達，納品等においても，積極的に地元企業を活用するよう努めなければならない。

h 周辺住民同意の取得等の住民対応

本件施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。

i 工事説明会の実施

工事着手前に自治会及び近隣住民に対し，工事説明会等を行う。

j 運営事業者への本件施設の運転，維持管理，保守に係る指導

k 本件事業の実施に必要な部品の供給業務及び本件施設の運営への協力

l 必要な資格者の配置

本件施設の設計・建設業務期間中に必要な有資格者を配置しなければならない。

m その他本件事業に必要な全ての業務

n 範囲外の業務

(a) 整地工事

建設用地は，旧ごみ焼却施設の解体撤去後に市が行う整地工事までは本件事業の業務範囲外とし，「添付資料 1 敷地平面図（標準案）」を敷地引渡し時の状態とする。なお，設計・建設業務によって変更が必要な場合及び汚損等を生じた場合には，当該工事及び復旧については業務範囲とする。

(b) 建物内備品等の調達

建物内の備品，什器及び物品の調達は，全て運営事業者の所掌とする。

エ 市の業務概要

(ア) 敷地の確保、整地、管理

市は、本件事業を実施するための敷地について、整地工事を行う。なお、本件事業への敷地引渡しは、**特定事業契約の本契約成立日**の翌日を計画している。なお、引渡しまでの敷地の管理、敷地内のうち、「添付資料 1 敷地平面図(標準案)」の建設用地に含まれない部分の管理及び工事を行う。

(イ) 業務実施状況のモニタリング

市は、本件施設の設計期間及び建設期間を通じ、本件事業に係る監督員を配置し、設計についての承諾及び工事監理を行う。工事監理においては、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

(ウ) 建設費の支払

市は、本件事業における設計・建設業務に係る対価を建設事業者に対し、基本的に出来高に応じて年度毎に支払う。(ただし、初年度は出来高の見込みがないため 0 円とする。)

(エ) 周辺住民同意の取得等の住民対応

市は、本件施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

(オ) 本件事業に必要な行政手続き

市は、本件事業を実施する上で必要な、廃棄物処理施設整備交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。

(カ) その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 事業予定地

ア 事業予定地の概要

本件事業の事業予定地は「添付資料 1 敷地平面図(標準案)」に示すとおり、環境事業センター敷地である。

本件施設は、本市環境事業センター内での整備を予定しており、ごみ焼却処理施設を近接させることができ、**破碎残渣等**の運搬が容易になることや、本施設建設工事中も既存施設を運用することが可能となること等から、旧ごみ焼却施設の解体撤去後の跡地を利用する。

なお、本件施設の建設にあたっては、現在稼働中のごみ焼却施設が将来的に環境事業センター敷地内で更新されることに留意する必要がある。

イ 敷地の範囲と建設用地

市が所有する敷地の範囲は「添付資料 1 敷地平面図(標準案)」の環境事業センターの範囲である。また、本件施設の建設用地は赤い実線で示す範囲(本件施設建設用地)である。なお、本件事業に含まれる緑地整備やサイン計画等は敷地全体を対象とする。

ウ 計画地盤高

建設用地の引渡し時の条件は、「添付資料 17 建設用地周辺レベル図」とし、建設用地周辺地盤面を目安とする。

なお、施設の機能を確保するための重要機器や受配電設備、計装制御設備等は、洪水時の想定浸水深(**0.5～3m**)に配慮し、地下階への設置を避け、想定浸水深以上のレベルに配置する。

破碎機については、本件施設の重要機器の一つであることから、少なくとも駆動装置については浸水時に深刻な被害を受けないことに配慮したレベルに設置する。

エ 地質

建設用地の地質は、「添付資料 18 地質調査関係資料」に示すとおりである。

なお、上記資料以降に、事前を実施している解体工事において、地中廃棄物の存在を確認し、撤去・処分を行っているため、土壌も合わせた撤去による地質変更により N 値も同様にならない可能性があることから、必要に応じて事業者で追加調査を行う。

オ 土地利用規制

(ア) 都市計画区域	都市計画区域内
(イ) 区域区分	市街化区域
(ウ) 用途区分	工業専用地域
(エ) 建ぺい率	60%以内（建設用地引渡時は、約 27%）
(オ) 容積率	200%以内（建設用地引渡時は、約 63%）
(カ) 防火・準防火地域	指定なし
(キ) 高度地区	第 4 種高度地区
(ク) 高度利用地区	指定なし
(ケ) 特別緑地保全地区	指定なし
(コ) 生産緑地地区	指定なし
(カ) 地区計画	指定なし
(シ) 土地地区画整理事業	茅ヶ崎寒川工業団地造成土地地区画整理事業（S47 完了）
(ス) 都市計画道路	指定なし
(セ) 都市計画公園	指定なし
(ソ) 緑地	工場立地法及び茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例による
(タ) 都市計画河川	指定なし
(チ) その他都市施設	茅ヶ崎市ごみ焼却場（昭和 45 年 1 月 31 日 告示第 4 号）
(ツ) 事業計画等	指定なし

カ 河川法に関する留意事項

環境事業センター西側の範囲内（「添付資料 1 敷地平面図（標準案）」参照）は、河川法の河川保全区域になっており、この区域内の掘削や建築物の設置等をする際は、事前に管理者の国土交通省の許可が必要になる。

キ 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例

本件事業は、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例（以下「まちづくり条例」という）に基づく手続き及び基準を満足する必要がある。以下に概要を示すが、詳細はまちづくり条例及び施行規則を確認すること。

(ア) 届出

事業を行おうとするときは、公共施設の設置及びその管理等について事前協議及び事業計画の届出が必要となる。

(イ) 標識の設置及び住民への説明

事業の計画、安全確保等規則で定める事項について、近隣住民に説明しなければならない。また、説明の 14 日前までに、事業の計画について規則で定める標識を設置する必要がある。

(ウ) 主な整備内容

a 排水施設（23 条）

事業区域全体に対して 1ha あたり 600t の貯留浸透施設を設置する必要がある。対象とな

る敷地は、建設予定地ではなく環境事業センター敷地面積 19,012m²として検討する。なお、本件事業で整備する雨水排水設備は、敷地全体を対象として整備することから、本件施設建設用地外からの流入を想定した雨水枡を設置すること。位置及び構造等については市との協議による。

b 消防水利 (25 条)

防火水槽 40 t を設置する必要がある。

c 消防活動空地 (30 条)

d 自転車置場 (31 条)

本件施設の床面積を対象として必要台数を整備する。

e 自動車駐車場 (32 条)

本件施設の床面積を対象として必要台数を整備する。

f 荷さばき駐車場 (33 条)

g 前面道路に接する空地 (34 条)

市道を含めた幅員を 6m 以上に整備する必要がある。 (「添付資料 3 所掌区分図(標準案)」に示すセットバック必要範囲は、市道を含めた幅員が 6m 未満であることから、本件事業で整備する。)

h 緑化 (36 条)

環境事業センター敷地面積 19,012m²の 15%以上の面積の植栽地を整備する必要がある。 (「添付資料 1 敷地平面図(標準案)」で示す①～④の緑地は、現状で緑地としての基準を満たしていないため、本件事業で整備し、不足分を本件建設用地で確保することを基本とする。)

i 警察署長との協議 (39 条)

ク 敷地周辺設備

(ア) 電気

環境事業センターごみ焼却施設が電気事業者から、高圧方式にて引込みを行っている (詳細は「添付資料 5 単線結線図 (標準案)」参照。)。本件施設は、焼却施設で受電後、6.6kV で供給を受けるものとし、本施設の負荷合計は 500kW を上限とする。なお、工事 (試運転含む) に使用する電源については建設事業者の所掌とする。

(イ) 用水

生活用水とプラント用水は上水 (茅ヶ崎市上水道) とする。上水は環境事業センター敷地外の給水管から引込むこと (詳細は「添付資料 3 所掌区分図 (標準案)」及び「添付資料 6 給排水系統図」参照。)。上水の引込みに係る工事負担金は建設事業者の負担とする。工事に使用する上水については建設事業者の所掌とする。

(ウ) ガス

ガスを使用する場合は、環境事業センター敷地外から引き込むこと。 (詳細は「添付資料 3 所掌区分図 (標準案)」参照。)。ガスの引込みに係る工事負担金は建設事業者の負担とする。

(エ) 排水

プラント系排水は単独の排水処理設備で処理後、下水道放流すること。

生活排水は下水道放流とすること。なお、プラント排水及び生活排水共にごみ焼却施設とは別に放流するものとする。

雨水排水は、環境事業センター敷地内に「第 2 1 (2) キ (ウ) a 排水施設 (23 条)」を設置して地下浸透させ、オーバーフロー分を雨水本管に排出するものとする。本件施設分は、場内での雨水利用を図るものとし、利用水以外の余水については、「第 2 1 (2) キ

(ウ) a 排水施設(23条)」に排出すること(詳細は、「添付資料3 所掌区分図(標準案)」及び「添付資料6 給排水系統図」参照。)

(オ) 電話・通信

電話及びインターネット配線は、敷地外より引込むこと。なお、電話及びインターネットの利用環境の整備に係る東日本電信電話株式会社(NTT 東日本)への工事負担金は建設事業者の負担とし、契約料金は運営事業者の負担とする。

(3) 粗大ごみ処理施設の基本条件

ア 処理対象物

本件施設における処理対象物は、下記のとおりとする。詳細は、「表 2-1 本件施設における処理対象物の種別等」に示すとおりとする。

(ア) 不燃ごみ

本市直営及び寒川町が委託した業者又は許可業者により搬入する不燃ごみ及び市町民、事業者等が直接本件施設に搬入する不燃ごみをいう。

(イ) 大型ごみ

市及び寒川町が委託した業者又は市町民等が直接本件施設に搬入する大型ごみのうち可燃物が大半を占めるものをいう。

(ウ) 不法投棄物

市及び寒川町により本件施設に搬入する市町内で発生した不法投棄物をいう。

(エ) 災害廃棄物(非定常的に発生)

天災(地震、風水害等)、火災によって発生する廃棄物のうち、破碎対象のものをいう。倒壊し、又は損壊した家屋や、故障、水没等により使用できなくなった家具及び家財が主たる処理対象物であり、本要求水準書で定義する災害廃棄物は、原則として不燃ごみ又は大型ごみのごみ質条件に合致するものをいう。

天災発生時には、敷地外に仮置場を設け、状況に応じて破碎・選別等を行ったものを本件施設に搬入する計画である。

(オ) その他

市町民が直接本件施設に搬入する不燃ごみ及び大型ごみに混載されている可燃ごみをいう。混載されていた場合、本件施設内にて一時的に貯留し、一定程度溜まったものはごみ焼却施設に搬入する。

表 2-1 本件施設における処理対象物の種別等

ごみの種類	茅ヶ崎市における種別	寒川町における種別
不燃ごみ	燃やせないごみ	不燃ごみ
	金属類(指定8品目を除く)	アイロン・板ガラス・オイルヒーター・折りたたみ式椅子・懐中電灯・鏡・加湿器・カミソリ・カメラ・ガラスコップ・ガラス製器・コーヒーメーカー・座いす・皿・照明器具・水槽・炊飯器・扇風機・掃除機・チャイルドシート・茶碗・釣り竿・電球・電子レンジ・時計・ドライヤー・バインダー・バケツ・ハンガー・ビデオデッキ・ビンのふた(プラマークのないもの)・ファンヒーター・プラスチック製の衣装ケース・プラスチック製のおもちゃ・プランター・風呂のふた・文具(ボールペン、ホチキス等)・ヘアブラシ・ヘッドホ
	陶磁器類、ガラスくず、皮革製品、プラスチック製品	

ごみの種類	茅ヶ崎市における種別	寒川町における種別
		ンステレオ・ヘルスメーター・ヘルメット・ペンキ缶・ポータブルミシン・包丁・ポット・ポリ容器・水まくら・ラジカセ・ワープロ など
	小型家電製品 (使用済み小型家電除く 50cm 以下の家電製品)	家電製品 (80センチメートル×50センチメートル×50センチメートル以内でかつ20キロまでのもの)
	乾電池	乾電池
	蛍光灯	蛍光灯 (種別は資源物だが搬入対象)
	水銀式体温計	水銀式体温計 (種別は資源物だが搬入対象)
大型ごみ	大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ	大型ごみ・特別大型ごみ
	大型ごみ(1 辺の長さ 50cm 超～2m 以下)	大型ごみ (集積所に出せる基準を超えたもの～2m 未満で特別大型ごみ以外)
	特定大型ごみ(1 辺の長さ 1m 超～2m 以下) ソファ、ドレッサー、本棚、食器棚、ベッド、脚付マットレス、テーブル、タンス、チェスト、机、クローゼット、こたつ	特別大型ごみ(1m 超～2m 未満) タンス、ベッド、ソファ、食器棚、机、サイドボード、書棚、テーブル、ドレッサー(鏡台)、チェスト
	特定粗大ごみ(収集・運搬時に危険性があるもの)、ガス調理機器、灯油ガス暖房機器等、金属製のチェーン、鉄アレイ	
不法投棄物		

※本件施設の処理対象ごみの最大寸法 幅 1,500mm × 奥行 1,000mm × 長さ 2,000mm

イ 計画処理量

計画処理量は、「表 2-2 計画処理量」に示すとおりとする。

災害廃棄物は、非定常状態での発生のため計画処理量には含めない。ただし、これらのごみの処理可能量の上限を、稼働日の追加や時間延長、各年の計画処理量及びごみ質等から提案にて設定するものとし、この範囲内において市から要請がある場合は、計画処理量に追加して対応する。

表 2-2 計画処理量

区分	計画処理量	単位体積重量
粗大ごみ処理施設	5,328 t/年	—
不燃ごみ (茅ヶ崎市)	3,797 t/年	0.105 t/m ³
不燃ごみ (寒川町)	827 t/年	
大型ごみ (茅ヶ崎市)	608 t/年	0.125 t/m ³
大型ごみ (寒川町)	77 t/年	
不法投棄 (茅ヶ崎市)	19 t/年	—

ウ 処理困難物

現時点で市及び寒川町が収集しない処理困難物は「添付資料7 令和3(2021)年度版ごみと資源物の分け方・出し方」「添付資料8 令和3年度家庭から出たごみと資源物の正しい分け方・出し方」のとおりである。それぞれ、「市が収集・処理できないもの」、「町で収集・処理できないもの」と表示されている品目である。原則としてこれ以外の一般廃棄物のうち、「ア

処理対象物」に分類されるものは処理対象物となる。ただし、処理対象物として受入れても、処理が困難な場合や不具合が発生する場合については、市と建設事業者で協議するものとし、その上で最終的な処理困難物の品目を決定する。

なお、意図せず搬入されたもののうち、資源化が可能なものは性状に応じ「鉄」「アルミ」等の資源物として資源化する。

エ 処理不適物

「ウ 処理困難物」に準ずる。

なお、処理不適物と分類されたもののうち、資源化が可能なものは性状に応じ「鉄」「アルミ」等の資源物として積極的に資源化する。

オ 計画ごみ質

不燃ごみの計画ごみ質は、「表 2-3 不燃ごみの組成（参考）」及び「添付資料 10 粗大ごみ処理施設における年度別搬入量及び搬出量」等を踏まえ、建設事業者にて設定する。各設備の処理能力は、ごみ質の変動に対応できるよう十分な余裕を見込むものとする。

表 2-3 不燃ごみの組成（参考）

項目		計画ごみ質
単位体積重量		0.105t/m ³
ごみ組成	金属類	28%
	ガラス類	1%
	がれき類	11%
	プラスチック類	42%
	可燃物	7%
	ゴム・皮革類	9%
	その他不燃物	2%

カ ごみの搬入形態

ごみの搬入形態は、「添付資料 7 令和 3（2021）年度版ごみと資源物の分け方・出し方」「添付資料 8 令和 3 年度家庭から出たごみと資源物の正しい分け方・出し方」のとおりである。

また、搬出入車両は、「表 2-4 搬入車両」に示すとおりである。搬入台数等は、「添付資料 11 粗大ごみ処理施設搬入台数及び搬入量（令和 2 年度）」に示すとおりである。

表 2-4 搬入車両

車両	内容
パッカー車	長さ 7.3m×幅 2.3m×高さ 3.1m（想定最大寸法）
平ボディ車	2t ロングボディ車
一般乗用車	一般持込み（直接搬入）で車種による

キ ごみ搬入日、受付時間及び搬出時間

搬入日、受付時間及び搬出時間は、以下のとおりとする。なお、本件事業で整備する計量機は、直接搬入のみが対象となり、それ以外の計量については、既設計量棟で行う。

曜日ごとの搬入台数、搬入量については、「添付資料 11 粗大ごみ処理施設搬入台数及び搬入量（令和 2 年度）」のとおりである。

(7) 可燃ごみ

- (a) 収集ごみ : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分
- (b) 許可業者 : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分
: 土曜日 第 1, 3, 5 及び 6 月 4 週目～9 月 2 週目まで
9 時 00 分～11 時 45 分

(イ) 不燃ごみ

- (a) 収集ごみ : 毎週 水曜日、月曜日及び土曜日(第 1～4)
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分
- (b) 許可業者 : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分

(ウ) 大型ごみ

- (a) 収集ごみ : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分
- (b) 許可業者 : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分

- (エ) 直接搬入 : 毎週 月曜日から土曜日
9 時 00 分～11 時 45 分、13 時 00 分～16 時 30 分
: 土曜日 第 1, 3 土曜日
9 時 00 分～11 時 45 分

- (オ) 資源搬出 : 毎週 月曜日から金曜日
9 時 00 分～11 時 45 分まで、13 時 00 分～16 時 30 分

※年末年始、夏季、冬季休業日の資源搬出は引取業者と協議し決める。

※なお、資源搬出は、入札により引取業者を決定するため、現状では搬出頻度等は未定であるが、上記想定により計画するものとする。

ク 資源物等搬出車両

鉄、アルミ等の資源物の搬出車両の仕様は以下のとおりとする。

表 2-5 鉄、アルミ等の搬出物の搬出形態

搬出物	搬出形状	搬出形態	業務範囲
破碎鉄	バラ積み	4 t 車以上	引渡しまで
破碎アルミ	バラ積み	4 t 車以上	引渡しまで
破碎残渣等	バラ積み	4 t 車以上	ごみ焼却施設に投入※まで
乾電池・蛍光灯	バラ積み	10 t 車	積込まで
処理不適物	バラ積み	4 t 車以上	積込まで

※ごみ焼却施設の投入扉寸法制限 3.0m 以下×6.7m 以下

ケ 年間稼働日数及び稼働時間

- (7) 1 日 5 時間の処理を行うものとし、90 日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能なものとする。
- (イ) 施設引渡し後 1 年以内に系列それぞれにおいて 90 日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。

- (ウ) 安定運転とは、設備の故障や運転員の誤操作等により処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。ただし、処理困難物や処理不適物の除去等により、処理システムの一部を停止することや一時的にごみの供給等を停止すること等、手選別等の作業員に起因するごみ供給の停止はこの限りでない。なお、風水害・地震等の大規模災害等不測の事態及び警報等に対する運転員の対応遅れにより、処理システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。

コ 不燃ごみ及び大型ごみの変動係数

処理対象物の搬入量に係る変動係数は、「表 2-6 不燃ごみの変動係数(参考)」,「表 2-7 大型ごみの変動係数(参考)」に示すとおりとする。

表 2-6 不燃ごみの変動係数(参考)

不燃ごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	1.03	1.20	0.80	0.89	1.05	0.90	1.29	1.04	1.09	0.94	0.86	0.90
令和元年度	1.03	1.14	0.83	0.92	0.93	1.04	1.29	0.92	1.06	0.89	0.84	1.11
令和2年度	1.14	1.00	1.13	0.98	1.03	1.00	0.85	0.97	1.12	0.88	0.93	0.96

表 2-7 大型ごみの変動係数(参考)

大型ごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成30年度	0.99	1.08	0.95	0.99	0.99	0.86	1.08	1.17	1.08	0.86	0.90	1.04
令和元年度	1.06	1.06	0.87	0.94	1.02	1.06	1.06	0.98	0.98	0.83	0.83	1.30
令和2年度	1.47	1.15	1.11	0.99	0.99	0.91	0.95	0.95	0.91	0.75	0.87	0.95

サ 主要設備方式

(ア) 設備方式

仕様の概要は「表 2-8 粗大ごみ処理施設の仕様概要」のとおりとする。

表 2-8 粗大ごみ処理施設の仕様概要

設備名	仕様概要
受入供給設備	・不燃ごみ 不燃ごみ受入貯留ヤード→供給設備 ・大型ごみ 大型ごみ受入貯留ヤード→供給設備
破碎設備	・不燃ごみ, 大型ごみ 低速回転破碎機(二軸式), 高速回転破碎機(堅型もしくは横型)
搬送設備	コンベヤ方式
選別設備	磁力選別機, アルミ選別機, 風力選別機
貯留・搬出設備	・破碎鉄, 破碎アルミ バンカ方式 ・破碎残渣 バンカ方式 ・乾電池

設備名	仕様概要
	ドラム缶詰め ・蛍光灯 段ボール梱包 ・処理不適物・処理困難物 ヤード方式
集塵・脱臭設備	・集塵設備 サイクロン、バグフィルター ・脱臭設備 活性炭吸着方式
給水設備	上水を使用
排水処理設備	下水道に放流
電気設備	高圧引込（ごみ焼却施設より引込）
計装設備	集中監視操作方式

シ 公害防止基準

(ア) 排水に関する基準

本件施設からの生活排水は、公共下水道に直接排水する。また、プラント排水は、単独処理後、公共下水道に排水する。雨水は場内利用を図り、余剰分は「第2 1 (2) キ (ウ) a 排水施設 (23 条)」で浸透処理の上、オーバーフロー分のみ雨水本管へ排出する。排水基準は、茅ヶ崎市下水道条例に基づき、「表 2-9 排水基準」に示すとおりとする。

表 2-9 排水基準

項 目	基 準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機リン化合物	0.2 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下

項 目		基 準
セレン及びその化合物		0.1 mg/L 以下
ほう素及びその化合物		10 mg/L 以下 (海域 230mg/L 以下)
ふっ素及びその化合物		8 mg/L 以下 (海域 15mg/L 以下)
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L 以下
フェノール類		0.5 mg/L 以下
銅及びその化合物		1 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物		1 mg/L 以下
鉄及びその化合物(溶解性)		3 mg/L 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)		1 mg/L 以下
クロム及びその化合物		2 mg/L 以下
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L 以下
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380 mg/L 未満
水素イオン濃度(pH)		5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 mg/L 未満
浮遊物質(SS)		600 mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱物油	5 mg/L 以下
	動植物油	30 mg/L 以下
温度		45℃未満
沃素消費量		220 mg/L 未満
ニッケル及びその化合物		1 mg/L 以下

(イ) 事前に実施した生活環境影響調査についての対応

令和 3 年 2 月に実施した生活環境影響調査において、建築物等の詳細が決まっていないことから、想定での設定や環境保全対策を行うことを前提に検討を行っている。各調査項目(大気質, 騒音, 振動, 悪臭)について、設計した仕様にて検討を行い、生活環境の保全上の目標を満足することを確認し、実施設計完了までに結果を書類で提出する。

(ウ) 騒音基準

本件施設およびごみ焼却施設が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 2-10 騒音基準」の基準以下とする。

表 2-10 騒音基準

朝 (午前 6 時から午前 8 時まで)	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	夕 (午後 6 時から午後 11 時まで)	夜間 (午後 11 時から翌日の午前 6 時まで)
60 dB (A)	65 dB (A)	60 dB (A)	50 dB (A)

※敷地境界線での基準

(エ) 振動基準

本件施設およびごみ焼却施設が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 2-11 振動基準」の基準以下とする。

表 2-1 1 振動基準

昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)
65dB	60dB

※敷地境界線での基準

(オ) 悪臭基準

本件施設およびごみ焼却施設が定格負荷運転時に敷地境界線上において、「表 2-1 2 悪臭基準」の基準以下とする。なお、気体排出口においては、「表 2-1 3 悪臭基準（気体排出口）」の基準値以下とする。

表 2-1 2 悪臭基準

敷地境界線 (第 1 号規制基準)	気体排出口 (第 2 号規制基準)	排水 (第 3 号規制基準)
臭気指数 15	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 の計算方法に従い算出する	臭気指数 31

表 2-1 3 悪臭基準（気体排出口）

規制物質	アンモニア，硫化水素，トリメチルアミン，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルパレルアルデヒド，イソパレルアルデヒド，イソブタノール，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，トルエン，キシレン
算出式	規制基準値は，規制物質の種類ごとに次の式により算出した流量とする。 $q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$ 但し q : 流量 (Nm^3/h) H_e : 補正された排出口の高さ (m) C_m : 敷地境界の基準として定められた値 (ppm) $H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$ $H_m = (0.795 \sqrt{(Q \cdot V)}) \div (1 + 2.58/V)$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1/J - 1)$ $J = 1 / (\sqrt{(Q \cdot V)}) \times (1,460 - 296 \times V / (T - 288)) + 1$ 但し H_o : 排出口の実高さ (m) Q : 温度 15℃における排出ガス流量 (m^3/sec) V : 排出ガスの排出速度 (m/sec) T : 排出ガスの絶対温度 (K)

(カ) 粉じん濃度基準

「表 2-1 4 粉じん濃度」の基準以下とする。

表 2-1 4 粉じん濃度基準

項目	基準値
排気口出口の粉じん濃度	0.01 g/m ³ N
作業環境の基準濃度	2 mg/m ³ N

(4) 関係法令等の遵守

ア 関連する法令の遵守

本件施設の設計及び建設に関して、遵守する関係法令等は次のとおりとする。

- (ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (イ) 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (ウ) 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）
- (エ) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (オ) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (カ) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (キ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (ク) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (ケ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (コ) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (サ) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (シ) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (ス) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (セ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (ソ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (タ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- (チ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (ツ) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- (テ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (ト) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (ナ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (ニ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (ハ) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）
- (ヘ) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (ロ) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (ホ) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (ヒ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (フ) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- (ベ) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- (ボ) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- (マ) 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- (ミ) 神奈川県環境基本条例（平成 8 年条例第 12 号）
- (ム) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年条例第 35 号）
- (メ) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年条例第 5 号）
- (モ) 茅ヶ崎市環境基本条例（平成 8 年条例第 25 号）
- (ヤ) 茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（平成 16 年条例第 9 号）
- (ユ) 茅ヶ崎市下水道条例（昭和 38 年条例第 4 号）
- (ヨ) 茅ヶ崎市火災予防条例（平成 4 年条例第 3 号）
- (ラ) その他本件事業に関連する法令、条例等

イ 関連する基準・規格等の遵守

本件施設の設計及び建設に関して、準拠又は遵守する基準・規格等（最新版に準拠）は次のとおりとする。

- (ア) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
- (イ) 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）高調波抑制対策技術指針（平成 26 年 4 月改訂 社団法人日本電気協会）
- (ウ) 日本産業規格
- (エ) 電気学会電気規格調査会標準規格
- (オ) 日本電機工業会規格
- (カ) 日本電線工業会規格
- (キ) 日本電気技術規格委員会規格
- (ク) 日本照明器具工業会規格
- (ケ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (コ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (サ) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (シ) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ス) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (セ) 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- (ソ) 官庁施設の総合耐震計画・対津波基準（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号，国営整第 198 号，国営設第 135 号）
- (タ) 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (チ) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号，国営設第 163 号）
- (ツ) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (テ) 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (ト) 煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会）
- (ト) 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号）
- (ニ) その他関連法令，規格，基準等

(5) 設計・建設に係る基本事項

ア 基本設計

建設事業者は，事業スケジュールに遅滞がないよう，工事の基本設計に着手する。基本設計の作成後，設計の内容について市の承諾を得るため，基本設計に係る承諾申請図書を作成し，市に提出する。

基本設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で，本件施設等の実施設計を開始する。なお，基本設計に係る承諾申請図書は，既提出の応募書類に基づくものとし，原則として内容の変更は認めない。ただし，内容を上回り，かつ，市が認めるものであれば，これを妨げるものではない。なお，基本設計に係る承諾申請図書の内容は，次のとおりとする。

- (ア) 施設概要
- (イ) 設計基本数値
 - a 施設計画基本数値
 - b 主要施設（機器）設計計算書

- c 設計仕様書（機械設備，電気設備，土木・建築設備）
- d 図面
- e 全体工事工程
- f その他

イ 実施設計

建設事業者は，基本設計に係る承諾申請図書について市の承諾を得た後，速やかに実施設計に着手する。実施設計の作成後，設計の内容について市の承諾を得るため，実施設計に係る承諾申請図書を作成し，市に提出する。

実施設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で，本件施設等の建設を開始する。なお，実施設計に係る承諾申請図書は，既提出の基本設計に基づくものとし，原則として内容の変更は認めない。ただし，内容を上回り，かつ市が認めるものであれば，これを妨げるものではない。

ウ 実施設計の確定までの手順

- (ア) 建設事業者は，応募書類に基づき実施設計を行う。
- (イ) 建設事業者は，実施設計に係る承諾申請図書として市に提出する全ての図書の一覧を 5 部作成の上，市に提出し，承諾を得る。なお，実施設計に係る承諾申請図書の内容は，次のとおりとする。
 - a 土木・建築及び設備図（意匠図，構造図，外構図，機械設備図，電気設備図，各詳細図等）
 - b 各工事仕様書
 - c 各工事計算書
 - d 各工事積算内訳書
 - e 鳥瞰図（方向を変えた 2 種類とする。）
 - f その他必要な図書
- (ウ) 市は，承諾後，速やかに建設事業者に通知するが，市の承諾を得られない場合，建設事業者は，合理的な理由がない限り，一覧の修正を行わなければならない。

市は，承諾した後においても，一覧に記載されていないものについて，実施設計に係る承諾申請図書の提出を求めることができるものとし，建設事業者は，合理的な理由がなければ提出しなければならない。
- (エ) 建設事業者は，設計の内容について市の承諾を得るため，実施設計に係る承諾申請図書を作成し，市に 5 部提出する。

市は，承諾した後においても，工事工程に影響を及ぼさない範囲で変更を指示することができる。建設事業者は，指示の内容について，合理的な理由がない限り，実施設計に係る承諾申請図書の修正を行わなければならない。
- (オ) 市の承諾後，建設事業者は，実施設計を確定する。

エ 実施設計の契約不適合責任

建設事業者は，本件施設等の実施設計を行うため，設計に係る契約不適合責任については全ての責任を負い，市の承諾申請図書等の承諾行為が，建設事業者の設計に係る契約不適合の責任を回避するものではない。ただし，市が提供する本要求水準書等や市の指示に誤りがあった場合は，この限りでない。なお，実施設計の契約不適合責任期間は，原則として正式引渡し後 10 年間とする。

オ 疑義

本要求水準書等に疑義が生じた場合は，市と建設事業者で協議の上，疑義に係る解釈の決定

を行う。

カ 許認可

本件施設の建設にあたって必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担において全て取得する。ただし、取得に際して、市が担う必要があるものについては市が行うが、建設事業者は必要な協力を行う。

キ 工事

建設事業者は工事の着手及び履行において次の点に留意すること。

- (ア) 工事の開始にあたり、建設事業者は次の図書を適時に市に提出し、市の承諾を得る。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、適宜修正の承諾を得る。
 - a 工事工程表
 - b 建設工事請負契約書に記載された各種届出やその他必要な書類
- (イ) 建設事業者は、本件施設の設備の製造、施工等を行うにあたり、事前に施工承諾申請図書（土木・建築及び設備機器詳細図、施工計画書、施工要領書、検査要領書、計算書・検討書等）を提出し承諾を得ること。
- (ウ) 建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし、これにより難しい場合は市と協議する。
- (エ) 資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明の写しを提出する。

ク 提出書類

本工事に伴う提出書類等は、「営繕工事を施工するみなさまへ」（茅ヶ崎市 HP 内参照）に記載されているもの及び、次に掲げるものとする。

- (ア) 工事工程報告書
- (イ) その他、監督員が指示するもの

ケ 安全衛生管理

建設事業者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努める。特に、工事車両の通行や出入りについては、事故や周辺に迷惑が掛からないよう配慮するとともに、作業従事者への安全衛生管理においては、以下の点に留意すること。

- (ア) 保守の容易な設備の設置、作業の安全の確保、各種保安装置、バイパスの設置及び必要な予備機器の確保、各種設備の適所への設置等、運転管理における安全の確保に配慮する。
- (イ) 関連法令に準拠して、安全、衛生設備を完備する他、作業環境を良好な状態に保つように、騒音や振動の防止、必要換気量や必要照度及びゆとりあるスペースを確保する。
- (ウ) 室内騒音が約 80 デシベルを超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施す。騒音が特に著しい機器類は別室へ設置するとともに、部屋は吸音工事を施す。

コ 環境保全

建設事業者は、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮する。建設廃棄物は、適切にリサイクルや処分を行う。掘削土砂は、敷地配置計画等により、建設用地内で利用することを優先し、余剰分（残土）は外部搬出とする。外部搬出する場合は、適正な仮置きを行うため、飛散防止や異物除去等の処理を行う。

また、市では茅ヶ崎市環境基本計画の中で、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを推

進していることから、工事時に利用する設備や本件施設の設備については、できるだけ再生可能エネルギーを積極的に利用したものや温室効果ガス排出削減につながる効率的な設備等を選定し、地球温暖化防止に努める。

サ 環境への配慮

「環境に配慮した公共工事実施マニュアル（茅ヶ崎市 HP 内参照）」に定められた「配慮項目」に基づき、環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、取組事項に関する配慮内容等を設計及び施工計画書等に反映すること。

（ア） 設計

設計に係る環境配慮事項について、「環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）」に基づき作成し、監督員へ提出すること。提出時期については、監督員の指示に従うこと。

（イ） 工事

工事に係る環境配慮事項について、「環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）」の完了欄に記入し、工事完成時に監督員へ提出すること。

シ 室内空気中化学物質の濃度測定

施工完了時にホルムアルデヒド及び揮発性有機化学物質の濃度を測定し、判定基準以下であることを確認すること。

（ア） 室内濃度測定を行う物質（両単位の変換は、25℃）

- （a）ホルムアルデヒド（ $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること。）
- （b）トルエン（ $260 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること。）
- （c）キシレン（ $200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること。）
- （d）エチルベンゼン（ $3,800 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること。）
- （e）スチレン（ $220 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること。）

（イ） 測定方法

- （a）測定時間は原則として午後2～3時が測定時間の中央となるように行うこと。測定は、測定対象室（居室全て）のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し30分間換気した後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖（ただし、造り付け家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。）してから行う。
- （b）採取時間は、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上とする。
- （c）測定は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次のア、イによって行う。またはア及びイと関連の高い方法によって行うこともできる。

ア ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

イ 揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフィー質量分析法によって行う。

（ロ） 事後措置

- （a）ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じさせるとともに、濃度が基準値以下であることを再確認させた上で引渡しを受けるものとする。

ス 別途工事との調整

(ア) 敷地内において市が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるよう協力すること。なお、年間を通じて発生する各施設の修繕工事は以下のとおりである。

- a ごみ焼却施設：5月～9月頃
- b 既設粗大ごみ処理施設：7月，12月，1月
- c 既設粗大ごみ処理施設ヤード修繕：5月，9月，1月

(イ) 市は、工事監理の受託者（建設工事の工事監理者として市が委託する者）とともに、全体進捗状況の確認を行う。

セ 試運転

建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができることを確認するため、試運転とそれに係る調整を行う。試運転の前に、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、市の承諾を得るものとする。

建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則30日以上とする。なお、本件施設の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断によるものとする。

試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとし、試運転に必要な経費負担も建設事業者が負うものとする。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を市に書類で提出し、責任の所在を明確にした上で市の承諾を得ること。

試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合には、建設事業者は、責任をもってその故障、不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに市に通報して状況説明を行うこと。

なお、試運転に係る費用及び責任分担は次のとおりとする。処理対象物の受入作業や資源物等の搬出作業、売却及び最終処分に係る所掌区分については、第3編の所掌区分に従うものとする。

試運転中につき品質が確認・確保できない等を理由に資源化できないものについては、建設事業者にて最終処分することも可とする。

資源物については、「第2 1 (8) ウ (イ) 性能保証事項」に示す品質を確保しているものに対し、市にて資源化する。品質を確保できないものについては、建設事業者にて資源化又は処分する。

(ア) 市の費用負担範囲

- a 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）における負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の提供に要する費用

(イ) 建設事業者の費用負担範囲

- a 試運転の実施に係る燃料費，ユーティリティ費，人件費，使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等
- b 試運転により発生する残渣，資源物の処分費用（品質が確認・確保できない等を理由に売却できないもの，または，売却により得られる収入を含む。）
- c 予備性能試験及び引渡性能試験を実施する場合の計測及び分析等に係る費用
- d 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用
- e その他，(1)に記載された項目以外の試運転に関連する費用

(ロ) 運営事業者の費用負担範囲

- a 車両（重機を含む。）の調達に係る費用

ｂ 建物内備品等の調達に係る費用

ソ 工事に伴う損傷等の復旧

建設事業者は、道路又は隣地近接建物等において、本工事の影響により不具合が生じると思われる箇所については、事前に写真撮影をしておくこと。また、本工事による不具合と認められる箇所については、市に報告するとともに、直ちに当事者と話し合い、修理及び補修補償等を行うこと。

破損の原因が明確でない場合、着工前写真がない場合などは、建設事業者にて補修補償を行うことになるので注意すること。

設計・建設及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行う。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

タ 保険への加入

建設事業者は、本件施設の工事期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。その他の保険への加入や保険金額等については建設事業者の裁量とする。

(ア) 建設工事保険（加入期間は工事着手日から工事完成期日 14 日後までを含むものとする。）

チ 材料及び機器

(イ) 使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ全て新品とし、原則として JIS 等の前述の規格品を使用する。なお、JIS によらない場合は、JIS 規格同等品以上の性能を有するものであることを証明することができ、(ウ)に規定する内容を証明・保証できる書類を提出した上で、市の承諾を得る。ただし、海外調達材料、機器（電気品以外）等を使用する場合は、事前に市の承諾を受けるものとする。

a 本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む)を確実に満足できること。

b 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に準じた材料や機器等であること。

c 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において発注者が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。

d 完成後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

(ロ) 腐食性のある条件下で使用する材料については、耐腐食性に優れたものを使用する。

(ハ) 使用材料及び機器のメーカーは、建設事業者の自社製品を含め選定基準に係る資料を提出した上で、市の承諾を得る。また、機器のメーカーは、過去の実績・公的機関の試験成績等を十分検討の上、運営・維持管理業務期間終了後も 10 年間にわたり使用することを見据え、補修や部品納品に係る利便性を考慮し、アフターサービス等に万全を期せるメーカーを選定する。なお、あらかじめ使用メーカーリストを提出し、市の承諾を得る。

ツ 各工事積算内訳書の作成

建設事業者は、各工事積算内訳書を作成して市へ提出する。

テ 予備品・消耗品の納品

建設事業者は、本件施設に係る予備品（2 年分）及び消耗品（1 年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成の上、市へ提出し、市の承諾を得る。

予備品は、保証期間に必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておら

ず納入に時間のかかる部品，寿命が 1 年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とする。消耗品は，運転により確実に損耗し，寿命が短い部品，開放点検時に取替の必要な部品等とする。その数量，リスト表（入手可能期間を明記。）を作成し，承諾図書に添付する。原則として対象機器ごとに収容箱に入れ納入する。

ト 完成図書

建設事業者は，工事完成に際して完成図書として次のものを提出する。

(ア) 完成図

- a 完成図（A2 判（見開き A1 判）） 3 部
- b 完成図縮小版（A4 判（見開き A3 判）） 6 部

- (イ) 構造計算書，確認申請書 4 部
- (ロ) 検査及び試験成績書 4 部
- (エ) 取扱説明書 6 部
- (オ) 機器台帳 4 部
- (カ) 機器履歴台帳 4 部
- (キ) 試運転報告書（予備性能試験を含む）6 部
- (ク) 引渡性能試験報告書 6 部
- (ケ) 工程ごとの工事写真 4 部
- (コ) 特許一覧表 4 部
- (サ) 完成写真（プロ撮影）A4 判 6 部
- (シ) 打合議事録，工事日報等その他指示する図書各 5 部
- (ス) 工事過程説明用ビデオ映像（電子記憶媒体）1 式
- (セ) パンフレット 3,000 部（印刷可能な電子データも納品する）
- (ソ) 施設紹介 DVD 及び Blu-Ray 大人用 5 部，子供用 5 部
- (タ) 運営マニュアル 1 式

※CAD 図面や計算書等，電子記憶媒体で提出できるものは，媒体に収録したものも併せて提出する。なお，ファイル形式は PDF ファイルを基本（図面データは TIFF 形式及び DXF 形式）とするが，完成図，工程ごとの工事写真，完成写真，工事過程説明用ビデオ映像，パンフレット，その他市が指示する図書のファイル形式については市と協議する。

ナ 部位調査

部位調査は，次の参考図書に基づき，別途監督員から指示する建築及び設備機器等の対象部位の仕様及び数量の積算を行い，市より提供する「部位調査入力シート(Excel 形式)」にまとめ，成果品として提出する。

- (ア) 「建築物の調査・劣化診断・修繕の考え方（案）・同解説」（発行：日本建築学会）
- (イ) 「建築設備の維持保全と劣化診断」（監修編集：建設大臣官房技術調査室，建設大臣官房官庁営繕部監督課保全指導室・建築保全センター）
- (ロ) 「建築物修繕措置判定手法」（監修編集：建設大臣官房官庁営繕部・建築保全センター）
- (エ) 「建築保全業務共通仕様書」（監修：国土交通大臣官房官庁営繕部，編集・発行：建築保全センター）
- (オ) 「建築躯体・部材・設備等の耐用年数調査」（（社）建築・設備維持保全推進協会）
- (カ) 「建築物のライフサイクルコスト」（監修発行：国土交通大臣官房官庁営繕部・建築保全センター）
- (キ) 「建築数量積算基準・同解説」（発行：（財）建築コスト管理システム研究所）

(6) 工事監理

ア 監督員等による監理及び検査

- (ア) 市は、市が設計・施工監理を行う者として、監督員（以下「監督員」という。）を定める。
- (イ) 市は、建築基準法第5条の4第4項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む。）。
- (ウ) 監督員は、プラント設備、建築物等の設計・施工監理を行う。
- (エ) 工事監理者は、建築士法第18条の規定に基づき、本件施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行う。
- (オ) 市は、茅ヶ崎市工事検査規程及び工事監督規程に基づき、次の検査等を行うものとする。
 - a 完成検査
完成検査とは、建設工事が完成したときに行う検査をいう。
 - b 出来形検査
出来形検査とは、部分払いをするときに行う工事の出来形を確認するための検査をいう。
 - c 手直し検査
手直し検査とは、各検査の結果、手直しを要する部分があると認めるときに契約者に対し相当の期間を定めて手直しをさせ、その手直し状況を確認するための検査をいう。
- (カ) 市は、建設事業者より工事完成の通知を受けた日から起算して14日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知するものとする。
- (キ) 市が出来形検査等を行い、出来形部分を確認した場合においても、当該部分の引渡しを受けたものと解してはならず、目的物引渡しが完了するまでの管理責任は、建設事業者にあるものとする。
- (ク) 市は、完成検査、出来形検査、手直し検査のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要な検査を行うことができる。

(7) 現場管理

ア 施工条件

- (ア) 原則、日曜日は休工とし、極力週休2日に努めること。
- (イ) 作業時間は、原則として8時30分から17時00分までとする。ただし、準備及び後片付けは監督員の承諾を得た上でこの前後に行うことができるものとする。
- (ウ) 工事搬入路等が指定されている場合は、その搬入路以外は使用しないこと。
- (エ) 本工事において、使用又は借用した土地又は、物品等がある場合については、着工前の状態に復旧し、工事完了時まで返却すること。
- (オ) 施工期間内において、施設行事等が催される場合は、監督員及び施設管理者と十分な協議・調整を行うこと。
- (カ) 敷地内は全面禁煙のため、遵守すること。（敷地内の車両内も禁煙。）
- (キ) 工事仮設物の位置や資材・廃材の搬出入計画は、監督員と十分に協議・調整を行うこと。

イ 現場管理

- (ア) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については市と十分協議し、他の工事への支障が生じないように留意する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努める。
- (イ) 工事中は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努める。また、騒音・振動計を設置し、測定値を記録すると共に周辺に対して表示する。

- (ウ) 工事車両は、敷地内で車輪、車体に付着した土砂を洗浄し、退出する。
- (エ) 工事に際して生じる発生残材は、全て構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）や建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）及びその他関係法令等に従い、適正に処理し市に報告する。
- (オ) 現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にする。また、火災や盗難等の事故防止にも努める。
- (カ) 工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努める。
- (キ) 工事中は、工事経過の記録を残すこととし、定点写真を撮影して市に提出する。

ウ 安全管理

工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

エ 仮設工事

- (ア) 工事に必要な仮設工事は、提案によるものとする。
- (イ) 正式な引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は建設事業者の所掌にて、関係機関と協議の上、諸手続きをもって実施する。
- (ウ) 工事用電力及び電話は外部（東京電力㈱、NTT 東日本（東日本電信電話㈱））より引込む。
- (エ) 建設用地内に敷設する仮設道路については市と協議の上、施工する。
- (オ) 市と協議の上、建設事業者の所掌で工事監理者用の各現場事務所を別室にして設置する。使用人数は工事監理者用として 5 名程度を見込み、それぞれの広さは市と協議する。
- (カ) 仮設事務所内には、30 名程度が収容可能な会議室を設ける。
- (キ) 工事監理者用の現場事務所には電話（インターネット接続付で事務所内 LAN 設備整備）、FAX、パソコン、プリンター、コピー機、冷暖房設備、冷蔵庫、厨房器具、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、作業用保護具（ヘルメット、長靴、安全帯）、便所（室内）等必要な備品及び消耗品を用意する。内容、仕様、数量等は市と協議する。
- (ク) 周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設ける。
- (ケ) 仮設用の事務所や駐車場等に必要な用地を敷地内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡し後完成までの期間において無償貸与とする。ただし、市が安全かつ妥当な範囲と認めた場所とし、詳細は市と協議の上、決定する。
- (コ) 工事中の排水を敷地外に放流する場合は、市に確認し、必要な手続きを行う。

(8) 性能保証

建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認すること。

ア 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に市に提出する。建設事業者は、あらかじめ市と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、市の承諾を得る。予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議とする。なお、予備性能試験期間は 2 日以上（稼働時間内）とする。

予備性能試験成績書は、試験期間中の処理実績及び運転データを記録、整理して作成する。ただし、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し引続き試験を実

施する。

イ 引渡性能試験

(ア) 引渡性能試験の実施方法

- a 試験は市立会いのもと、後述の「表 2-15 粗大ごみ処理施設の引渡性能試験方法」に基づいて実施する。
- b それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を市と協議の上、実施する。
- c 試験は工事期間中に行うものとし、あらかじめ市と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、市の承諾を得る。
- d 試験に先立って前日に定格の 5 時間運転を行い、安定稼働を確認してから引続き処理能力に見合った処理量における試験を連続 2 時間以上かつ 1 日延べ 5 時間実施するものとする。

(イ) 引渡性能試験の実施条件

引渡性能試験は次の条件で行うものとする。

- a 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、市の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。
- b 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。
- c 試料の採取場所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。

ウ 保証事項

(ア) 責任施工

本件施設の処理能力及び性能は全て建設事業者の責任により発揮させなければならない。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、市の指示に従い、建設事業者の所掌で施工しなければならない。

(イ) 性能保証事項

「表 2-15 粗大ごみ処理施設の引渡性能試験方法」に記載された全ての保証条件に適合すること。

表 2-15 粗大ごみ処理施設の引渡性能試験方法

試験項目	試験方法	保証条件	備考
粗大ごみ処理施設 のごみ処理能力	(1) ごみ質分析 試験時のごみ質の分析を行う。 ① 試料採取場所 各貯留設備 ② 試料採取頻度 1時間ごとに3検体のサンプリングを行う。 ③ 分析方法 「昭 52. 11. 4 環整第 95 号厚生省環境衛生 局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、 市との協議による。 (2) ごみ処理能力の確認 実施設計図書に記載されたごみ処理能力に見 合った処理量が達成できているか確認する。	ごみ処理能力 27t/日 以上	ごみ質分析に ついては、種類 組成と嵩比重 を対象とする。
選別能力（純度）	(1) 試料採取回数 3 回以上/種類 試料採取場所，測定方法及び測定時間は別途 協議による。	①鉄分中の鉄分純度 95%以上 ②アルミ中のアルミ 純度 85%以上	湿重量%
選別能力（回収率）	(1) 試料採取回数 3 回以上/種類 試料採取場所，測定方法及び測定時間は別途 協議による。	①鉄分中の鉄分目標 回収率 90%以上 ②アルミ中のアルミ 目標回収率 60%以 上	湿重量%
破碎処理能力	(1) 試料採取場所 各貯留設備 (2) 試料採取回数 1時間ごとに4検体のサンプリングを行 う。 (3) 分析方法 「昭 52. 11. 4 環整第 95 号厚生省環境衛生 局水道環境部環境整備課長通知」に準じ、市 との協議による。	設定した1日5時間 当りの処理能力以上 とする。破碎ごみの 最大寸法は，粗破碎 400mm 以下，細破碎 150mm 以下とする。	破碎寸法は破 碎されたごみ の重量の 85% 以上が通過す るふるい目の 大きさとする。
排気口出口 粉じん濃度	(1) 測定場所 集塵装置排出口 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法 大気汚染防止法に準じ，市との協議による。	0. 01g/m ³ N 以下	
作業環境中 粉じん濃度	(1) 測定場所 プラットホーム及び人が常時作業する箇所 (2) 測定回数	2mg/m ³ N 以下	

試験項目		試験方法	保証条件	備考
		2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法 市との協議による。		
騒音・振動		(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北 4 地点）とし、詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「騒音規制法」、「振動規制法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」による。	騒音 昼間：65dB(A) 以下 振動 昼間：65dB 以下	定常運転時とする。 ごみ焼却処理施設も稼動継続した状態で、連携して行う。
悪臭	敷地境界	(1) 測定場所 敷地境界線（東西南北 4 地点）とし、詳細は市との協議による。 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。	臭気指数：15 以下	測定は、昼及び搬入終了後、構内通路を散水した状態で行う。 ごみ焼却処理施設も稼動継続した状態で、連携して行う。
	排出口	(1) 測定場所 集塵装置排出口 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。	悪臭防止法施行規則 第 6 条の 2 の計算方法に従い算出した結果以下	
	排水水	(1) 測定場所 放流水排水口 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「悪臭防止法」による。	臭気指数：31 以下	
排水		(1) 測定場所 放流水排水口 (2) 測定回数 2 回/箇所/日以上 (3) 測定方法は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「下水の水質の検定方法等に関する省令」による。	排水基準値以下	
緊急作動試験		定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。	受電等が同時に停止してもプラント設備が安全で非常用設備が作動すること。	
その他		市との協議による。		市が必要と認

試験項目	試験方法	保証条件	備考
			めるもの

(9) 契約不適合責任

ア 設計に係る契約不適合の責任

- (ア) 承諾申請図書に記載した本件施設の性能及び機能は、全て建設事業者の責任において保証する。
- (イ) 正式引渡し後、本件施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認試験要領書を作成し市の承諾を得た上で、建設事業者の負担において性能確認試験を行う。
- (ウ) 性能確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。
- (エ) 設計上の契約不適合が確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。
- (オ) 設計に係る契約不適合の責任期間は、原則として正式引渡し後 10 年間とする。

イ 施工に係る契約不適合の責任

- (ア) 建築工事関係の契約不適合の責任（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

建築工事関係の契約不適合の責任期間は原則として正式引渡し後 2 年間とするが、防水工事等に関する契約不適合の責任期間については下記のとおりとする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に従う。

なお、建設事業者は、防水工事等につき、下記記載の期間にわたる保証に係る保証書（原則、建設事業者、下請け業者及び製造業者の連名）を提出する。

a アスファルト防水

- (a) コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水 10 年 保証
- (b) 断熱アスファルト防水 10 年 保証
- (c) 露出アスファルト防水 10 年 保証
- (d) シャワー室アスファルト防水 10 年 保証

b 塗膜防水

10 年 保証

c モルタル防水

5 年 保証

d 躯体防水

5 年 保証

e 合成高分子ルーフィング防水

10 年 保証

f 仕上塗材吹付

10 年 保証

g シーリング材

5 年 保証

- (イ) プラント工事関係の契約不適合の責任

プラント工事関係の契約不適合の責任期間は原則として正式引渡し後 2 年間とする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によるときは、民法の規定に従う。

- (ウ) 契約不適合による損害賠償

施工上の契約不適合が確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。

ウ 契約不適合検査

- (ア) 契約不適合の確認

市は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、契約不適合の確認を行わせることができる。

- (イ) 契約不適合確認検査

建設事業者は市との協議に基づき、本施設の引渡前までに契約不適合確認検査要領書を作成し、市の承諾を得る。建設事業者は、契約不適合確認検査要領書に基づき、市の指定する時期に建設事業者の負担において確認検査を行う。この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等の掛かる費用は建設事業者の負担とする。なお、契約不適合の責任期間中は毎年契約不適合確認検査を実施する。

(ウ) 契約不適合確認の基準

- a 運転上支障がある事態が発生した場合
- b 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- c 性能に著しい低下が認められた場合
- d 主要装置の耐用が著しく短い場合

エ 契約不適合責任の改善・補修

(イ) 契約不適合責任担保期間中の補修

確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において無償で改善・補修する。

(ロ) その他

契約不適合責任期間の経過後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合（建設事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの。）、これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担とする。運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、上記の補修に関する費用につき、市に対して何らの支払を請求することもできないものとする。

(10) 正式引渡し

工事完成後、本件施設を正式に引渡しするものとする。

工事完成とは、「(1) ウ 建設事業者の業務概要」に記載された業務範囲の工事を全て完了し、「イ 引渡性能試験」により所定の性能が確認された後、完成検査を受け、これに合格した時点とする。

正式引渡しにあたり、市の完成検査、建築基準法の完了検査等の工事完了に係る法定検査、官庁届出書等の必要な手続き業務を実施、又はこれに係る市の事務を支援し、これらの費用を負担すること。

(11) 運営・維持管理業務開始までの運営

本件施設は、既存粗大ごみ処理施設と同様に隣接するごみ焼却施設から電力を引込むため、既存粗大ごみ処理施設から本件施設に電力切替を行った後は、既存粗大ごみ処理施設での処理が不可能となる。

従って、運営・維持管理業務開始までは、本件施設にてごみの全量処理、一般持込及び収集車によるごみの搬入対応等、運営・維持管理業務開始後に実施予定の業務を行うこととする。

なお、業務実施にあたっては、建設事業者の所掌にて本件施設の維持管理を行うこと。

2 全体計画

(1) 施設整備の基本方針

市では、本件事業における施設整備の基本方針を以下のとおり定めている。本件施設の設計・建設業務の履行においては、本件事業の特性である設計・建設業務と運営・維持管理業務を一体として事業者で計画する特徴を活かし、より効果的に以下の基本方針を実現できるよう配慮すること。

- ア 適正な処理を行うことができる施設
- イ 資源循環型社会形成を促進する施設
- ウ 最終処分量の削減に寄与する施設
- エ 安全で安心して運転ができる施設
- オ あらゆる災害や危機に対応できる施設
- カ 快適で安全な生活環境を守る施設
- キ ごみや資源物を経済的・効率的に処理する施設

(2) プラント排水の処理

プラント排水は、単独処理後、公共下水道に排水する。

(3) 設計・建設期間における環境事業センターの通常業務への配慮

建設用地は、本市環境事業センター内に位置しており、センター内のごみ焼却施設及び既存の粗大ごみ処理施設は設計・建設期間を通じて通常業務（受入対象物の受入、処理等）を継続している。

このため、設計・建設業務の実施においては、本市環境事業センター内の通常業務に支障が出ないような施工計画を立案するとともに、通常の搬入車両や工事車両に関する車両動線や工事中の安全対策に十分に配慮するものとする。

また、設計・建設における工事エリアについては、仮囲いをし、通常業務エリアとのエリア分けを行う。

なお、工事期間中に別途工事が発生した場合においても同様とし、本市環境事業センター職員等との調整にも協力するものとする。

(4) 全体配置計画

ア 本件施設の配置・動線

敷地内の配置計画例は「添付資料 2 配置動線図（標準案）」に示すとおりとする。施設配置、動線計画等は建設事業者の提案によるものとするが、配置に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。

- (ア) 見学者を中心とした一般来場者の出入口は、原則ごみ焼却施設南側の出入口（以下、「既存南側出入口」という。）とする。本件施設やごみ焼却施設へのごみの搬出入車や維持管理関係車等の入口は環境事業センター北側の出入口として動線を分けるものとし、それぞれの出入口扉（門扉）は既存の門扉を利用する。ただし、本件施設の南側にも門扉を新たに設ける（以下、「新設出入口」という。）こと。なお、既存南側出入口が、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に適合した出入口（幅、傾斜路等）とならない場合は、既存南側出入口を適合するように改修するか、又は新設出入口を適合するように整備する必要があるが、いずれとするかは協議による。
- (イ) 本件施設に関する駐車場のレイアウトは提案とする。
- (ウ) 工場棟は、維持管理用車両や資材等運搬車の通行のため、周回できる道路を設ける。施設周回道路の幅員は一方通行（一車線）で7mを基本とする。

- (エ) 収集車や搬出車両等の作業動線と見学者の動線を区別し、極力交差しないようにする。
- (オ) 敷地内で待車する搬入車を収容できるように、ごみ計量機、プラットホーム等の渋滞が見込まれる場所は、十分な数量や待車する場所を確保する。なお、直接搬入車両においては、搬入時と退出時の2回計量が必要である。その他の搬出入車両台数についても、設計において考慮するものとする。
- (カ) 直接搬入の混載については、本件施設で荷下ろしすることを基本とする。なお、年末年始等の繁忙期については、状況に応じた対応とする。
- (キ) 直接搬入車については、収集車が使用するプラットホームとは別に一般持込みエリアを設ける等安全対策、渋滞対策に十分配慮したレイアウト、動線とする。

イ 計量検収

計量棟の配置や、計量・検収に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。

- (ア) 計量棟は既設トラックスケール1ヵ所と一般搬入車用に新設する1ヵ所の計2ヵ所を標準とし、既設計量棟も含め運営事業者が管理する。(ただし、既設計量棟については保守点検・修繕除く)
- (イ) 計量棟は、計量棟内の事務室から進入側の計量事務が行えるよう配置する。

(5) 設計・建設業務の流れ

本件施設の建設用地は、「第2 1 (2) イ 敷地の範囲と建設用地」に示すとおりであるが、既存施設の稼働や土壌汚染対策法による敷地利用の制約上、設計・建設業務は工期内でⅠ期工事とⅡ期工事に分けて段階的に行うものとする。Ⅰ期工事とⅡ期工事の区分については、「添付資料3 所掌区分図」による。

ア Ⅰ期工事

- (ア) 本件施設及び建設用地内関連設備等を整備する。Ⅰ期工事の対象エリアについては、土壌汚染対策法の解除区域となるため、工事にあたっては掘削が可能な区画となる。
- (イ) Ⅰ期工事期間中は、既設粗大ごみ処理施設の稼働を継続するため、既設粗大ごみ処理施設で使用している一般持込用仮設計量棟(計量器含む)及び一般持込受入ヤードの運用に支障が出ないよう工事を行う。

イ Ⅱ期工事

- (ア) Ⅰ期工事完了後、Ⅱ期工事対象エリアにある一般持込用仮設計量棟(計量器含む)及び一般持込受入ヤードを撤去する。
- (イ) Ⅱ期工事の対象エリアにおいて「第2 1 (2) キ (ウ) h 緑化(36条)」を満足するために緑地整備をすることは可とするが、その場合であっても当該エリアは土壌汚染対策法に基づく調査未了区画に該当するため舗装撤去までとし、地下部分の工事は行えないことに注意する。なお、Ⅱ期工事の対象エリアを緑化しない場合においても、一般持込用仮設計量棟(計量器含む)及び一般持込受入ヤードを撤去後エリアは舗装等の復旧をするものとする。

(6) 設計・建設工事における留意事項

ア 工事に係る環境保全対策

- (ア) 必要に応じた散水、工事関係車両の洗浄や搬出入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行う。
- (イ) 降雨に伴う濁水は、沈砂池で沈砂処理を行った後、仮設水路を経由して市が指示する場所に放流する。沈砂池、安全柵及び仮設水路等は不要となった時点で撤去し、必要に応じて埋め戻しを行う。

- (ウ) 低騒音型, 低振動型, 排ガス対策型等の機械を使用する, 運搬車や工事の集中を避ける等, 騒音や振動, 排ガス濃度の低減に努める。
- (エ) 工事車両の走行ルートについては, 監督員と協議の上, 決定すること。
- (オ) 資機材運搬車両が沿道を通行する際には, 走行速度に留意し, 出来るだけ車両騒音の発生を抑制する。

イ 工事に係る安全対策

- (ア) 建設事業者は, その責任において工事中の安全に十分配慮し, 工事車両を含む周辺の交通安全, 防火等を含む現場安全管理に万全の対策を講ずる。
- (イ) 工事稼働日は, 交通誘導員を配置し, 特に大型車両の出入りや敷地境界付近での工事の際は, 適宜人数を増やす等, 工事関係車両による事故防止に努めること。
- (ウ) 敷地周辺は, 付近の工場に出入りする車両やごみ収集車搬入車両, 自己搬入車両が多いことから, 車両の誘導には, 細心の注意を払うこと。
- (エ) 工事車両の出入りについては, 周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし, 特に場内から泥等を持出す恐れのある時は, 場内で泥を落とす等, 周辺の汚損防止対策を講ずる。
- (オ) 工事中は, 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)で規定された機械の使用等, 騒音や振動の発生の防止に努める。また, 騒音・振動計を設置し, 測定値を記録すると共に周辺に対して表示する。

ウ 測量及び地質調査

- (ア) 測量は, 市が提示するもので不十分と判断する場合は, 建設事業者において敷地及び周辺を事前に測量するものとするが, 各種申請書等に必要となる現況の敷地全体配置図については, 建設事業者において敷地内の既存建物及び各種工作物の配置, 敷地全体のレベル, 周辺道路レベルを測量又は確認の上, 作成すること。
- (イ) 地質は, 市が提示するもので不十分と判断する場合は, 建設事業者において調査を行う。

エ 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事においては「土木工事安全施工技術指針(第8章基礎工事)(国土交通省大臣官房技術調査課)」に従い, 調査を実施する。

掘削工事着工に先立ち, 必要な調査・検討(透水試験及び観測井の調査等)を十分に行い, 工事の進捗状況に支障をきたさぬよう考慮する。

(7) 緑地整備

本件事業では, 茅ヶ崎市まちづくり条例に基づき, 環境事業センター敷地全体で緑地面積を満たす必要がある。本件事業における緑地整備範囲は, 「添付資料 1 敷地平面図(標準案)」に示すとおりであるが, 建設用地以外のエリアの緑化や本件施設の屋上緑化により緑地面積を満たすことも可とする。

(8) 災害対策

ア 火災対策

- (ア) 本件施設での火災に対応するため, 消防の用に供する設備, 消火活動上必要な設備, 防火水槽, 消防用水及び自動放水装置等より構成される消防設備を整備する。
- (イ) 消防設備は消防関係法令を遵守して設ける。
- (ウ) 危険と考えられる箇所については, 建設事業者の提案によるものとし, 各設備の内容は, 本市消防本部と協議の上決定する。

イ 地震対策

- (ア) 耐震設計及び計画にあたって適用する基準類としては、法体系及び他地区での採用事例等から以下の最新版を適用することを基本とするとともに、これ以外にも必要な基準類は積極的に適用するものとする。
- a 確実に満足しなければならない基準類
 - (a) 建築基準法・同施行令
 - b 参考とすべき基準類
 - (a) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（主に建築物）
 - (b) 建築物の構造関係技術基準解説書（主に建築物）
 - c その他参考とすべき基準類
 - (a) 建築物
 - i) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
 - ii) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
 - iii) 鋼構造許容応力度設計規準（日本建築学会）
 - iv) 地震力に対する建築物の基礎設計指針（日本建築センター）
 - v) 建築構造設計基準及び同解説（公共建築協会）
 - vi) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
 - vii) 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
 - (b) 電気設備
 - i) 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - ii) 配電規程（低圧及び高圧）
 - (c) その他
 - i) 間仕切の耐震性能に関する基準
 - ii) 擁壁の取扱い（神奈川県建築行政連絡協議会）
 - (イ) 耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数を 1.25）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とする。ただし、これは耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しない。
 - (ウ) プラント設備等は、重要機器については建築基準法に準じて建築又は建築設備の分類と同等のレベルの耐震性を確保するものとし、それ以外の設備機器については、「建築設備耐震設計・施工指針」に準じるものとする。なお、重要機器およびそれ以外の設備機器の区分設定は市との協議による。
 - (エ) 感震器を設置し、原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、処理を自動的に安全に停止できるシステムを構築する。
 - (オ) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とする。
 - (カ) 指定数量以上の灯油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納する。
 - (キ) 灯油等の貯蔵タンク、サービスタンク等には、必要な容量の防液堤を設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。
 - (ク) 塩酸、苛性ソーダ等の薬品タンクの設置については、必要な容量の防液堤を薬品ごとに設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。
 - (ケ) 電源あるいは計装制御用空気源が断たれたときは、各バルブ、ダンパー等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。

ウ 水害対策

- (ア) 機器配置は屋内配置とし、施設の機能を確保するための重要機器や受配電設備、計装制御設備等は、洪水時の想定浸水深（0.5～3m）に配慮し、地下階への設置を避け、想定浸水深以上のレベルに配置する。
- (イ) 破碎機については、本件施設の重要機器の一つであることから、少なくとも駆動装置については浸水時に深刻な被害を受けないことに配慮したレベルに設置する。

エ その他の対策

- (ア) 短期的な断水が生じた場合にも、定常運転を継続することが可能なように受水槽、高置水槽の容量に適正な余裕を見込むものとする。
- (イ) 停電対策として、施設のデータ処理装置等の非常用バックアップ電源として、無停電電源装置を設ける。また、施設の安全確保のための照明や保安上必要な機器等を運転操作するために、非常照明設備、非常用放送設備等の非常電源内蔵型機器を採用する。

(9) その他留意事項

ア 塩害対策

本件施設は、海から近いことを考慮して、施設全般において塩害対策を考慮する。

3 機械設備工事仕様

(1) 各設備共通仕様

ア 歩廊、階段等

- (ア) プラント設備の運転及び保全のため、設備、機器等の周囲に必要な歩廊、階段、点検台等を設ける。機器周囲の点検台等は極力周辺歩廊と高さを合わせる。
- (イ) 歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしない。
- (ウ) 階段の傾斜角、けあげ、踏面の寸法はできるだけ統一を図り、踏面には滑り止め対策を施す。
- (エ) 梯子の使用はできるだけ避ける。
- (オ) 歩廊、階段の幅は、原則として、日常点検及び避難等に使用する主要なものは1,200mm（有効）以上、その他のものは800mm（有効）以上とする。
- (カ) 歩廊、階段で手摺を設ける場合は、原則として高さ1,100mm以上とする。
- (キ) 機械の回転部及び突起部周辺等、通路が狭くなる恐れのあるところは、通路幅に余裕をもって配置する。
- (ク) 使用材料は、原則、溶融亜鉛メッキとする。また、腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行う。
- (ケ) 高所作業が必要な所では、転落防止柵、安全带や転落防止用ネット取付けフック、十分な高さの作業用踏み台の設置等、安全な作業が行えるよう配慮する。
- (コ) 見学者が、広範囲で見学対象の設備全体が視界に入るよう、歩廊や機器の配置、形状等に配慮する。
- (サ) 補修等を考慮し、処理設備室と外部は直接出入りできるようにし、機器、機械の搬入を考慮して、その出入り幅はできるだけ広くし、補修用工具、機材搬入用の吊上げホイスト、吊上げフック及び吊上げスペースを確保する。
- (シ) 床は設備仕様や部屋の用途に応じた計画とし、安全な作業や、工具、部品等の落下を防止する構造とする。

イ 機器、配管等

- (ア) プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネに視点を持った設計とする。
- (イ) 各種設備や機器の管理、点検、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置する。
- (ウ) コンベヤ類等で本要求水準書に記載の無い機器を追加で設置することを提案する場合は、類似する機器の仕様に準拠する。
- (エ) 通常運転のもとで計測、分析が必要な場合、各現場で直接測定できるような箇所に測定口を設置する。
- (オ) 機器、部品等は、補修、修理時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせる。
- (カ) ポンプは交互運転が可能なようにする。
- (キ) 機器の回転部分、稼働部分には、安全標識を設置し、安全カバー等の防護対策を行う。
- (ク) 粉じんが発生する箇所には、適切な防じん対策、局所吸引による集塵対策を講じ、作業環境の保全に配慮する。
- (ケ) 臭気や化学物質が発生する箇所には適切な臭気対策、局所吸引による脱臭及び化学物質除去対策を講じ、作業環境の保全に配慮する。
- (コ) 気温が上昇する箇所や作業環境の保全が必要な個所は、給気、換気が十分行えるようにする。
- (サ) 使用環境に応じて、ステンレス鋼等を使用する等十分な腐食対策を行う。

- (シ) 配管は、ドレン滞留、エア滞留、結露、発錆、振動、凍結、異種金属接触腐食等の対策を考慮して計画し、詰りが生じ易い流体用の配管には掃除が容易なように考慮する。
- (ス) 汚水系統の配管材質は管（外面、内面）の腐食等を考慮し、適切な材質を選択する。
- (セ) 設備の種類ごとに色彩計画に基づき配色し、設備名称等を明記する。
- (ソ) 塗装は、耐熱性、耐薬品性、防食性、耐候性、配色等を考慮する。
- (タ) 配管の塗装については、各流体別に色分けし、内部流体と流れ方向を明示する（塗装の範囲、方法は提案とし、詳細は別途協議とする。）。

ウ 電気、制御、操作盤

- (ア) 鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は適切なものを選択する。
- (イ) 扉を鍵付きとする場合は、共通キーとする。
- (ウ) 塗装は、盤の内外面とも指定色とする。

エ 安全対策

- (ア) 共通部分を含む機器については、設備稼動時においても、同機器の定期修理時、定期点検時に安全で能率的な作業が行えるように十分な配慮をするものとする。
- (イ) 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業への注意を知らせる必要がある場所には、標識を設置する。
- (ウ) 油、薬品類及び危険物類注入口には、受入口等の接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板（アクリル板）を設ける。
- (エ) 薬品類を取扱う箇所には、シャワーや洗眼器等を設置すること。
- (オ) 床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや安全帯用フックを設ける。
- (カ) 薬品類を取扱う場所、ほこり、粉じんの多い場所には、散水設備及び排水設備を設ける。
- (キ) 有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要な水槽等には、換気設備又は、可搬式通風装置を設置できるマンホール（φ900 以上）を設ける。
- (ク) 車両走行ルートにおいて、計量棟、プラットホーム入口など高さ制限がある場合は、見える位置に高さ制限表示をする。

オ その他

- (ア) 道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを 5.0m 以上とする。ただし、大型重機車両（ラフタークレーン等）が通行できるように配慮する。
- (イ) 労働安全上危険と思われる場所には、安全標識を JISZ9103（安全色—一般的事項）により設ける。
- (ウ) 各作業に適する作業環境を確保する。
- (エ) 工場棟内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な明るさを確保する。

(2) 受入供給設備

ア ごみ計量機

- | | | |
|-----|--|--|
| (ア) | 形式 | ロードセル式(4点支持) |
| (イ) | 数量 | 【1】基 |
| (ウ) | 主要項目 | |
| a | 最大秤量 | 30t |
| b | 最小目盛 | 10 kg |
| c | 積載台寸法 | 幅 3.0m以上×長さ 7.5m以上 |
| d | 表示方式 | 【デジタル表示】 |
| e | 操作方式 | 【自動及び押釦】 |
| f | 印字方式 | 【自動】 |
| g | 印字項目 | 【総重量, 車両(風袋)重量, ごみ重量, 年月日, 時刻, 車両番号, 区域番号, 登録コード, 料金, その他必要項目】 |
| h | 電源 | 【 】V |
| (エ) | 付属品 | 【計量装置, データ処理装置, 信号灯, 計量ポスト(カードリーダ), 電光表示装置, 帳票用プリンター, ガードポール, 誘導用マイク・スピーカ, その他必要なもの】 |
| (オ) | 特記事項 | |
| a | 計量機は, 持込みごみの搬入車等の計量を行うことから, 全ての車両に対して円滑な計量事務が行えるように, 必要設備の仕様を決定するとともに, 集計等への配慮を行う。 | |
| b | 計量機の数量は, 繁忙期においても, 計量の待車が他の通行の妨げになることや, 場外に出ることがないように設定する。 | |
| c | 持込みごみ搬入車等の計量に利用するため, 未登録車の2度計量(搬入時の車両重量から退出時の車両重量を差し引いてごみ量を算定し, 退出時に計量棟にて料金の収納を行う。)に対応したシステムを構築する。 | |
| d | 計量機の進入方向は一方通行とする。なお, ごみ計量器の横には十分な幅員がとれるバイパス通路を設けること。 | |
| e | 計量棟は, ごみ計量機とともに屋根で覆い, 屋根の軒高は搬出入車両の種類等を考慮して設ける。 | |
| f | 進入可否判別用の信号機を搬入用, 搬出用それぞれに設置する。 | |
| g | 重量の表示は, 計量室内及び計量機ごとに配置する。 | |
| h | 搬入・搬出車やごみの種類に応じた計量データの処理を行い, 直接搬入車等の未登録車に料金の計算と領収書の発行が可能なシステムとする。 | |
| i | 計量データは計量受付終了後 1 日分の計量データを, 集計用プリンターに出力するとともに本件施設のデータログに転送する。 | |
| j | 計量システムは, 将来の料金体系改訂等に対応できるよう考慮する。 | |
| k | 計量データは, 中央制御室及び運営事業者用事務室でのモニタが可能であると共に, 異常時には, 中央制御室へ警報を発する機能を有する。 | |
| l | 入退場信号機は, 受付処理と連動して制御する。 | |

イ プラットホーム

- | | |
|----------|----------------|
| (ア) 形式 | 屋内式 |
| (イ) 通行方式 | 【一方通行】 |
| (ウ) 数量 | 1 式 |
| (エ) 構造 | 【鉄筋コンクリート製勾配床】 |

(オ) 主要項目

- a 幅員（有効） 【 】 m以上
b 床仕上げ 【耐ひび割れ，耐磨耗，滑り止め仕上げ】

(カ) 特記事項

- a プラットホームの有効幅は，搬入車両が受入供給設備に投入作業中に，隣の受入供給設備に他の車両が寄り付くための切り返し場所を十分に確保するとともに，さらにその搬入車両の脇を入退出するための車両が，安全に通行できる十分な長さを確保する。
b プラットホーム内のレイアウトは処理フローに応じて計画すること。
c 進入，退出は一方通行で，見通しをよくし，床面には車輛誘導線を書き入れる。
d プラットホームの監視員が控えるプラットホーム監視員室，便所，洗浄用水栓及び床面等清掃用の高圧洗浄装置を必要な箇所，数量で設置する。
e プラットホーム監視員室は，全体を見渡せる場所に設ける。また，室内には湯沸かし設備，付近には便所を設ける。
f 床面に耐磨耗，滑り止め対策を行うとともに，ごみ投入作業時の安全区域確保に配慮して，安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。
g 床面は水勾配を設け，排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両，人の通行に配慮した仕様とする。
h 自然光を採り入れる等，十分な照度を確保する。また，照明は，出来るだけ LED 器具等の省エネ型とし，それによらない場合は，蛍光灯等を使用する。なお，高所に取付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。
i プラットホームに設置される操作盤，スイッチ等は，防水防錆仕様とする。
j 残響及び鳥対策を行う。
k 搬入車両のダンプ姿勢での走行トラブルに配慮する。
l 荷下ろしによる衝撃，**ホイールローダ・ショベルローダ・バックホウ等の重機作業による衝撃等**に耐える強度を有する。
m 防臭装置等の悪臭防止対策を講じる。

ウ プラットホーム出入口扉

(ア) 形式 【 】

(イ) 数量 【 】 基

(ウ) 主要項目（1 基につき）

- a 扉寸法 幅【 】 m×高さ【 】 m
b 材質 【 】
c 駆動方式 【 】
d 操作方式 【車両感知及び車両管制による自動制御，現場手動】
e 車両検知方式 【 】
f 開閉時間 【15 秒以内】
g 駆動装置 【 】

(エ) 付属品 【 】

(オ) 特記事項

- a 形式の選択は，台風時や暴風時等にも安定して開閉が可能であり，かつ歪み，故障を生じないものとする。。なお，重量シャッターとシートシャッターの組み合わせ等も可とするが，上記対応が可能な運用ができるようにすること。
b メンテナンスが容易に行えるようにする。
c 車両検知は異なる原理のもの 2 種以上を組合せる等し，車両通過時に扉が閉まらない構

d プラットホーム出入口扉付近に、歩行者用専用扉を設ける。

(ア) 形式 ストックヤード

(7) 主要項目

b 面積

(b) 貯留部 【 】 m², 幅 【 】 m × 奥行 【 】 m

(才) 特記事項

- オ 不燃ごみ受入貯留ヤード

(ア) 形式 ストックヤード

(7) 主要項目

b 面積

(b) 貯留部 【 】 m², 幅 【 】 m × 奥行 【 】 m

(才) 特記事項

- a 搬入された不燃ごみを車両から荷下ろしするとともに、貯留及び破袋、粗選別作業をするための場所であり、プラットホームに隣接して設ける。
- b ヤードでの有効貯留量は、計画日最大処理量の3日分以上とする。
- c 搬入車の進入、荷下ろし、退出、破袋・粗選別作業、ごみ受入ホッパへの投入作業、抜取物一時貯留ヤードへの移送作業がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有するものとする。
- d 天井高は搬入車両がダンプ姿勢で走行可能な高さを確保する。
- e 腰壁は鉄筋コンクリート造とし、内面は鋼板貼りとする。
- f 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置する（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- g 床面の摩耗対策は鋼材埋込式とし、滑り止め対策を行う。
- h 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- i 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保する。また、照明は、出来るだけLED器具等の省エネ型とし、それによらない場合は、蛍光灯等を使用する。なお、高所に取付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。
- j 残響及び鳥対策を行う。
- k プラットホーム内で常時作業を行う場合は、暑さ対策を施す。荷下ろし・保管場所には、赤外線カメラによる表面温度監視装置または炎検知器等を設け、必要に応じて消火設備を設けること。
- l 蛍光管の受入、選別等の作業中の割れを想定し、換気や空気の希釈に配慮した空間計画とする。
- m 一般持込みで可燃ごみが混載されている場合に備え、可燃ごみをごみ焼却施設への搬入までに一時的に貯留するためのコンテナボックス等を設ける。

カ 受入ホッパ

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】基
- (ウ) 主要項目（1基につき）
 - a 材質 【 】，厚さ【 】mm
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 大型ごみ受入貯留ヤード及び不燃ごみ受入貯留ヤードに貯留されている大型ごみ及び不燃ごみをホイールローダ等で安全かつ確実に投入するために設ける。
 - b 点検用タラップや点検口を設けることとし、点検口は落じんを防ぐよう密閉構造とする。
 - c 耐摩耗性、耐衝撃性を考慮すること。
 - d 投入口にはミスト設備の設置による防じん対策を施すとともに、必要に応じて環境集塵等の対策を講ずる。

キ 受入供給コンベヤ

- (ア) 形式 【鋼板製エプロンコンベヤ】
- (イ) 数量 【 】基
- (ウ) 主要項目（1基につき）
 - a 能力 【 】t/h
 - b 寸法 幅【 】m×長さ【 】m

- c 主要材質 【 】
- d 駆動方式 【 】
- e 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
- f 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 受入ホッパに投入されたごみを粗破砕機に搬送するために設ける。
 - b コンベヤの点検，整備スペースを設ける。
 - c コンベヤの耐摩耗対策を考慮する。
 - d コンベヤのテール部及びヘッド部付近に，搬送物等のこぼれ落ち及び堆積が生じない構造とする。
 - e 下流側機器とのインターロックを設ける。
 - f 気密性の確保や防じん対策を施すとともに，必要に応じて集塵等の対策を講ずる。
 - g 搬送のために複数の供給コンベヤを設置する場合は，コンベヤの用途や種類に応じて適切な名称を付けること。

ク 不燃ごみ破袋機（必要に応じて設置）

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 能力 【 】 t/h
 - b 破袋率 【 】 %以上（多重に使用したものはこの限りでない。）
 - c 主要材質 【 】
 - d 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
 - e 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 不燃ごみの収集袋を破袋するために、必要に応じて設ける。
 - b 後段の異物除去手選別コンベヤ（必要に応じて設置）上での選別作業を容易に行える状態にできる形式、仕様とする。
 - c 除袋設備の設置の有無は提案によるものとする。

ケ 不燃ごみ異物除去コンベヤ（必要に応じて設置）

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 能力 【 】 t/h
 - b 寸法 幅 【 】 m × 長さ 【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 駆動方式 【 】
 - e 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
 - f 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 不燃ごみに含まれている処理困難物等抜取物等を選別するために，必要に応じて設ける。

- b 設計におけるコンベヤ速度，ごみの層厚は，異物の選別が十分できる余裕のもったものとする。
- c 破碎機での爆発に対して作業員への影響がないよう対策を施す。
- d 選別物を抜取物等一時貯留ヤードに移送できるように計画する。
- e 状況に応じて手選別要員を増員できるよう、コンベヤ長さや手選別要員の配置場所には余裕を見込む。
- f 作業場所には，暑さ対策を施す。
- g コンベヤの周辺には点検，整備も考慮した十分なスペースを設ける。
- h コンベヤ速度は現場にて調整できるようにする。
- i シュート部では音対策、耐磨耗対策を施す。
- j 作業員が作業しやすい高さ、コンベヤ幅とする。
- k 原則として、点検・補修が容易に行える構造とする。
- l 緊急停止装置を設ける。

コ 薬液噴霧装置（消臭剤及び防虫剤）

- (ア) 形式 【高圧噴霧式】
- (イ) 数量 【1 式】
- (ウ) 主要項目
 - a 噴霧場所 【 】
 - b 噴霧ノズル 【 】 本（内，消臭剤用【 】 本，防虫剤用【 】 本）
 - c 操作方式 【遠隔手動（タイマ停止），現場手動】
- (エ) 付属品 【消臭剤タンク，防虫剤タンク，供給ポンプ】
- (オ) 特記事項
 - a プラットホーム，各受入貯留ヤード，貯留装置等へ消臭剤や防虫剤を適宜噴霧する装置とし，可搬式の採用も可とするが，運用に支障が生じない数量とする。
 - b 噴霧ノズルは薬液の液だれ防止を図る。
 - c 薬液の搬入，注入を容易に行えるものとする。

(3) 破碎設備

ア 粗破碎機

- (ア) 形式 【低速回転式破碎機（二軸式）】
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 処理対象物 不燃ごみ，大型ごみ
 - b 処理対象物最大寸法 幅 1,500mm×奥行 1,000mm×高さ 2,000mm
 - c 能力 【 】 t/h（【 】 h/日稼働）
 - d 破碎物寸法 【 】 mm 以下
 - e 操作方式 【自動，遠隔手動，現場手動】
 - f 投入口寸法 幅【 】 m×奥行【 】 m
 - g 主要材質 【 】
 - h 駆動方式 【油圧駆動】
 - i 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 本破碎機は，後段の高速回転式破碎機の負荷軽減や爆発・火災事故防止を目的に，粗破碎

- するために設ける。
- b 本体内部は、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とする。
 - c 破碎後の最大寸法は、400mm 以下とする。(スプレー缶(ボンベを含む。))の破碎(穴開け)が可能な寸法とする。)
 - d 破碎物等の飛散、落下防止対策を行う。
 - e 非常停止装置を設ける。
 - f 過負荷防止対策を考慮する。
 - g 処理困難物や処理不適物が容易に排出できる構造とする。
 - h 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とする。また、破碎刃等は、耐摩耗性を有するものとする。
 - i 爆発性危険物の混入による可燃性ガスに対し、爆発限界濃度以下へのガス濃度低下対策として、必要に応じて換気等の対策を施す。
 - j 火災の自動検知を行い、受入供給コンベヤ、粗破碎機等の自動停止及び中央制御室へ警報表示を行う。
 - k 火災の自動検知から水噴霧の自動注入等の対策を行う。
 - l 万一の爆発に備え、頑強な構造にするとともに、専用室に設置し、天井部等に爆風の逃がし口を設ける。
 - m 粉じんの飛散を防止するため、集塵設備を設置し、適所に散水できる散水設備を設置する。
 - n 「第2 3 (3) イ 高速回転破碎機」の事故時の対応におけるバイパス利用時でも処理に支障を来さないものとする。

イ 高速回転破碎機

- (ア) 形式 【高速回転破碎機(堅型又は横型)】
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 主要項目(1 基につき)
 - a 処理対象物 不燃ごみ、大型ごみ
 - b 処理対象物最大寸法 【 】 mm
 - c 能力 【 】 t/h (【 】 h/日稼働)
 - d 破碎物寸法 【 】 mm 以下
 - e 操作方式 【自動、遠隔手動、現場手動】
 - f 投入口寸法 幅【 】 m ×奥行【 】 m
 - g 主要材質 【 】
 - h 駆動方式 【 】
 - i 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 本破碎機は、不燃ごみや大型ごみを細破碎し、後段の選別に必要な粒度に破碎するために設ける。
 - b 本体内部は、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とする。
 - c 処理対象物の最大寸法は、前段の粗破碎機の破碎物寸法との整合を図ること。
 - d 破碎後の最大寸法は、150mm 以下とする。
 - e 破碎物等の飛散、落下防止対策を行う。
 - f 非常停止装置を設ける。
 - g 過負荷防止対策を考慮する。
 - h 処理不適物が容易に排出できる構造とする。

- i 摩耗，腐食，損傷を十分考慮した材質とし，堅牢で耐久性があり点検，整備が容易な構造とする。また，破砕刃等は，耐摩耗性を有するものとする。
- j 爆発性危険物の混入による可燃性ガスに対し，爆発限界濃度以下へのガス濃度低下対策として，蒸気の注入や換気等の対策を施す。
- k 可燃性ガス及び火災の自動検知を行い，破砕機等の自動停止及び中央制御室へ警報表示を行う。
- l 火災の自動検知から水噴霧の自動注入等の対策を行う。
- m 万一の爆発に備え，頑強な構造にするとともに，専用室に設置し，天井部等に爆風の逃がし口を設ける。
- n 粉じんの飛散を防止するため，集塵設備を設置し，適所に散水できる散水設備を設置する。

(4) 搬送・選別設備

ア 粗破砕物搬送コンベヤ

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 能力 【 】 t/h
 - b 寸法 幅 【 】 m × 長さ 【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 駆動方式 【 】
 - e 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
 - f 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 粗破砕機で破砕処理した粗破砕物を後段の設備へ搬送するために設ける。
 - b 粗破砕物の飛散防止のため，ケーシングで覆う。
 - c コンベヤからの落下物を生じないような構造とする。
 - d 原則として，点検・補修が容易に行える構造とする。
 - e コンベヤ材質は，難燃性または不燃性のものとする。
 - f ごみやベルト等からの発火検知（熱感知，炎検知及びガス検知）及び発火した場合等の火災対策設備を設ける。
 - g 緊急停止装置を設ける。
 - h 「第 2 3 (3) イ 高速回転破砕機」の事故時の対応に配慮して，同機器をバイパスするラインを設ける

イ 破砕物搬送コンベヤ

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 能力 【 】 t/h
 - b 寸法 幅 【 】 m × 長さ 【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 駆動方式 【 】
 - e 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
 - f 操作方式 【 】

(エ) 付属品 【 】

(オ) 特記事項

- a 高速回転破砕機で破砕処理した破砕物を後段の設備へ搬送するために設ける。
- b 破砕物の飛散防止のため、ケーシングで覆う。
- c コンベヤからの落下物を生じないような構造とする。
- d 原則として、点検・補修が容易に行える構造とする。
- e コンベヤ材質は、難燃性または不燃性のものとする。
- f ごみやベルト等からの発火検知（熱感知、炎検知及びガス検知）及び発火した場合等の火災対策設備を設ける。
- g 緊急停止装置を設ける。

ウ 破砕物磁選機

(ア) 形式 【 】

(イ) 数量 【 】 基

(ウ) 主要項目（1 基につき）

- a 能力 【 】 t/h
- b 寸法 幅 【 】 m × 長さ 【 】 m
- c 主要材質 【 】
- d 駆動方式 【 】
- e 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
- f 操作方式 【 】

(エ) 付属品 【 】

(オ) 特記事項

- a 高速回転破砕機にて破砕処理した破砕物から鉄を選別するために設ける。
- b 吸着した鉄類は、円滑に分離、排出ができるものとする。
- c 詰まり等がない構造とする。また、詰まり除去作業が容易に行える構造とする。
- d 周辺の機器・部品は、極力磁性体の使用を避け、処理に支障をきたさないものとする。

エ 破砕鉄精選機（風力選別機）

(ア) 形式 【 】

(イ) 数量 【 】 基

(ウ) 主要項目（1 基につき）

- a 風量 【 】 m³/min
- b 寸法 幅 【 】 m × 長さ 【 】 m
- c 主要材質 【 】
- d 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
- e 操作方式 【 】

(エ) 付属品 【 】

(オ) 特記事項

- a 破砕物磁選機で選別した破砕鉄中に混入するプラスチックフィルムやビニール片等の異物を風力により選別し、破砕鉄の純度を向上させるために設ける。
- b 選別中のごみが飛散、発じんしない密閉構造とする。
- c 必要に応じ、消火用の散水ノズルを設ける。

オ 破碎アルミ選別機

- (ア) 形式 【永久磁石回転式】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
- a 能力 【 】 t/h
 - b 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 駆動方式 【 】
 - e 電動機 【 】 V×【 】 P ×【 】 kW
 - f 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
- a 鉄を取り除いた後の，破碎物からアルミ類を選別するために設ける。
 - b 密閉式とする。
 - c 異物の除去作業性を考慮した点検口を設ける。また，点検口の周囲は，鋼板敷きとする。
 - d 耐摩耗性に優れたものとする。

カ 破碎アルミ精選機（風力選別機）（必要に応じて設置）

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
- a 風量 【 】 m³/min
 - b 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 電動機 【 】 V×【 】 P ×【 】 kW
 - e 操作方式 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
- a 破碎アルミ選別機で選別した破碎アルミ類中に混入するプラスチックフィルムやビニール片等の異物を風力により選別し，破碎アルミの純度を向上させるために必要により設ける。
 - b 選別中のごみが飛散，発じんしない密閉構造とする。
 - c 必要に応じ，消火用の散水ノズルを設ける。

(5) 貯留・搬出設備

ア 破碎残渣集合搬送コンベヤ（必要に応じて設置）

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
- a 能力 【 】 t/h
 - b 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m
 - c 主要材質 【 】
 - d 駆動方式 【 】
 - e 電動機 【 】 V×【 】 P ×【 】 kW
 - f 操作方式 【 】

(エ) 付属品 【 】

(オ) 特記事項

- a 破碎残渣を破碎残渣貯留設備に搬送するために設ける。
- b 破碎物の飛散防止のため、ケーシングで覆うとともに、必要に応じて集塵等の対策を講ずる。
- c コンベヤからの落下物を生じないような構造とする。
- d 原則として、点検・補修が容易に行える構造とする。
- e コンベヤ材質は、難燃性または不燃性のものとする。
- f ごみやベルト等からの発火検知（熱感知、炎検知及びガス検知）及び発火した場合等の火災対策設備を設ける。
- g 緊急停止装置を設ける。
- h 破碎残渣搬送のために複数のコンベヤを設置する場合は、コンベヤの用途や種類に応じて適切な名称を付けること。

イ 破碎残渣貯留設備

(ア) 破碎残渣バンカ

a 形式 バンカ

b 数量 【 】 基

c 主要項目（1 基につき）

(a) 容量 【 】 m^3

(b) 寸法 幅 【 】 m × 奥行 【 】 m × 高さ 【 】 m

(c) 主要材質 【 】

(d) 駆動方式 【 】

(e) 操作方式 【 】

d 付属品 【 】

e 特記事項

- (a) 破碎残渣を一時貯留するとともに、ごみ焼却施設に搬送する車両に積込むために設ける。（なお、ごみ焼却施設への搬入可能時間は、月曜日から金曜日 9 時～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分）
- (b) 容量は、搬出頻度や搬出計画から適切な量を設定する。
- (c) 防じん散水とともに、火災対策を講ずる。

ウ 破碎鉄貯留設備

(ア) 破碎鉄バンカ

a 形式 バンカ

b 数量 【 】 基

c 主要項目（1 基につき）

(a) 容量 【 】 m^3

(b) 寸法 幅 【 】 m × 奥行 【 】 m × 高さ 【 】 m

(c) 主要材質 【 】

(d) 駆動方式 【 】

(e) 操作方式 【 】

d 付属品 【 】

e 特記事項

- (a) 破碎鉄を一時貯留するとともに、搬出車両に積込むために設ける。

(b) 容量は、搬出頻度や搬出計画から適切な量を設定する。

(c) 将来的な搬出形態の変更にも対応できるように、バンカ下の搬出室はストックヤードとして活用が可能な仕様とすること。

エ 破碎アルミ貯留設備

(ア) 破碎アルミバンカ

- a 形式 バンカ
- b 数量 【 】基
- c 主要項目 (1基につき)
 - (a) 容量 【 】 m^3
 - (b) 寸法 幅【 】 $m \times$ 奥行【 】 $m \times$ 高さ【 】 m
 - (c) 主要材質 【 】
 - (d) 駆動方式 【 】
 - (e) 操作方式 【 】
- d 付属品 【 】
- e 特記事項

(a) 破碎アルミを一時貯留するとともに、搬出車両に積込むために設ける。

(b) 容量は、搬出頻度や搬出計画から適切な量を設定する。

(c) 将来的な搬出形態の変更にも対応できるように、バンカ下の搬出室はストックヤードとして活用が可能な仕様とすること。

オ 採取物一時貯留ヤード

- (ア) 形式 スtockヤード
- (イ) 数量 1式
- (ウ) 主要項目
 - a 容量 【 】 m^3 (有効), 【 】日分
 - b 面積
 - (a) ヤード全体 【 】 m^2 , 幅【 】 $m \times$ 奥行【 】 m
 - (b) 貯留部 【 】 m^2 , 幅【 】 $m \times$ 奥行【 】 m
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項

a 大型ごみ受入貯留ヤードや不燃ごみ受入貯留ヤード等にて選別、除去した処理困難物や処理不適物、不法投棄により市が回収した処理困難物や処理不適物を場外搬出するまでの期間、一時貯留するために設ける。

b 処理困難物等（消火器、ガスボンベ、廃タイヤ、廃家電、バッテリー、処理困難物、車用品、バイク用品）については市町別に混在させずに保管すること。

c 搬出品目（分類）に合わせて保管できるようにする。品目の詳細は別途協議とする。

d 設置場所はプラットホーム内大型ごみ受入貯留ヤード又は不燃ごみ受入貯留ヤードに隣接した場所とするが、本件施設内外への分散設置も可とする。

e 蛍光管、水銀体温計、乾電池の仕分け、蛍光管や乾電池、水銀体温計等のドラム缶や段ボールへの封入作業、移送・保管作業等がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有するものとする。貯留部の必要面積は、全品目で概ね $300m^2$ 程度（蛍光管や乾電池の保管面積は、蛍光管（ダンボール約 45 箱）、乾電池（ドラム缶 11 缶）で $30m^2$ 程度必要（1 回の搬出で 5t 程度））を確保する。搬出車停車スペースや重機作業スペースを除いた面積（貯留部（保管）、梱包材保管、仕分け）とする。

- f ごみを壁面に寄せる場合、腰壁は鉄筋コンクリート造とする。
- g 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置する（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- h 床面は対摩耗、滑り止め対策を行う。
- i 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。
- j 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保する。また、照明は、出来るだけ LED 器具等の省エネ型とし、それによらない場合は、蛍光灯等を使用する。なお、高所に取付ける照明器具は安全に交換できる構造とする。
- k 残響及び鳥対策を行う。
- l 作業を行う場所に、暑さ対策を施す。
- m 蛍光灯の割れを想定し、換気や空気の希釈に配慮した空間計画とする。

(6) 集塵・脱臭設備

ア サイクロン

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 処理風量 【 】 m^3/h
 - b 圧力損失 【 】 kPa
 - c 入口粉じん量 【 】 g/m^3
 - d 出口粉じん量 【 】 g/m^3 以下
 - e 主要材質 【 】，厚さ 【 】 mm
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項
 - a 受入ホッパ、各種破砕機、コンベヤ乗り継ぎ部、各種選別機等から局所吸引した粉じん等を除去するためのものである。
 - b ダスト排出口はシールを完全に行える排出方法とする。
 - c 集塵ダストは焼却処理する。ダストは運搬可能なダストボックス等に貯留、またはシュート、コンベヤ等で破砕残渣バンカへ排出し、ダストが飛散しない対策を行う。

イ バグフィルター

- (ア) 形式 【ろ過式集塵器】
- (イ) 数量 【1】 基
- (ウ) 主要項目（1 基につき）
 - a 処理風量 【 】 m^3/h
 - b 圧力損失 【 】 kPa
 - c 入口粉じん量 【 】 g/m^3
 - d 出口粉じん量 【0.01】 g/m^3 以下
 - e ろ過速度 【 】 m/min 以下
 - f ろ布面積 【 】 m^2
 - g 主要材質
 - (a) 本体 【 】，厚さ 【 】 mm
 - (b) ろ布 【 】（ろ布の寿命目標 【 】 年以上）
- (エ) 付属品 【捕集ダスト自動払落装置、捕集ダスト排出装置、差圧計、

点検歩廊，空気圧縮機，その他必要な設備】

(オ) 特記事項

- a 本体及びろ布は，排風機の最大能力時の風量，静圧に十分耐えられる設計とする。
- b バグフィルター交換時のメンテナンススペースを考慮する。
- c 内部閉塞が起きない構造とする。
- d 逆洗機能を有するものとする。
- e 集塵ダストは焼却処理する。ダストは運搬可能なダストボックス等に貯留し，ダストが飛散しない対策を行う。

ウ 脱臭装置

(ア) 形式 【活性炭吸着方式】

(イ) 数量 【1】基

(ウ) 主要項目（1基につき）

- a 活性炭の種類，量 【 】, 【 】 kg/h
- b 能力 【 】 m³N/h
- c 接触時間 【 】 sec
- d 主要部材質 【 】, 厚さ 【 】 mm 以上
- e 操作方式 【遠隔自動・現場手動】

(エ) 特記事項

- a 各種設備から局所吸引した場合，粉じん等による目詰まりで機能を低下させるため，集塵後の排気中の臭気の脱臭を目的とし設置する。
- b 「1 (3) シ 公害防止基準」を満たせるように脱臭処理を行い，脱臭後建屋外へ排気する。
- c 必要な性能を満足しつつ維持管理費が削減できる形式を選定する。
- d 充填材が容易に交換できる構造とし，交換頻度も極力少ない設備とする。
- e 充填材交換に必要な場合，荷揚装置を設置する。
- f 交換時における粉じん防止対策を施すこと。
- g 粉じん等による内部閉塞が起きない構造とする。
- h 活性炭吸着方式を採用する場合，活性炭の交換が容易に行えるものとし，その保守要領を提示，記述すること。
- i 排気口の位置及び向きは，詳細協議による。

エ 排風機

(ア) 形式 【ターボ型】

(イ) 数量 【1】基

(ウ) 主要項目（1基につき）

- a 風量 【 】 m³N/h
- b 静圧 【 】 kPa（常用温度において）
- c 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- d 風量調整方式 【 】
- e 主要材質 【 】

(エ) 付属品 【消音装置，ドレン抜き，温度計，その他必要な設備】

(オ) 特記事項

- a サイクロン，バグフィルター，脱臭装置によって集塵及び脱臭された清浄な空気を建屋外へ排出するために設置する。

- b 必要な最大風量及び最大風圧に対して十分な余裕を持たせる。
- c 入（出）ロダンパーとの起動インターロックを設ける。
- d 風量調整方式は回転数，ダンパー併用制御とする。
- e 十分な防振・防音対策を施す。

オ 風道

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 1 基
- (ウ) 主要項目
 - a 風速 【 】 m/ s 以下
 - b 材質 【 】，厚さ【 】 mm 以上
- (エ) 付属品 【集塵フード，ダンパー，その他必要な設備】
- (オ) 特記事項
 - a 風道中の空気の遮断及び流量調整をするために風道ダンパーを設ける。
 - b 振動，騒音が発生しない構造とする。

(7) 給水設備

ア 共通事項

- (ア) 本件施設の運転及び維持管理に必要なプラント用水及び生活用水は全て上水とし、それぞれ区別した系統とする。
- (イ) 引込に必要な工事，必要設備の設置及び配管工事の一切を行う。
- (ウ) 給水機器，配管，弁類等は各々の用途に適した形式，容量のものを使用する。
- (エ) 災害時における断水を考慮して，プラント用水は【7】日分以上の受水槽を設ける。
- (オ) 制御については，用途に応じて自動交互運転，故障自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (カ) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設ける。
- (キ) 必要な箇所に流量計，その他必要な付属品一式を設け，系統，主要設備別に使用量が確認・記録できるようにする。
- (ク) 可能な限り雨水を利用する計画とし，雨水利用に必要な設備を設ける。

イ 水槽類仕様（給水系）

- (ア) プラント用水の受水槽は，地下水槽とする。生活用水の受水槽は，維持管理において六面点検が可能なものとし，用水別に設置する。
- (イ) 水槽類は必要に応じて施設を休止することなく，維持管理が行える構造（2 槽式等），配置とする。
- (ウ) 槽内にじん芥等の異物が落下しないようにする。
- (エ) マンホール蓋の材質は重荷重用 FRP 製，点検用梯子の材質はステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上を基本とすること。
- (オ) 屋外に設ける水槽の材質はステンレス鋼又はコンクリート製とする（コンクリート製の場合は土木・建築工事に含む。）。

ウ ポンプ類仕様（給水系）

- (ア) 給水設備系統に合わせ必要なポンプを設置する。
- (イ) 生活用水系統のポンプは土木・建築工事に含む。
- (ウ) ポンプ類（給水系）に係る標準仕様を以下のとおりとする。

- a 形式 【 】
- b 数量 【 】基（内，交互運転用1基）
- c 主要項目（1基につき）
 - (a) 容量 【 】 m^3/h
 - (b) 全揚程 【 】m
 - (c) 主要材質
 - i) ケーシング 【 】
 - ii) インペラ 【 】
 - iii) シャフト 【 】
 - (d) 電動機 【 】V×【 】P×【 】kW
 - (e) 操作方式 【自動，遠隔手動，現場手動】
- d 付属品 【 】
- e 特記事項
 - (a) 吐出量は，必要な能力に十分な余裕を見込んだ容量とする。
 - (b) 故障時に自動切換えが可能なものとする。

(8) 排水処理設備

ア 共通事項

- (ア) 本件施設のプラント排水は，単独の排水処理設備で処理後，公共下水道に放流する。
- (イ) 本件施設の生活排水は，公共下水道に排水する。
- (ウ) 必要設備の設置及び配管工事の一切を行う。
- (エ) 排水機器，配管，弁類等は各々の用途に適した形式，容量のものを使用する。
- (オ) 制御については，用途に応じて自動交互運転，故障自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (カ) 各施設の工事所掌は給水設備に準ずる。
- (キ) 雨水排水は，環境事業センター敷地内に雨水貯留施設を設置して地下浸透させ，オーバーフロー分を雨水本管に排出するものとする。本件施設分は，場内での雨水利用を図るものとし，利用水以外の余水については，雨水貯留施設に排出する。

イ 水槽類仕様（排水系）

- (ア) 水槽類は必要に応じて施設を休止することなく，維持管理が行える構造（2槽式等），配置とする。
- (イ) マンホール蓋の材質は重荷重用FRP製，点検用梯子の材質はステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上を基本とすること。
- (ウ) 屋外に設ける水槽の材質はステンレス鋼又はコンクリート製とする（コンクリート製の場合は土木・建築工事に含む。）。

ウ ポンプ類仕様（排水系）

- (ア) 排水設備系統に合わせ必要なポンプを設置する。
- (イ) 生活排水系統のポンプは土木・建築工事に含む。
- (ウ) ポンプ類（排水系）に係る標準仕様を以下のとおりとする。
 - a 形式 【 】
 - b 数量 【 】基（内，交互運転用1基）
 - c 主要項目（1基につき）
 - (a) 容量 【 】 m^3/h

- (b) 全揚程 【 】 m
- (c) 主要材質
 - i) ケーシング 【 】
 - ii) インペラ 【 】
 - iii) シャフト 【 】
- d 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- e 操作方式 【自動，遠隔手動，現場手動】
- f 付属品 【 】
- g 特記事項
 - (a) 吐出量は，必要な能力に十分な余裕を見込んだ容量とする。
 - (b) 故障時に自動切換えが可能なものとする。

エ 排水処理設備

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 能力 【 】 m³/日
- (ウ) 主要機器 【 】
- (エ) 付属品 【 】
- (オ) 特記事項

- a 排水は下水道放流とし，「1 (3) シ (7) 排水に関する基準」を超える水質の排水にあたっては，適切に処理した後，放流する。排水処理設備の形式及び能力等については，提案とする。

(9) 雑設備

ア 雑用空気圧縮機

- (ア) 形式 【 】
- (イ) 数量 【 】 基
- (ウ) 主要項目（1基につき）
 - a 吐出量 【 】 m³/min
 - b 全揚程 【 】 m
 - c 空気タンク 【 】 m³
 - d 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 - e 操作方式 【 】
 - f 圧力制御方式 【 】
- (エ) 付属品 【冷却器，空気タンク，除湿器】
- (オ) 特記事項

- a 必要な空気量に対して，十分な能力を有する。
- b 自動アンローダ運転と現場手動ができるものとする。
- c 必要な貯留量の雑用空気タンクを設ける。

イ 機器工具類

本件施設の保守点検整備に必要な機器工具類を準備する。

ウ 測定検査器具類

電気機械関係測定，作業環境測定等に必要な測定器具類を準備する。

エ 清掃設備

(ア) 形式 【可搬式掃除機】

(イ) 数量 【 】基

(ウ) 特記事項

a 処理設備室及びその他諸室等の清掃用に用いる。

b 形式、数量については提案とするが、清掃対象場所に対して適切かつ容易に清掃することを考慮して設定する。

4 電気計装設備工事仕様

(1) 電気設備

本件施設の電力は隣接するごみ焼却施設において、高圧線引込み後に、本件施設に供給する。本件施設の設備範囲は、本件施設の運転並びに運用に必要な全ての電気設備とする。

なお、ごみ焼却施設からの電力引込及び建築電気設備に関する移報等は、ごみ焼却施設側の工事も含むものとする。

ア 電気設備の基本方針

- (ア) 受電方式は、交流三相三線式の引込み方式とする。
- (イ) ごみ焼却施設からの電力引込は、ごみ焼却施設内の電気室(2F) 高圧受電設備とし、本件施設までのルートについては、建設事業者にて計画する。なお、ごみ焼却施設外壁から本件施設へのルートは架空とする。
- (ウ) 使用する電気装置、機器は、関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するように、合理的にかつ安全面を考慮して設計、製作されたものとする。
- (エ) 各機器は特殊なものを除いて、形式、定格等を極力統一し、メーカーについてもできるだけ統一を図るものとする。
- (オ) 施設で使用する全電力に対して、十分な容量を有する適切な形式の電気設備とする。
- (カ) 高圧引込設備及び高圧配電設備は、機器の事故等により電力供給が極力停止しないシステムとする。
- (キ) 低圧配電設備は原則としてロードセンター方式とし、制御はコントロールセンターによる中央集中監視制御を基本とする。
- (ク) 設備制御は、自動化及び遠隔操作が行えるようにする。また、設備の故障や誤操作に対する安全化を図る機構及び装置を設ける。
- (ケ) 変圧器等、施設が長期にわたって運転不能となる機器の事故が考えられる場合には、適切な対応策を講ずる。
- (コ) 配電盤・電気機器のメンテナンスのため、十分なメンテナンススペースを設けるものとする。
- (サ) **雷サージ対策を講ずること。**
- (シ) 省エネ法第78条に規定されるトップランナー対象機器を導入すること。
- (ス) 落雷等による瞬時停電予防のため、ごみ焼却処理施設が所内発電機による自立運転を行う場合には、本件施設の運転を停止させる。なお、自立運転を行う場合のごみ焼却施設からの出力信号は無く、実施の際には事前にごみ焼却施設から連絡する。ごみ焼却施設からの送電の遮断は手動により行う。
- (セ) 隣接するごみ焼却施設は、年に1回点検を実施(1日)するため、本件施設への電力供給が停止することになるため、必要な対応を講じるものとする。

イ 電気方式

本設備は、以下の事項を満たすものとする。

- (ア) 受電電圧 交流三相三線式 6.6kV, 50Hz
- (イ) 配電種別 一般線
- (ウ) 配電方式及び電圧
 - a 高圧配電 交流三相三線式 6.6kV
 - b プラント動力 交流三相三線式 6.6kV, 交流三相三線式 420V
 - c 建築動力 交流三相三線式 420V, 交流三相三線式 210V
 - d 保守用動力 交流三相三線式 210V

e 照明, 計装	交流単相三線式 210/105V, 交流単相二線式 100V
f 操作回路	交流単相二線式 100V, 直流 100V
g 直流電源装置 (必要に応じて設置)	直流 100V
h 電子計算機電源	交流単相二線式 100V

ウ 高圧引込設備

本設備は、隣接するごみ焼却施設の高圧配電系統から供給を受けるものとして、電気室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。

(7) 高圧引込盤

- | | |
|----------------------------|--|
| a 形式 | 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。) |
| b 数量 | 一式 |
| c 主要機器 | |
| (a) 真空遮断器 | 一式 |
| (b) 計器用変圧器 | 一式 |
| (c) 計器用変流器 | 一式 |
| (d) 保護継電器類, 電圧計, 電流計等必要な計器 | 一式 |
| (e) 断路器 | 一式 |

エ 高圧配電設備

本設備は、各負荷に配電する設備で、高圧配電盤, 高圧動力盤, 進相コンデンサ盤, 変圧器盤等で構成され、電気室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。

(7) 高圧配電盤

- | | |
|--|--|
| a 形式 | 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。) |
| b 数量 | 一式 |
| c 主要機器 | |
| (a) 真空遮断器 | 一式 |
| (b) 計器用変圧器 | 一式 |
| (c) 計器用変流器 | 一式 |
| (d) 保護継電器類, 電圧計, 電流計等必要な計器 | 一式 |
| d 盤構成 | |
| (a) プラント動力盤 | 一式 |
| (b) プラント共通動力盤 (プラント動力盤と共通でも可) | 一式 |
| (c) 建築動力盤 | 一式 |
| (d) 進相コンデンサ主幹盤 | 一式 |
| (e) その他必要な盤 | 一式 |
| e 特記事項 | |
| (a) 真空遮断器の電流, 短時間電流は, 負荷に応じた最適な値とすること。 | |
| (b) 配電回線は, 過電流, 短絡, 地絡保護を行うこと。 | |
| (c) 電気使用量の積算ができるように計画すること。 | |

(イ) 高圧動力盤 (必要に応じて設置)

- | | |
|------|--|
| a 形式 | 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。) |
|------|--|

- b 数量 一式
- c 主要項目
- (a) 定格容量 【 】kW
- (b) 電気方式 交流三相三線式 6.6kV, 50Hz
- d 主要機器
- (a) 限流ヒューズ(コンビネーションスタータ) 一式
- (b) 真空電磁接触器 一式
- (c) 計器用変流器 モールド型 一式
- (d) 零相変流器 モールド型 一式
- (e) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
- (a) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。
- (㊦) 進相コンデンサ盤
- a 形式 乾式コンデンサ
- b 数量 一式
- c 主要項目
- (a) 使用電圧 6.6kV, 50Hz
- d 主要機器
- (a) 開閉器 一式
- (b) 放電抵抗 一式
- (c) 直列リアクトル 一式
- (d) 進相コンデンサ 一式
- (e) その他 一式
- e 特記事項
- (a) 手動及び自動力率調整装置を設けること。
- (b) 大容量機器には原則個別に進相コンデンサを設けること。
- (c) 容器の変形検知など、異常を早期に発見できること。
- (d) 必要に応じて複数の異なる容量のバンクに分割し、最適な力率を維持できる構造とすること。
- (㊧) 変圧器盤
- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要機器
- (a) 変圧器 一式
- (b) 付属品 一式
- d 盤(負荷)構成
- (a) プラント動力用変圧器
- i) 形式 モールド形
- ii) 数量 一式
- (b) プラント共通動力用変圧器(プラント動力盤と共通でも可)
- i) 形式 モールド形
- ii) 数量 一式
- (c) 建築動力用変圧器
- i) 形式 モールド形

- ii) 数量 一式
- (d) 照明等用変圧器
 - i) 形式 モールド形
 - ii) 数量 一式
- (e) その他必要な変圧器
 - i) 形式 モールド形
 - ii) 数量 一式

オ 低圧配電設備

低圧動力主幹盤（プラント・建築）、照明主幹盤で構成し、電気室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。

(ア) 低圧動力主幹盤（プラント・建築）

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 使用電圧 420V, 210V
- d 主要機器
 - (a) 配線用遮断器(MCCB) 一式
 - (b) 表示灯(LED) 一式
 - (c) 地絡保護装置 一式
 - (d) 零相変流器 一式
 - (e) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
 - (a) 省エネルギー管理の観点から、最新のインテリジェント機器を採用して計画すること。
 - (b) 統括(一元)管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。
 - (c) 地絡事故を他負荷又はフィーダーに波及させないこと。
 - (d) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

(イ) 照明主幹盤

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 使用電圧 210V, 105V
- d 主要機器
 - (a) 配線用遮断器(MCCB) 一式
 - (b) 補助変圧器(乾式モールド) (必要に応じて設置) 一式
 - (c) 表示灯(LED) 一式
 - (d) 地絡保護装置 一式
 - (e) 零相変流器 一式
 - (f) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
 - (a) 省エネルギー管理の観点から、最新のインテリジェント機器を採用して計画すること。
 - (b) 統括(一元)管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。
 - (c) 地絡事故を他負荷又はフィーダーに波及させないこと。

(d) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

カ 動力設備

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成し、運転、監視及び制御が確実にできるものとする。遠隔操作方式を原則とするが、現場にて単独操作もできる方式とする。なお、制御は原則コントロールセンター方式を基本とする。

(ア) 高圧制御盤（必要に応じて設置）

高圧制御盤は、以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 使用電圧 交流三相三線式 6.6kV, 50Hz
 - (b) 制御方式 インバータ制御方式
- d 主要機器
 - (a) 高圧真空電磁接触器 一式
 - (b) 電力ヒューズ 一式
 - (c) インバータ制御装置 一式
 - (d) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
 - (a) 盤を設置する室は、粉じん対策を考慮すること。
 - (b) 瞬停時には、インバータの継続運転が対応可能な機能（瞬停再始動等）を有すること。
 - (c) 停電からの復電時に直ちにインバータ運転が可能な機能（拾い上げ等）を有すること。

(イ) インバータ制御盤（必要に応じて設置）

インバータ制御盤は、以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 制御方式 インバータ制御方式
- d 主要機器
 - (a) インバータ制御装置 一式
 - (b) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
 - (a) 盤を設置する室は、粉じん対策を考慮すること。
 - (b) 瞬停時には、インバータの継続運転が対応可能な機能（瞬停再始動等）を有すること。
 - (c) 停電からの復電時に直ちにインバータ運転が可能な機能（拾い上げ等）を有すること。

(ウ) 低圧動力制御盤

低圧動力制御盤は、以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要機器（収納機器1ユニットにつき）
 - (a) 配線用遮断器(トリップ警報接点付) 一式
 - (b) 電磁接触器(モータ負荷の場合) 一式

- (c) サーマルリレー(モータ負荷の場合) 一式
- (d) 補助継電器(必要なユニット) 一式
- (e) 運転, 警報表示灯(モータ負荷の場合) 一式
- (f) その他必要なもの 一式

d 特記事項

- (a) プラント用動力, 共通動力, 建築動力, 保安動力, その他動力ごとに適切なブロックに分けること。
- (b) 盤面には, 表示灯等を取付けること。
- (c) 主回路断路部は, 電源側, 負荷側とも完全自動連結を行い, 引出し操作を容易にすること。
- (d) 瞬停時に継続運転が必要な機器は, 継続運転が対応可能な機能を有すること。

(エ) 現場制御盤

現場制御盤は, 以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 使用箇所 ろ過式集塵器制御盤, 排水処理制御盤等

(オ) 現場操作盤

現場操作盤は, 以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製閉鎖式壁掛またはポスト型
- b 数量 一式
- c 主要機器
 - (a) 電流計(広角, 赤針付) 一式
 - (b) 操作スイッチ 一式
 - (c) 運転表示灯 一式
 - (d) その他必要なもの 一式

d 特記事項

- (a) 操作盤は各機器の機側にて, 発停操作が行えるとともに, 保守点検時に使用するもので, インターロック機構を設けること。
- (b) 現場操作盤にて現場優先操作から中央優先操作へ切替時でも運転が継続する制御回路とすること。
- (c) 電流計は, 過負荷監視機器及び現場にて作動状況が確認できない機器に設置すること。
- (d) 停止スイッチはオフロック付を原則とすること。

(カ) 電動機

電動機は, 以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 全閉外扇三相誘導電動機を原則とする。
- b 数量 一式
- c 主要項目
 - (a) 定格電圧 210V, 420V 又は 6.6kV 50Hz
 - (b) 絶縁種別 E 又は F 種
 - (c) 適用規格 原則, JIS 規格又は JEM 規格によること。

d 特記事項

- (a) 使用場所に応じたものを選定すること。
- (b) 始動方法は, 原則として直入始動とするが, 始動時における電源への影響を十分に考慮

して、その容量により適切な起動方式とすること。

(c) 汎用性，経済性，施工の容易さ等を考慮して選定すること。

キ 非常用電源設備

本設備は，受電系統の事故等による全停電時において，保安用として，施設の安全を確保できる容量以上の非常用電源設備を設置する。消防法・建築基準法に基づく適合規格品とする。

(7) 無停電電源装置

本装置は，以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 数量 1 基
- c 主要項目
 - (a) 容量 必要負荷の 30 分間以上
 - (b) 蓄電池 シール型焼結式アルカリ蓄電池又は長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池
 - (c) インバータ 静止型
- d 主要機器
 - (a) 充電器 一式
 - (b) 蓄電池 一式
 - (c) インバータ 一式
 - (d) 自動無瞬断切替装置 一式
 - (e) その他必要なもの 一式
- e 特記事項
 - (a) 負荷の種類は以下のとおり。
 - ・計装分散制御システム
 - ・シーケンス制御回路
 - ・受入供給設備用計量機
 - ・その他必要な負荷
 - (b) 電力を供給する負荷の特性，容量，用途，周辺環境条件等を検討し，機器の性能等を選定すること。
 - (c) 負荷回路は，各系統別に分けること。
 - (d) 装置は点検時には，安全に点検できるよう考慮すること。

(イ) 直流電源設備（必要に応じて設置）

本装置は，以下の事項を満たすものとする。

- a 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形(盤の構造は「第2 4 (1) ク
盤の構造」に準ずる。)
- b 変換方式 サイリスタ方式
- c 数量 1 基
- d 主要項目
 - (a) 容量 必要負荷の 30 分間以上
 - (b) 蓄電池 シール型焼結式アルカリ蓄電池
又は長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池
 - (c) 充電装置
 - ・自動定電圧浮動充電方式
 - ・均等充電時の負荷電圧補償

- (d) 交流入力 交流三相三線式 440V, 50Hz
(e) 直流出力 直流 100V

e 特記事項

- (a) 負荷回路は、各系統別に分けること。
(b) 負荷の種類は原則として以下のとおりとする。
・ 高圧遮断器操作
・ 高圧受電盤、高圧配電盤の制御電源及び表示灯
・ 監視表示灯電源
・ その他必要なもの
(c) 監視制御方式は統括(一元)管理・機能分散制御方式で計画すること。
(d) 直流電源装置の容量は、非常用照明及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出すること。

ク 盤の構造

鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の構造は以下によること。

- (ア) 前面枠及び扉 SS400 $t=2.3\text{mm}$
(イ) 屋外設置の場合は SUS 製とする。
(ウ) 表示ランプ、照光式スイッチ、アナンシェーター等の光源は LED とすること。
(エ) 扉を鍵付とする場合は、キーNO は協議後決定とする。
(オ) 塗装方法は、メラミン焼付塗装又は粉体塗装(いずれも半艶。)とし、盤内外面とも指定色とすること(プラント及び建築設備関係も統一すること。)
(カ) 設置する環境に応じた仕様とすること(粉じん、防水等。)
(キ) 塗装膜厚は外面 $60\mu\text{m}$ 以上、内面 $40\mu\text{m}$ 以上とすること。
(ク) 自立盤は立ったまま操作可能な扉ロックを設けること。
(ケ) 盤への入・出線は原則底板からとすること。

ケ 中央監視操作盤

計装設備に含む。

コ 補修用電源

補修用電源及び電動工具用電源を必要箇所に設ける。

サ 電気配線工事

配線の方法及び種類は、敷設条件、負荷容量及び電圧降下等を検討して決定し、電気設備の技術基準に準拠して施工する。また、環境に配慮しエコケーブルを使用すること。

屋外配線については、原則として地中埋設配管によること。

- (ア) 配線、配管、配線棚、器具類、盤類及び施工については、関係規格に適合するとともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築工事標準図(電気設備工事編)」に準拠すること。
(イ) 高圧・低圧幹線・動力各回路のケーブルサイズ算定計算書を提出すること。
(ウ) 配線ダクト・ケーブルラックの断面サイズ算定計算書を提出すること。
(エ) 幹線の配管・配線・盤類は、可能な限り EPS(配線室)内に設置できるように建築と整合をとって計画すること。
(オ) 防火区画貫通処理にあたっては(財)日本建築センター(BCJ)の性能評定を受けた工法で実施すること。

- (カ) 接地工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び解釈を遵守して施工すること。
また、接地端子盤を電気室に設け誘導雷により電位差が生じない処置を計画すること。
- (キ) 電線太さは電圧降下等を検討して決定すること。
- (ク) 油の漏えいの可能性がある所等、危険と思われた場合の電気配線の措置は、関係法令に規定された防爆構造とすること。

(2) 計装設備

ア 基本方針

- (ア) 本設備は、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的にしたものである。
- (イ) 本設備の中核をなすコンピュータシステムは、原則危険分散のため DCS とし、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止等を行うものとする。なお、本システムの重要部分は二重化構成の採用により、十分信頼性の高いものとする。
- (ウ) 各機器の停止など保安に係る操作については、コンピュータシステムが機能しない場合においても、可能とすること。
- (エ) 施設の運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理に必要な統計資料を作成すること。

イ 計装制御計画

監視項目、自動制御機能、データ処理機能は以下のとおりとする。

- (ア) 一般項目
 - a 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェイルセーフ、フェイルソフト、フルプルーフ等を考慮したハードウェア、ソフトウェアを設ける。
 - b 環境対策を十分考慮の上、廃棄物処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずる。
 - c 感震器を設置し、原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、処理を自動的に安全に停止できるシステムを計画すること。
- (イ) 監視項目

監視項目、自動制御機能、データ処理機能は、以下のとおり計画すること。

 - a レベル、温度、圧力等プロセスデータの表示、監視
 - b 主要機器の運転状態の表示
 - c 高圧引込設備及び高圧配電設備運転状態の表示、監視
 - d 各種電動機電流値の監視
 - e 機器及び制御系統の異常の監視
 - f その他運転に必要なもの
- (ウ) 自動制御機能
 - a 破碎関係運転制御
自動立上、自動立下、緊急時自動立下、その他
 - b 動力機器制御
回転数制御、発停制御、交互運転、その他
 - c 給排水関係運転制御
水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他
 - d 建築設備関係運転制御

- 発停制御, その他
- e その他必要なもの
 - 施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を設ける。
- (エ) データ処理機能
 - a 受入対象物搬入データ
 - b 磁性物, アルミ等の搬出データ
 - c 破砕データ
 - d 各種プロセスデータ
 - e ユーティリティ使用量等のデータ
 - f 各機器の稼働状況のデータ
 - g アラーム発生記録
 - h その他必要なデータ

ウ 計装機器

- (ア) 一般計装センサー
 - 以下の計装機器を必要な箇所に, 適切な形式, 測定レンジ幅のものを設ける。
 - a 重量センサー等
 - b 流量計, 流速計等
 - c 開度計, 回転数計等
 - d 電流, 電圧, 電力, 電力量, 力率等
 - e 槽レベル等
 - f pH, 導電率等
 - g 感震器
 - h その他必要なもの
- (イ) 破砕設備検知機器
 - 本装置は, 本件施設の爆発, 火災等の検知を行うものとする。
 - a 測定機器
 - (a) 可燃性ガス検知器
 - (b) 炎検知器
 - (c) 温度検知器
 - (d) 爆発検知器
 - b 特記事項
 - (a) 設置場所は, 適切な位置に検知器等を設置し, 連続監視を行うこと。
 - (b) 測定機器, 記録計等必要な機器は, できるだけ複数の計装項目を同一盤面に納め, コンパクト化を図ると共に, 導管等の共有化を図ること。
 - (c) 任意の警報値設定が可能なものとし, 警報発信機能も有すること。
- (ウ) ITV 装置
 - a カメラ設置場所
 - カメラ設置場所リスト (標準案) を参考とし, 同程度もしくはそれ以上の仕様・箇所に設置すること。

表 2-16 カメラ設置場所リスト (標準案)

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考
A	プラットホーム	2	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台付

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考
B	不燃ごみ受入貯留ヤード	1	カラー	標準	防じん	
C	大型ごみ受入貯留ヤード	1	カラー	標準	防じん	
D	一般持込エリア	1	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台付
E	受入ホッパ	1	カラー	標準	防じん	
F	粗破砕機	1	カラー	標準	防じん	
G	高速回転式破砕機	1	カラー	標準	防じん	
H	玄関(工場部, 管理部)	2	カラー	広角		玄関を分ける場合2ヵ所設置
I	計量棟	2	カラー	電動ズーム	全天候	ワイパ付き, 回転雲台付
J	構内道路	【 】	カラー	広角	全天候	ワイパ付き
K	敷地境界	【 】	カラー	広角	全天候	ワイパ付き, 回転雲台付 照明付

※計量の待ち台数を確認できるカメラ, 料金未払いで退出する車両を監視するためのカメラ, 門扉の監視カメラ等も併せて設ける。なお, 不正な持込や料金未払いで退出する車両を監視するためのカメラの解像度は, 車両ナンバーが判読できるものとする。

b モニタ設置場所

- (a) モニタ設置場所リスト(標準案)を参考とし, 同程度もしくはそれ以上の仕様・箇所に設置すること。なお, 監視対象は原則として全室で全カ所対象とするが, 詳細は市との協議による。
- (b) 映像は, 雷害を考慮した設備で計画すること。
- (c) 中央制御室においては, 大画面により複数画面を表示することも可能とする。1分割ごとに自動切換え及び手動切替が可能なこと。
- (d) モニタは現在の表示場所名を表示できるものとする。
- (e) 電動ズーム及び回転雲台の操作は以下のとおり計画すること。
 - ・中央制御室で機能を有する全てのカメラの操作を行えること。
 - ・その他の場所は, 運用面を考慮し提案すること。
- (f) 会議室に映像を送信できること。
- (g) 録画装置(RAID仕様)を設けるものとし, 保存容量は2週間程度とする。

表 2-17 モニタ設置場所リスト(標準案)

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
中央制御室	7台以上	カラー	25インチワイド以上	A~K	チャンネル切替 画面分割
	1台以上	カラー	60インチ以上		
プラットホーム監視室	1台以上	カラー	20インチワイド以上	A~K	チャンネル切替
計量事務室	1台以上	カラー	20インチワイド以上	A~K	チャンネル切替
運営事業者用事務室	1台以上	カラー	【 】インチ	A~K	チャンネル切替 画面分割

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
	1 台以上	カラー	【 】 インチ	A～K	保安用 チャンネル切替
	1 台以上	カラー	【 】 インチ	A～K	
ごみ焼却施設 (中央制御室)	1	カラー	【 】 インチ	A～K	チャンネル切替 画面分割
その他 【会議室】等	【1】 台以上	カラー	【 】 インチ	A～K	【 】

エ 中央制御装置

(ア) 中央監視盤

プラント監視用モニタを設置する。モニタは必要かつ十分な台数とし、画面切換、分割表示が可能なものとする。また、必要に応じて、プラントの警報表示灯、各種記録計等を設置する。なお、見学の主要な箇所であるため、見学者用設備としても配慮する。モニターの設置個所は壁面利用も可とする。

(イ) オペレータコンソール（機械設備、電気設備）

形式は、提案によるものとする。プラント運転・監視用に複数台を設置し、不具合発生時でも運転・監視をバンプレスに引継ぎができる冗長構成とする。

(ロ) プロセスコントロールステーション

各プロセスコントロールステーションの構成及びデータウェイは冗長構成とする。

(ハ) 建築設備関係運転制御装置

建築設備機器の発停制御その他を中央制御で行うこと。

オ データ処理装置

(ア) データログ

- 冗長化により、プライマリーがダウンした場合でも、継続運用ができる信頼性の高い構成とする。
- 記憶装置（ハードディスクドライブ等）への記録は2台平行して行い装置の故障によるデータの損失がないようにする。
- 運転管理に必要な出力装置を設ける。形式、数量は提案によるものとする。

(イ) 事務室用データ処理端末

- 本設備は、運営事業者職員用事務室での運転管理用に、処理量・搬出量等各種プロセスデータの表示、解析及び中央制御室オペレータコンソール主要画面の表示を行うものである。
- 本設備からの機器操作はできないものとする。
- 運転データは、汎用 LAN を介してデータログから取込む。
- 取込むデータ及びオペレータ画面については、別途、市と協議する。
- データの保存期間は、原則として5年以上とし、必要なものについては、市との協議により保存期間を別途定める。

カ ローカル制御装置

(ア) 計量機データ処理装置

- a 計量機台数分の計量が同時、並行に行える仕様とする。
- b 計量受付終了後 1 日分の計量データを集計用プリンターへ出力するとともにデータログへ転送できるようにする。
- c 印字項目は、計量年月日、時刻、各市町、搬入出区分、種別、搬入・搬出者名、車番、総重量、空車重量、正味重量、料金及びその他必要なものとした計量表を発行する。
- d 自動計量システムのソフトウェアは、広範に使用されている OS 上で起動するものとする。
- e 手動計量、データの修正、検索機能を有するものとする。
- f 本計量機によるデータは、中央制御室に設置するデータ処理装置に連結し、各市町、搬出入車種別、受入対象物種別に日報、月報、年報が作成できるようにする。
- g 伝票の表記方法は、市と協議する。
- h 受入対象物の荷下ろし状況を確認するため、カラーモニタを具備する。
- i 計量を頻繁に行う車両に対して、IC カード等を発行できるシステムとし、スムーズな計量ができるようにする。
- j 既設計量棟で計量した収集車等の計量データを手入力できるような帳票とする。詳細は市と協議する。

キ 計装用空気圧縮機

- (ア) 必要な空気量に対して、十分な能力を有する。
- (イ) 無給油式（オイルフリー）とする。
- (ウ) 数量は【1】基以上とする。
- (エ) 自動アンローダ運転と現場手動ができるものとする。
- (オ) 必要な貯留量の計装用空気タンクを設ける。
- (カ) 除湿装置を設ける。

ク その他制御装置

その他の施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を設ける。

5 土木・建築工事仕様

(1) 計画基本事項

ア 計画概要

(ア) 工事範囲

本件施設の工事範囲は、下記工事一式とする。

- a 工場棟建設
- b 計量棟建設
- c 駐車場整備
- d 構内通路整備
- e 構内排水設備設置
- f 屋外照明設置
- g 植栽、芝張整備
- h 門扉、囲障設置（既存擁壁の改修含む。また、施設の南側に非常時及び混在時に出入りできるゲートを新設。）
- i 上水道・ガス・下水道・雨水排水接続
- j 道路整備（前面道路を掘削した場合）
- k 地中廃棄物撤去（確認された場合で、市と協議の上、撤去となった場合。）
- l 測量（必要に応じて実施。）
- m 地質調査（必要に応じて実施。）
- n 解体撤去（仮設計量棟（計量器含む）、一般持込受入ヤード）
- o その他関連するもの

(2) 建築工事

ア 全体計画

- (ア) 本件施設を構成する各建物の規模は、必要な設備を収納しメンテナンスを行うためのスペースを効率的に配置して決定する。
- (イ) 本件施設は居室を中心として、十分な断熱を行う、空調設備は運転効率の高いインバータ運転を行う、熱損失を抑制し空調負荷を軽減する換気機器を使用する、空調機の冷暖房効果を高める設備を設置する等、省エネ対策を行う。
- (ウ) 照明は、人員配置や業務内容から必要にして十分な照度を設定する。人感センサー型の照明、LED 器具の積極的採用により設備の省エネ対策を行う。
- (エ) 機種、機能、目的の類似した機器は、専用室へ集約した配置とし、点検整備作業の効率化、緊急時への迅速な対処ができるように設ける。
- (オ) 主要な専用室については室名札を設ける。
- (カ) 本件施設の建築計画においては、景観や隣接するごみ焼却施設との調和や意匠に十分配慮する。
- (キ) 本件施設は市及び寒川町の廃棄物処理を担う中核的な施設となるため、風水害・地震等の大規模災害による被害に対し、周囲への委託処理が困難と考えられる。したがって、費用対効果を踏まえつつ、災害に対し構造的かつ機能的に強固な施設とする。
- (ク) 作業員の日常作業の安全性、快適性に配慮し、機能的なレイアウトや必要設備を確保する。特に、工場棟内は清掃がしやすいように配慮する。
- (ケ) 地球環境問題への対応として、各種リサイクル法、省エネ法等を考慮し、計画・設計を行うものとする。
- (コ) 比較的敷地境界に近いことから、生活環境影響調査書に基づき騒音・振動・悪臭等、周辺環境への悪影響を及ぼす要因をできるだけ防止するとともに、レイアウトにも配慮する。

- (サ) 避難経路は二方向避難を原則とし、その経路は単純明快で安全な構造とする。
- (シ) 多くの見学者来場が見込まれることから、啓発設備や見学者スペースの確保とともに、管理部全体はバリアフリーを基本とする。また、計画・設計は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を基準とする。
- (ス) 見学者の対応として、見学者動線に係る設備については、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に適合させる他、原則、次のような対策を行う。
- a 出入口
- (a) 直接地上に通じる出入口の幅は、1,200mm 以上とする。
- (b) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に通過できる構造とし、かつその前後に段差を設けない。
- b 廊下
- (a) 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ、その前後の階段等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとし、必要な箇所に、点状ブロック等を敷設する。
- (b) 幅は 2,500mm 以上とする。
- (c) 50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
- (d) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に通過できる構造とし、かつその前後に段差を設けない。
- c 傾斜路（階段に代わるもの、又は階段に併設するものに限る。）
- (a) 幅は 1,200mm 以上とし、勾配は 1/12 を超えないものとする。
- (b) 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ、その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとし、必要な箇所に、点状ブロック等を敷設する。
- (c) 高さが 750mm を超えるものにあつては、高さ 750mm 以内ごとに踏幅 1,500mm 以上の踊場を設ける。
- d 階段
- (a) 幅は 1,500mm 以上、蹴上げは 160mm 程度、踏面は 300mm 以上、けこみは 20mm 以下とする。
- (b) 床表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により、段を容易に識別できるものとし、必要な箇所に、点状ブロック等を敷設する。
- (c) 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造とする。
- e エレベーター
- (a) かご及び昇降路の出入口の幅は 900mm 以上、かごの内り幅は 1,600mm 以上、かごの内り奥行きは 1,350mm 以上とし、かごは、車いすの転回に支障がない構造とする。
- (b) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1,500mm 以上とする。
- (c) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。
- (d) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- (e) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。
- (f) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字その他の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。
- (g) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。

f 便所

- (a) 便所内に、車いす利用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、腰掛け便座、手すり等を適切に配置した便房を1以上設ける。
- (b) 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水栓器具を設けた便房を1以上設ける。
- (c) 見学者対応においては、ごみ焼却施設から本件施設までは、屋外での往来が生じるため、通行者に配慮した動線確保、安全帯の設置、サイン計画等に配慮すること。
- (d) 市職員用控室を設け、控室へ至る建物出入口は運営事業者用とは別に設けること。なお、控室及び建物出入口から控室へ至る経路の防犯警備設備は、それ以外の部分と警戒区域を分け、単独でも設定及び解除可能とすること。
- (e) 本件施設では、都市ガスが利用可能であるが、設備仕様や配置に配慮してオール電化も可とする。

イ 本件施設の外観

- (f) 周辺環境との調和をテーマとし、景観法、茅ヶ崎市景観条例、茅ヶ崎市景観計画に従い設計を行うものとする。
- (g) 施設を高さ、壁面の質、形状により分節し、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感等の印象を与えない、親しみやすいシンプルなデザインとする。
- (h) 本件施設は、敷地全体で調和のとれたデザインとする。
- (i) 工場棟や計量棟等は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的な計画で、統一したイメージにする。
- (j) 建物高さについてはできるだけ、低く抑えるように配慮する。
- (k) 植栽・芝張等については、建物の景観に配慮し、できるだけ人工色を少なくするよう工夫する。なお、植栽は埋設配管の敷設位置や、将来の補修工事等における大型重機の作業スペースを考慮して配置する。

ウ 平面計画

- (f) 工場棟は、臭気、振動、騒音が発生する特殊な形態の大空間を形成するので、機能的かつ経済的なものとするため、プラントの配置計画、構造計画並びに設備計画は、適切な関係を保ち相互の専門知識を融合させ、総合的にみてバランスのとれた計画とする。
- (g) 工場棟は、建屋の耐力や配置計画等を総合的にみて、機能上及び性能上必要な部分は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。その他の部分は鉄骨造とすることも可とする。
- (h) 建物の配置は、プラント全体計画に基づき、経済性、安全性、美観、維持管理の容易性を考慮した計画とする。
- (i) 騒音が発生する機器が設置されている専用室の建屋配置は、生活環境影響調査を参考に設定する。また、原則として隔離された部屋とし、防音対策を講ずる。なお、室内温度の管理のための換気等を十分に行うが、吸排気口からの騒音の漏れに配慮する。
- (j) 振動が発生する機器が設置されている専用室の建屋配置は、生活環境影響調査を参考に設定する。また、原則として隔離された部屋とし、振動対策を講ずる。
- (k) 振動が発生する機器は、十分な防振対策を行う。また、必要に応じてエキスパンションジョイントにて躯体と分離する。
- (l) マシンハッチ、ホイスト、吊り金具等を要所に設ける、消耗品等を置く倉庫を能率的に配置する等、点検、整備、保守等の作業の利便性を確保する。

- (ク) 作業用の専用室から居室や通路等への出入口には、防臭区画としての前室を設けるとともに、専用室側に手洗い場（温水）を配置する。また、必要に応じてエアシャワーを設置する。
- (ケ) 作業員が使用する居室は、工場棟内に設置する。
- (コ) 日常点検、補修、整備作業への円滑な動線や、工事への十分な所要スペース及び衛生器具等を確保する。
- (サ) 施設内における作業動線は、障害者の移動を考慮し、スロープを設置する。
- (シ) 作業員の作業動線と見学者動線は、中央制御室以外では交差しないようにする。
- (ス) 受入対象物からの汚水や散水等で汚れる床は、洗浄のため防水を考慮した仕上げとするとともに、作業員の転倒防止のため滑り難い構造や材質とする。
- (セ) 施設玄関には施設名板を設ける。
- (ソ) 見学者通路、ホール等、見学者が利用する各諸室、通路及び設備等については、次に示す事項に配慮する。
 - a 見学者動線及び見学者に対する説明用スペースは、小学生の視点や多人数の見学にも配慮し広くする。
 - b 見学者は、広範囲な設備かつ見学している対象の設備の全体が視界に入るように、点検歩廊を見学者通路側の壁面まで設置しない等、機械設備や歩廊の配置や形状に配慮する。
 - c 見学窓は、天井から床まで可能な限り広くし、手すりを設置する等寄りかかりに配慮する。使用するガラスは耐衝撃性を有し、万が一破損した場合、破片が飛散しない材料とするとともに、衝撃を防止する措置（衝突防止シールの貼付等）を行うこと。
 - d 見学者動線には、適切な箇所に平面、断面図等を用いた順路や位置を明示した案内板を設ける。
 - e 見学者に係る説明板や案内板等の設備については、統一したイメージのデザインとする。
 - f 見学者通路は、通常の維持管理作業動線を考慮に入れ、十分な臭気、騒音、振動への対策を行う。
 - g 見学は1クラスずつのグループ分けで見学が行えるように、ルート、周回、案内設備等に配慮する。
 - h 見学時間については、ごみ焼却施設と一体で行う場合は、ごみ焼却施設の会議室での説明受講 45 分（ごみ焼却施設と本件施設の説明及び動画上映）、ごみ焼却施設見学 60 分、本件施設見学 20 分を目安とする。なお、施設見学については、隣接するごみ焼却施設と合わせて又は単独での実施の両方の場合がある。
 - i 採光、日照を十分考慮し、明るく清潔感があるものとする。
 - j 主な見学場所は以下のとおりとする。
 - (a) 会議室
 - (b) ホール
 - (c) 受入貯留ヤード
 - (d) プラットホーム
 - (e) 中央制御室
 - (f) その他
 - k 予定する見学者は、「表 2-18 施設見学者」のとおりとする。

表 2-18 施設見学者

項目	内容
対象者	小学生，市民団体，一般来場者等（障害者を含む。）
来場者数	年間 2,500 名（30 団体）程度（一日最大対応数は、小

項目	内容
	学生 180 名程度，大人 90 名程度)
来場方法	大型バス，自家用車，タクシー，自転車等
見学時間	9 時 00 分～12 時 00 分，13 時 00 分～16 時 00 分
引率の有無	案内あり
見学方法	歩行，車椅子

- 1 配置する居室は，「表 2-19 各施設の建築物に係る諸元（標準案）」を基本とする。なお，運営事業者に係わる各諸室は提案を可とする。
- (ク) 出入口（通用口玄関）は見学者用とは別に設け，作業員詰所とのゾーニング区分に配慮する。
- (フ) 見学通路は下足とする。

表 2-19 各施設の建築物に係る諸元（標準案）

施設	諸室	概要	概略床面積等 (㎡)	建築面積 (㎡)
工場棟 (処理部)	プラットホーム，受入貯留ヤード	車両通行の容易かつ作業等含めた安全を考慮して設置	*	*
	破碎機室	爆発の可能性がある破碎機室は独立して設置	*	
	電気室	中央制御室等関連諸室との配置に注意	*	
	中央制御室	操作室の他に打合テーブル，書棚を置く	*	
	前室	臭気，粉塵のある部屋に付設，原則として機械室と管理諸室との境界に必要箇所設置	*	
	搬出設備室（バンカ，ストックヤード）	各資源物，処理困難物等を引取り時まで保管	*	
	便所・洗面所（作業員用）	男女及び多目的，長靴洗い場，男女便所	*	
	便所・洗面所（事務員用）	男女及び多目的，男女便所	*	
	運営事業者用管理事務室	運転職員人員数の机，棚類を置く。	*	
	運転員控室	人員数のテーブル，椅子，流し台，棚を置く。面談用スペース（4 名，机・椅子を置く）を部屋の一角に間仕切りで設ける。	*	
	市職員用控室	流し台を置く	20	
	湯沸室	キッチンユニット，冷蔵庫，食器棚を置く。	*	
	休憩室	畳敷き，押入れ，収納，地板を設ける。	*	
	更衣室	男女別，ロッカー	*	
	浴室（シャワー室も可）	男女別	*	
	脱衣室	男女別，脱衣棚と洗面器	*	
	洗濯乾燥室	洗濯機，乾燥機，流し，物干し，収納を設ける。	*	
	掃除用具庫	要所に設置	*	
	倉庫	要所に設置	*	
	書庫	書類，図書類の保管	*	
	玄関風除室	強風除けで傘立てを置く。	*	
	見学者通路	幅 2.5m（有効）以上	*	
	階段	見学者動線の場合は小学生を考慮	*	
	通用口玄関	運転職員用玄関（下足履き替え）	*	
	その他	その他必要と思われる室	*	
工場棟 (管理部)	玄関風除室	強風除けで傘立てを置く。	*	*
	玄関ホール	下足箱，想定見学者数に対応した大きさとする。	*	

施設	諸室	概要	概略床面積等 (㎡)	建築面積 (㎡)
	会議室兼見学者説明室	見学者団体用 40 名程度を収容できる大きさとする。(人数分の机・椅子が設置できる大きさとする。)	*	
	廊下、階段	幅員を広く取る、各施設を見渡せるスペース	*	
	便所・洗面所	男女別、出入口扉なし	*	
計量棟	計量事務室	流し台、便所(工場棟の最寄りのトイレが 30m 以内であれば不要とする)	*	*
駐車場		来客用	*	—
車路・歩道		車道、歩道、白線、ガードレール等	*	—
構内散水栓		散水用	—	—
構内雨水排水側溝		車路排水	—	—
構内外灯		外灯、防犯灯	—	—
植栽・造園		植樹、花壇、芝張	*	—
門・囲障		門扉、門壁、通用口、フェンス、擁壁	—	—

※1 建築面積及び概略床面積の「*」印は適切な面積にて提案とする。

エ 構造計画

(ア) 一般事項

- a 構造計画は、プラント設計、意匠計画及び建築設備設計との調整を図り、経済性に配慮しつつ所要の性能を確保する。
- b 本件施設の耐震安全等は、「第 2 2 (8) イ 地震対策」による。

(イ) 基本計画

- a 工場棟は特殊な建築物であり、プラント機器類は重量が大きいことから、十分な構造耐力を持つ建築構造とする。
- b 地震時を考慮し、重量の大きい設備は、剛強な支持架構で支持する。

(ウ) 基礎構造

- a 基礎は、良質な地盤に支持させる。基礎構造は上部構造の形式、規模、支持地盤の条件及び施工性等を総合的に検討し建物に有害な障害が生じないように配慮する。
- b 杭基礎の選定にあたっては、支持地盤の状況を勘案して短杭にならないように注意し、原則として異種基礎構造は避ける。

(エ) 躯体構造

- a 重量が大きな機器を支持する架構は、各部の構造的な特殊性及びプラント機器類の維持管理等を考慮しつつ、十分な強度、剛性を保有するものとし、地震時等にも十分に安全な構造とすること。
- b 軽量化に留意し、建物上部の剛性は確保して地震時等の変位も有害な変形を生じない構造とする。
- c 鉄骨造屋根面、壁面についてはブレースを十分にとって、剛性を高めること。大スパン架構となることが予想される部分については、変形量をできるだけ少なくするよう考慮する。
- d 地下水槽等は、水密性の高い鉄筋コンクリート造とし、槽内部からの漏水及び槽外部からの地下水等の流入を防止する。
- e 騒音又は振動を発生する機器を配置する箇所の構造方式の選定にあたって、十分な検討を行う。特に、機器等の低周波対策を考慮する。

オ 計量棟計画

- (ア) 照明・空調・居住性について十分配慮する。

- (イ) 居室には、計量中の車両の排ガスが入り込まないようにする。
- (ウ) 計量棟内に流し台、便所（工場棟の最寄りのトイレが 30m 以内であれば不要とする）を設ける。
- (エ) 金銭を取扱うため、防犯対策を行う。
- (オ) 計量棟及びごみ計量機全体を大屋根と壁で覆う。屋根については、十分な強度とともに、風雨時にも受付場所やリーダポストが雨に濡れることが無いよう、雨仕舞や大きさに配慮する。

カ 一般構造

(ア) 屋根

- a 屋根は、採光に配慮し、適所に換気装置を設けるものとし、雨仕舞と耐久性に配慮する。
- b 外壁と屋根の結露防止を行う。

(イ) 床

- a 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、スラブを厚くし、小梁を有効に配置して構造強度を確保し振動を押さえる。
- b 工場棟 1 階の床は、地下部施工後の埋戻土等の沈下の影響を受けない構造とする。
- c 汚水が垂れる、粉じんが発生する等、清掃、水洗が必要な専用室の床は防水処理を行う。
- d 電力や通信用配線が煩雑となる事務室、中央制御室等は、原則としてフリーアクセスフロアとし、用途や機能に応じて強度や高さを定める。なお、床下は、防じん塗装以上の仕上げを行う。

(ウ) 内壁

- a 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙、防湿等）を満足するとともに、意匠についても配慮する。
- b 不燃材料、防音材料等は、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等、他の機能と適切な施工方法を考慮し選定する。

(エ) 建具

- a 要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙、防湿等）及び機能性を満足するとともに、意匠についても配慮する。
- b 不燃材料、防音材料等は、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等、他の機能と適切な施工方法を考慮し選定する。
- c 外部に面する建具は、耐風圧性、水密性、気密性を考慮したものとする。
- d 機材の搬出入を行う扉は、搬出入が想定される機材の最大寸法を考慮して形状や大きさを決め、特に大きいものは防音扉とする。
- e 臭気のある室内に出入りする扉はエアタイト構造とし、中央制御室等への出入口には前室を設ける。
- f 居室のガラスは、Low-E ガラスとし、十分な強度を有し台風時の風圧にも耐えるものとする。また、ガラスの設計・施工にあたっては、「安全・安心ガラス設計施工指針（一般社団法人 日本建築防災協会）」を参考とすること。
- g 夜間照明への昆虫類等の誘引防止のため、ブラインド等を設置し日没後は光の漏洩を防止する。

キ 仕上計画

(ア) 外部仕上

- a 環境に適合した仕上計画とし、違和感のない、清潔感のあるものとし、工場全体の統一性を図る。

- b 材料は経年変化が少なく，防汚性，耐候性があり，色調変化（色あせ）がし難いものとする。
- c 屋根，外部仕上は，鳥の止まりそうな所へは防鳥網の取付け等鳥害対策を行う。
- d 通気管等には防虫網を設ける。

(イ) 内部仕上

各部屋の機能，用途に応じて必要かつ適切な仕上材を採用し，温度，湿度等環境の状況も十分考慮する。主な部屋の仕上については下表を参考とし，同程度若しくはそれ以上の水準の内部仕上を行うものとする。なお，軽量鉄骨間仕切り壁は，両面仕上すること。

その他の必要な部屋の仕上については，提案によるものとする。

ただし，修繕をできるだけ軽減させるよう仕上を考慮すること。

また，屋根，外部仕上と同様に，プラットホーム等天井高のある場所についても鳥害対策を行う。

表 2-20 建築仕上表（標準案）

No	室名	床	巾木	壁	天井	その他項目
1	排水処理設備室	コンクリート 金ゴテ押え 一部耐薬品塗装	コンクリート 打放し，目地切，一部耐薬品塗装	コンクリート 打放し	コンクリート 打放し	
2	機械諸室（地上階）	コンクリート 金ゴテ押え	コンクリート 打放し	コンクリート 打放し	直天井表し	
3	機械諸室（地上階）（騒音のある諸室）	コンクリート 金ゴテ押え	コンクリート 打放し	吸音材	吸音材	
4	搬出設備室	コンクリート 金ゴテ押え	コンクリート 打放し	コンクリート 打放し 版表し	デッキ表しまたは直天井表し	
5	建築設備機械室	コンクリート 金ゴテ押え	コンクリート 打放し	吸音材	吸音材	
6	プラットホーム	コンクリート 耐摩耗仕上	コンクリート 打放し	コンクリート 打放し 版表し	デッキ表しまたは直天井表し	床勾配 1.5% 排水溝蓋：グレーチング
7	プラットホーム監視室	ビニールタイル	ビニル巾木	P B 下地 クロス	化粧石膏ボード	
8	中央制御室	タイルカーペット（帯電防止） フリーアクセスフロア	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	見学窓
9	電気室	コンクリート 金ゴテ押え 合成樹脂塗床	コンクリート 打放し 合成樹脂塗装	コンクリート 打放し 版表し	直天井表し	ケーブルピット
10	脱臭装置室	コンクリート 金ゴテ押え		コンクリート 打放し	コンクリート 打放し	
11	E V ホール	コンクリート 金ゴテ押え 長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	各階案内板

No	室名	床	巾木	壁	天井	その他項目
12	見学者通路 見学者ホール	コンクリート 金ゴテ押え 長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	両側に手摺 見学窓
13	階段室	コンクリート 金ゴテ押え 長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B 下地 クロス	段裏コンクリート 打放し E P 塗装 最上階化粧石膏 ボード	手摺（見学ル ートは両側、 子供用手摺併 設）
14	便所 （内部） （外部）	長尺塩ビシート 磁器質タイル 貼 アスファルト 防水	ビニル巾木	ケイカル板 G P 塗装 半磁器質タイ ル貼	岩綿吸音板 P B 下地 ケイカル板 G P 塗装	鏡，汚垂石
15	玄関ホール	磁器質タイル 長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	傘立て 下足箱
16	会議室	タイルカーペ ット	木製巾木	音響調整板	岩綿吸音板 P B 下地	遮光ブライン ド ホワイトボー ド
17	事務室	タイルカーペ ット フリーアクセ スフロア	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	
18	ミーティング ルーム	長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B 下地 クロス	岩綿吸音板 P B 下地	
19	更衣室	長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B E P 塗装	岩綿吸音板 P B 下地	
20	書庫，収納庫	長尺塩ビシート	ビニル巾木	P B E P 塗装	化粧石膏ボー ド	移動ラック
21	計量事務室	タイルカーペ ット フリーアクセ スフロア	ビニル巾木	E P 塗装	化粧石膏ボー ド	ミニキッチン 手洗 便所
22	ストックヤード	コンクリート 耐摩耗仕上げ	コンクリート 打放し	コンクリート 打放し 版表し	直天井表し	間仕切り壁

ク 主な専用室の概要

(ア) プラットホーム

- a 「第2 3 (2) イ プラットホーム」に準ずる。
- b 直接搬入された受入対象物の移送用にプラットホームへ侵入できる専用シャッターを設ける。

(イ) 前室

- a 臭気発生室からの出入口部分には、臭気漏洩を完全に防止するために前室を設ける。特に、天井内部の配管の貫通部の処理に注意する。
- b 前室内部は正圧とし、出入口には臭気漏洩防止のためエアタイト仕様の建具を設置する。

(ウ) 油圧装置室

- a 作動油の交換作業が容易な位置とする。

- b 必要で十分な換気を行える構造とする。
- (エ) 破砕機室
- a 爆発や火災対策を考慮した鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。
 - b 万一爆発した場合にも、他の系列に影響を与えない構造とする。
 - c 高速回転破砕機の基礎は、振動の影響を遮断するため独立基礎とし、エキスパンションジョイントにより完全に分離した構造とする。独立基礎の下部には工場棟の躯体を設けないこと。
- (オ) 各種騒音発生機械
- a 空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、防音対策、防振対策の観点から、できるだけ専用室に収納することが望ましいが、労働環境への配慮と敷地境界での法令遵守を条件に提案を可とする。なお、保守点検に必要なホイスツの使用に支障をきたさないスペースを確保する。
- (カ) 直接搬入車荷下ろし場所
- a 直接搬入車及び荷下ろし作業場所が雨に濡れない計画とする。
- (キ) ストックヤード
- a 屋根と壁で覆い、風雨の進入を防ぐ仕様とする。
 - b 搬出口にはシャッターを設ける。
 - c 床面及び壁面は、排出時のショベルローダー等の作業を考慮する。
- (ク) 搬出設備室
- a 磁性物、破砕残渣等の搬出設備は、できるだけ一室にまとめて設置し、特に搬出時の粉じん対策には万全を期す。
 - b 原則として、他の部屋とは隔壁により仕切り、気密性を確保する。特にコンベヤ等の壁貫通部の周囲は確実に密閉する。
- (ケ) 各種排水処理水槽
- a 系統ごとに適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水の対策を講ずる。
 - b 酸欠の恐れのある場所、水槽等は、入口又は目立つ所に「酸欠注意」の標識を設けるとともに、作業時十分な換気が行える設備を設ける。
 - c 砂取りや清掃が必要な水槽については、作業が容易な位置、構造とする。
- (コ) 中央制御室
- a 各専門室と密接な係を保ち、なかでも破砕設備、電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、距離的にも短く連絡できる位置に配置する。
 - b プラントの運転、操作、監視を行う中枢部であり、常時運転員が執務するので、照明や空調及び居住性について十分配慮する。
 - c 主要な見学設備であるため、監視盤やパネル等は意匠に配慮する。
 - d 床はフリーアクセスフロア（帯電防止タイルカーペット仕上げ）とし、保守・点検及び盤の増設等が容易に行えるものとする。
- (サ) 電気室
- a 機器の放熱や換気に十分留意し、機器の搬出入が容易に行えるものにするとともに、水害や粉じんによる影響のない位置に計画する。また、上階には水を使用する諸室を設けない。
 - b 室内各機器の点検・整備を考慮した十分なスペース及び空調ダクト、電気配線を行うための十分な天井高さを確保する。また、大型機器搬入用の大扉を設ける。
 - c 中央制御室からの保守・監視業務が円滑に行えるように、中央制御室に近接した位置に設置する。

- d 設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、点検・整備に支障のない十分な面積を確保し、将来の増設にも対応できるような配置計画、スペース活用に配慮する。
- e ケーブル等の配線及び保守点検が余裕を持って行える十分な有効空間を確保する。

(3) 土木工事及び外構工事

ア 土木工事

(ア) 山留、掘削

- a 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用する。
- b 掘削土砂は、建設用地内で利用することを優先するが、余剰分(残土)が生じた場合は市と協議の上、外部搬出とする。搬出先は、赤羽根公共残土建設発生土搬入場所とする。

(イ) 外構工事

外構施設については敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性等を検討した計画とする。なお、計画にあたっては、環境事業センターの既設外構との調和にも配慮すること。

a 構内通路及び駐車場

- (a) 十分な強度と耐久性を持つ構造かつ無理の無い動線計画とし、必要箇所に白線、車止め、道路標識を設け、車両の交通安全を図る。
- (b) 駐車場(台数については、「第2 1 (2) キ (ウ) e 自動車駐車場(32条)」の必要台数以上)を設けるものとする。なお、駐車場については、一般来場者用とし、施設運転要員用の駐車場は、運営・維持管理事業者において事業センター敷地外に確保するものとする。
- (c) 構内通路の設計はアスファルト舗装要綱(社団法人 日本道路協会編)による。
- (d) 駐輪場(台数については、「第2 1 (2) キ (ウ) d 自転車置場(31条)」の必要台数以上)を設けるものとする。

b 構内雨水集排水設備工事

(a) 工事内容

- i) 排水溝
- ii) 排水管
- iii) 付帯設備

(b) 施工

敷地外周部に幹線水路として勾配可変側溝等を設置し、「第2 1 (2) キ (ウ) a 排水施設(23条)」に接続させる計画とする。その他、施設周りに適切な排水設備を設け適当な位置で幹線水路に接続させること。なお、雨水集排水設備は、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とする。

c 植栽芝張工事

事業センター敷地については、「第2 1 (2) キ (ウ) h 緑化(36条)」に基づき植栽地を整備する。

- (a) 植栽地は、高木、中木、芝張等により良好な環境の維持に努めるものとする。
- (b) 必要に応じて植栽への散水設備等を設ける。
- (c) 工事にあたって、土壌汚染対策法未解除区域における掘削が伴う施工場所については、土壌汚染対策法に基づく調査を行った上、必要な手続きを行い、工事及び掘削土の処分を行うこと。

d 構内照明工事

- (a) 場内及び構内通路その他必要な箇所に、構内照明を常夜灯回路とその他の回路に分け

て設ける。なお、過剰な構内照明の設置は避ける。

(b) 構内照明は、太陽光、風力等の自然エネルギーの利用や LED 照明等の器具を使用する。
照度等により使用困難な場合は高圧ナトリウムランプとする。

(c) 点滅は、自動操作（自動点滅器、タイマー併用）及び中央制御室による手動操作とする。

(d) 昆虫類の誘引効果の低い波長や仕様のもを採用する。

(e) 夜間活動する鳥類の保全に配慮するとともに、夜間照明が周辺地域に影響しないように計画する。

e 門扉工事

(a) 意匠に配慮した門柱とし、【鋼製門扉】を設置する。

(b) 降雪時においても使用できるような構造とする。

(c) 施設南側に非常時及び混雑時に出入りできるゲートを新設する。（「添付資料 1 敷地平面図（標準案）」に示すとおり。）

f 囲障工事

(a) 敷地周囲にフェンス、擁壁を設置する。

g 道路整備工事

(a) 「第 2 1 (2) キ (ウ) g 前面道路に接する空地（34 条）」に基づき、前面道路を所定の基準を満たすように道路整備を行う。

(b) 工事にあたって、土壤汚染対策法未解除区域における掘削が伴う施工場所については、土壤汚染対策法に基づく調査を行った上、必要な手続きを行い、工事及び掘削土の処分を行うこと。

イ 土木仕様

(ア) 構内通路工事

a 幅員は 7m 以上とする。なお、車両の動線によっては並走することも考えられるため、既存焼却処理施設と本件施設との建屋離隔距離に留意する。

b アスファルト舗装に路面標示をする。なお、路面標示は、既存のごみ焼却施設の通行ルートも含めた敷地全体を対象として実施する。

c 施工前に、CBR 試験を実施して最終仕様を決定する。

d 歩行者が横断する構内道路は、グリーンベルトを設置する。

e 場内道路に道路標識等を設置し、必要箇所に減速帯を設置する。

f 路面標示や歩行者ルート等については、総合的なサイン計画を作成して実施する。なお、既存のサインは流用することは可とするが、本件施設完成後の動線計画を考慮して、事業センター全体のサイン計画を立案し、実施する。

(イ) 駐車場

a 白線、案内矢印引き、車止めを設置する。

b アスファルト舗装とする。

c 路面厚は、構内通路に準拠する。

d 必要な排水設備を設ける。

(4) 建築機械設備工事

ア 空気調和設備工事

原則として、各居室、見学者通路、計量棟、電気室等を対象とする。

イ 換気設備工事

(ア) 本件施設の作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする部

屋に応じた換気を行う。居室の換気は熱交換形換気とする。

- (イ) 建物全体の換気バランスをとるとともに、位置及び構造を十分に考慮する。工場棟は負圧とするが、管理部（前室を含む）は正圧を原則とする。
- (ウ) 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とする。また、建築計画上でも前室を設ける等気密化を計る。臭気区画図を作成する。
- (エ) 換気設備の機器及び風道等は、工場棟の特殊性を考慮して使用材料を選定する。
- (オ) 換気設備は、合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。また、建築的に区画された壁を貫通してダクトを共用する場合は、運転を停止する時も、臭気等の拡散が起こらないように考慮する。
- (カ) 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレス鋼板及び塩ビライニング鋼板を使用する。また、耐火区画の貫通部については、耐火性のダクト又はさや管式とする。
- (キ) 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定する。
- (ク) 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所に考慮する。
- (ケ) 室温が高い各機器室・電気室等や、粉じん・臭気が問題となる諸室等は、室内条件を十分把握して換気設計基準を設定する。

ウ 給排水衛生設備工事

- (ア) 給水量は提案とする。
- (イ) 便所の手洗いは自動水栓、浴室の水栓はサーモスタット付き水栓（シャワー付き）とする。手洗い付近には、ジェットタオルを設置する。
- (ウ) 洋式便所は温水洗浄便座、小便器はセンサー付きとする。
- (エ) 湯沸し室等の調理器は、電気式とする。

エ 消火設備工事

消防法に基づくものとし、実際の施工に際しては、本市消防本部と協議の上行うものとする。

オ 給湯設備工事

各室及び対象室に給湯設備を設ける。なお、給湯水栓は混合水栓とする。

カ エレベーター設備工事

- (ア) 「(2) 建築工事 (2) ア 全体計画 e エレベーター」の記載内容に準じて必要数設置する。
- (イ) 停電や地震等の災害時に対応できる機種とする。
- (ウ) 見学者が利用するエレベーターは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に対応した仕様とする。

(5) 建築電気設備工事

ア 動力設備

- (ア) 本設備は、建築設備の各種ポンプ、排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備である。
- (イ) 電気室に主幹盤を設け、各制御盤、電灯分電盤にケーブル配線を行うことを原則とする。また、環境に配慮しエコケーブルを使用すること。
- (ウ) 機器の監視は、中央制御室での集中監視とし、制御は各現場制御盤による分散制御を基本とする。なお、中央制御室でも運転停止操作が可能なようにすること。

- (エ) 電動機の分岐回路は、原則として1台ごとに専用の分岐回路とする。
- (オ) やむを得ず地階等湿気の多い場所に制御盤等を設置する場合は、簡易防滴形とし、スペースヒーター組込みとする。
- (カ) 床面に機器、盤類を据え付ける場合は、コンクリート基礎を設ける。

イ 照明及び配線工事

- (ア) 照明設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を図った設計とする。
- (イ) 照度は、適用規格（JIS 基準）による。
- (ウ) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して設置する。
- (エ) 照明器具は、省エネに配慮し主に LED 器具を採用し、用途及び周辺条件により、防湿、防水、防じん型を使用する。なお、破損の危険性がある場所は、ガード付とする。
- (オ) 高天井付器具については、安全に交換でき、保守点検上支障のない構造とする。
- (カ) 建屋外壁部に設置するブラケット照明は、省エネを考慮し人感センサー付きを採用する。
- (キ) コンセントは、維持管理性を考慮した個数を設置し、用途及び使用条件に応じて防水、防爆、防湿型とする。
- (ク) 消し忘れ防止対策として中央制御室からも点滅操作が可能なようにすること。

ウ その他工事

- (ア) 自動火災報知設備
 - a 消防法に基づくものとし、実際の施工に際しては、所轄の消防署と協議の上行うものとする。
 - b 本件施設からごみ焼却施設に移報すること。なお、ごみ焼却施設の受信機の設置場所は中央制御室（2 階）及び管理事務所（1 階）とする。
- (イ) 電話設備工事
 - a 外線を必要数確保し、その他の電話、内線電話設備を設ける。
 - b 必要な箇所から、局線への受発信、内線の個別、一斉呼出、内線の相互通話ができるものとする。なお、電話機からのページングも可能な設備とする。
 - c 工場棟内は騒音が大きいので、居室関係以外の内線電話は PHS 等の移動体通信設備とする。
 - d 隣接するごみ焼却施設へ配信すること。電話機、設置工事等は別途工事所掌とする。なお、台数については市と協議の上決定する。
- (ウ) 拡声放送設備工事
 - a AM、FM ラジオチューナー内蔵型、一般放送、非常放送兼用、BGM 放送（CD/DVD）機能を有するものとする。
 - b スピーカーは、必要な場所に、必要な台数を設置する。また、敷地外周への放送設備も設ける。
 - c マイクロホン、運営事業者用事務室、中央制御室等に設置する。
 - d 会議室、プラットホームにはローカル放送設備を設ける。
- (エ) インターホン設備
 - 相互通話式のものを工場棟内に設置する。設置場所は市と協議の上決定する。
- (オ) テレビ受信設備等
 - 地上波デジタル・BS・ラジオの受信アンテナとする。
- (カ) 避雷設備
 - 関係法令に基づいて設置する。
- (キ) 防犯警備設備

工場棟及び計量棟について、防犯上の警備設備を設置する。なお、防犯警備設備は本件施設単独とするが、ごみ焼却施設（中央制御室）に移報する。

(ク) 時計設備

- a 工場棟及び計量棟の時計は親子時計とし、親機を中央制御室に設置する。

(ケ) 自動体外式除細動器（AED）

AED の適正配置に関するガイドライン（厚生労働省）等を参考として必要な箇所に AED を設置する。

(コ) その他

必要に応じて予備配管を設ける。また、設備の重故障についてごみ焼却施設（中央制御室）に移報する。

(6) その他設備

ア 見学者用啓発設備

本設備は、本件施設に係る模型設備又は映像設備・ソフト等とし、詳細は提案とする。

(ア) 形式 【 】

(イ) 数量 【1 式】

(ウ) 設置場所 【 】

(エ) 特記事項

- a 設置場所は提案とする。

- b 設備内容の詳細については、製作前に市と協議を行うこと。

イ 場内設備機器説明板

(ア) 形式 【 】

(イ) 数量 【 】

(ウ) 寸法 幅【 】m×高さ【 】m

(エ) 設置場所 【見学通路，その他適切な場所】

(オ) 特記事項

- a 場内見学者コース順のポイント毎に，説明装置又は案内板を設けること。

- b 必要箇所にプラント設備の処理フローが分かる説明パネル等を設けること。

- c 見学者通路にはピクチャーレールを設けること。

第 3 運営・維持管理業務

1 総則

(1) 運営・維持管理業務の概要

ア 一般概要

運営・維持管理業務は、本件事業で整備する本件施設を運営対象施設とし、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営するものである。運営事業者は、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した運営を行うものとする。なお、運営・維持管理業務の実施にあたり、運営事業者が遵守すべき基本方針は、以下のとおりである。

- (ア) 適正な処理を行うことができる施設
- (イ) 資源循環型社会形成を促進する施設
- (ウ) 最終処分量の削減に寄与する施設
- (エ) 安全で安心して運転ができる施設
- (オ) あらゆる災害や危機に対応できる施設
- (カ) 快適で安全な生活環境を守る施設
- (キ) ごみや資源物を経済的・効率的に処理する施設

イ 業務名

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設運営・維持管理業務

ウ 履行場所

茅ヶ崎市萩園 836 番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）

エ 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、運営対象施設に関する以下の業務とする。

- (ア) 受付業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 資源物売払業務
- (カ) 処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光灯の保管及び搬出管理業務
- (キ) 情報管理業務
- (ク) 防災管理業務
- (ケ) セルフモニタリング業務
- (コ) その他関連業務

オ 市の業務範囲

市の業務範囲は、運営対象施設に関する以下の業務とする。

- (ア) 運営モニタリング業務
- (イ) 処理対象物の搬入業務
- (ウ) 破碎残渣等の焼却処分業務
- (エ) 資源物売却先契約業務及び収入管理
- (オ) 処理不適物及び処理困難物、乾電池・蛍光灯の処理
- (カ) 住民対応業務（施設見学を含まない。）
- (キ) 運営・維持管理業務委託料の支払業務

なお、詳細は、「第3 10 市の業務」を参照のこと。

(ク) 環境教育、情報発信等の普及啓発業務

カ 運営期間

20 年間とする。

(2) 一般事項

ア 公害防止基準

運営対象施設の公害防止基準は、「第2 1 (3) シ 公害防止基準」とする。ただし、上記を踏まえ、事業者提案により公害防止基準を上回った保証値を設定した場合には、これを運営対象施設の公害防止基準とする。

イ 用役等条件

運営対象施設における用役等条件は、以下のとおりである。なお、これらの調達等については、運営事業者自らの費用と責任において行う。

(ア) 給排水

給水については、上水とする。

また、プラント排水は単独処理後、公共下水道に排水する。生活排水は公共下水道に直接排水する。雨水は場内利用を図り、余剰分は雨水本管に排水する。

(イ) 電力

環境事業センターごみ焼却施設が高圧方式によって受電後に、6.6kV で供給を受けるものとする。

(ウ) 燃料

燃料は設計・建設業務による。

(エ) ガス

ガスは設計・建設業務による。

ウ 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。

エ 要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守する。

オ 関係法令等の遵守

運営事業者は運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

カ 関係官公署の指導等

運営事業者は運営期間中、関係官公署の指導等に従うものとする。

キ 官公署等への申請

運営事業者は、市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うものとする。

ク 市及び所轄官庁等への報告

運営事業者は、施設の運営に関して、市及び所轄官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応するものとする。

ケ 市への報告・協力

- (ア) 運営事業者は、施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。
- (イ) 市の清掃事業全体に配慮の上、市の要請に協力するものとする。
- (ウ) 運営事業者の定期的な報告は、「第3 7 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第3 8 防災管理業務」に基づくものとする。
- (エ) 処理対象物や運営日時等を変更する際は、市と運営事業者が必要な対応について協議し、定めるものとする。

コ 環境への配慮

業務の履行においては、①「エコオフィス行動ルール（茅ヶ崎市 HP 内参照）」②「施設における省エネ運用マニュアル（茅ヶ崎市 HP 内参照）」に掲げる項目に配慮し、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するとともに、環境関連法令、条例等を遵守すること。

サ 周辺施設整備等への協力

運営事業者は、事業計画地内及び周辺で市等が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力するものとする。想定される主な事業は以下のとおりであるが、他に実施する場合は運営事業者に対して別途通知する。

- (ア) 既設粗大ごみ処理施設の解体撤去工事
- (イ) ごみ焼却施設の修繕工事、更新工事
- (ウ) その他市が行う敷地内の工事
- (エ) 市が行う施設見学やその他事業

シ 市の検査

市が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、運営事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

ス マニュアル及び計画書等の作成

運営・維持管理業務遂行において運営事業者が作成するよう定められているマニュアル及び計画書等の作成については、市との協議により作成するものとする。

なお、市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに市の確認を得るものとする。

市が考えるマニュアル及び計画書等の標準案は、「表 3-1 提出図書（標準案）」に示すとおりである。

表 3-1 提出図書（標準案）

分類	図書	通期	年次	月次	都度
業務マニュアル	業務実施マニュアル	○			

分類	図書		通期	年次	月次	都度
	運転管理マニュアル		○			
	維持管理マニュアル		○			
	環境管理マニュアル		○			
	情報管理マニュアル		○			
	緊急対応マニュアル		○			
	モニタリングマニュアル		○			
	安全作業マニュアル		○			
	関連業務に関するマニュアル		○			
	その他必要なマニュアル		○			
業務実施計画書	運転管理業務	運転計画書	○	○	○	
		運転教育計画書	○			
	維持管理業務	調達計画書	○	○	○	
		点検検査計画書	○	○		○
		補修計画書	○	○		○
		更新計画書	○	○		○
		改良保全計画書				○
	環境管理業務	環境保全計画書	○			
		作業環境管理計画書	○			
	情報管理業務実施計画書		○			
	防災管理業務実施計画書		○			
	関連業務実施計画書		○			
	セルフモニタリング実施計画書		○	○		
	その他必要な計画書		○	○		○
業務報告書	運転管理業務実施報告書			(年報)	(月報)	(日報)
	維持管理業務	点検・検査報告書		(年報)	(月報)	○
		補修結果報告書		(年報)	(月報)	○
		更新結果報告書		(年報)	(月報)	○
	環境管理業務	環境管理報告書		(年報)	(月報)	
		作業管理報告書		(年報)	(月報)	
	資源物等搬出管理報告書			(年報)	(月報)	
	管理記録報告書			(年報)	(月報)	
	防災管理業務実施報告書			(年報)	(月報)	
	関連業務実施報告書			(年報)	(月報)	
	セルフモニタリング実施報告書			(年報)	(月報)	
	その他報告書			(年報)	(月報)	○
その他	長寿命化総合計画		○			
	精密機能検査報告書					○
	復旧計画書，事故報告書					○
	各種リスト（詳細は協議による）		○			○

(ア) 業務マニュアル

運営事業者は、運営・維持管理業務の実施に先立ち、運営・維持管理業務開始の 30 日前

までに、運営期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、本要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（「業務マニュアル」という。）を、運営・維持管理業務の各業務に関して作成した上、市に提出し、承諾を得るものとする。

なお、事業者は、業務マニュアルの内容を変更する場合には、事前に市の承諾を得るものとする。

(イ) 業務計画書（業務実施計画書）

運営事業者は、各事業年度が開始する 30 日前までに、各業務に係る業務計画書（最初の事業年度に関して、業務実施計画書という。）を作成して、市に提出し、各事業年度が開始する前に市の確認を受けなければならない。運営事業者は、市の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、市の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、市と運営事業者の協議により定めるものとする。

業務計画書に含むべき内容は、「表 3-2 業務計画書に含むべき内容」に示すとおりとする。業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、市と運営事業者の協議により定めるものとする。

表 3-2 業務計画書に含むべき内容

業 務	業務計画書
1) 運転管理業務	業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 運転管理記録様式 日報、月報、年報様式
2) 維持管理業務	業務実施体制表 調達計画 点検検査計画 補修・更新計画 長寿命化計画 } 維持管理計画
3) 環境管理業務	環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画
4) 情報管理業務	各種報告書様式 各種報告書提出要領
5) 防災管理業務	緊急対応マニュアル 自主防災組織体制表 防災訓練実施要領 事故報告書様式
6) 関連業務	清掃要領・体制 防火管理要領・体制 施設警備防犯要領・体制 見学者対応要領・体制 住民対応要領・体制
7) その他	安全衛生管理体制

業 務	業務計画書
	安全作業マニュアル

(ウ) 業務報告書

運営事業者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、市に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法、提出期限等については、市と運営事業者の協議により定めるものとする。

運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管しなければならない。運営事業者は、市の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を市に提出するものとする。

セ 保険

運営事業者は運営期間中、本件事業の運用上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定するものとする。

ソ 地元雇用や地元企業の活用

運営事業者は、運営・維持管理業務の実施にあたって、下請人等を選定する際は、地元企業（市内に本店を有する者。）の中から選定するよう努めなければならない。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努めなければならない。

(3) 運営対象施設及び対象廃棄物

ア 運営対象施設

運営・維持管理業務における運営対象施設は、本書において別段の定めがある場合を除き、本件事業で整備される本件施設の全ての施設・設備とする。なお、本件事業で整備した緑地を含めた敷地全体の緑地管理、既設計量棟（受付管理）を含む。

イ 対象廃棄物

(ア) 対象廃棄物及び処理対象量

対象廃棄物及び計画目標年次の処理量は、「第 2 1 (3) イ 計画処理量」のとおりである。なお、運営期間の処理対象量は、「添付資料 13 年度別計画搬入量」を参照のこと。

(4) 運営・維持管理業務条件

ア 運営・維持管理業務

運営・維持管理業務は、以下に基づいて行うものとする。

- (ア) 運営・維持管理業務委託契約書
- (イ) 要求水準書
- (ウ) 事業者提案
- (エ) その他市の指示するもの

イ 提出書類の変更

運営期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。

(5) 運営・維持管理に係る車両及び建物内備品等の調達

ア 車両

運営事業者は、運営・維持管理業務期間（試運転以降の期間を含む）を通じて必要となる下記の車両について、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定し、運営事業者自らの費用と責任で必要な時期までに調達し、維持管理するものとする。

- (ア) ホイルローダ、ショベルローダまたはフォーク付きバックホウ等の受入貯留ヤードでの作業に必要なとなる重機
- (イ) 破碎鉄、破碎アルミ、有価物類、破碎残渣等の搬出・運搬に必要なとなる車両（乾電池、蛍光灯、処理困難物、処理不適物等の搬出については、市が指定する車両に積込みまでを行う。）
- (ウ) その他施設の維持管理に必要な車両（高所作業車等）

イ 備品・什器・物品・用役

運営事業者は、運営・維持管理業務期間を通じて必要となる建物内の備品・什器・物品・用役等を調達し、管理するものとする。なお、これらについては、市の所有とする。

(6) 運営期間終了時の取扱い

ア 運営期間終了時の機能検査

運営事業者は、運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、市の立会いの下に実施する。

当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、市は運営期間終了時の確認とする。

- (ア) 各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。
- (イ) 建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- (ウ) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

また、当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運営期間終了後の運営を担当する事業者（又は市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいい、適切な点検、補修で利用できる状態とは、20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、21年目以降においても安定的な稼働が継続できることをいう。

また、「各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている」とは、運営対象施設が「第3-1-(2)ウ 基本性能」を満たすことをいう。

イ 運営期間終了後の運営方法の検討

- (ア) 市は、運営期間終了の36か月前から運営期間終了後の運営対象施設の運営方法について検討する。運営事業者は、市の検討に協力する。
- (イ) 市が、運営期間終了後の運営対象施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力する。
 - a 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - b 新たな運営事業者による運営対象施設及び運営状況の視察
 - c 運営期間中の引継ぎ業務（最長3か月）
 - d その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (ウ) 運営期間終了時には、運営対象施設の運営に必要な燃料・薬剤等を補充し、規定数量を満

たした上で、引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6 か月間使用できる量を補充した上で、引き渡す。

- (エ) 市が運営期間終了後の運営対象施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営対象施設の運営の継続に関して市と次に示すように協議に応じる。
 - a (ア)の検討の結果、運営・維持管理業務の延長が必要となった場合は、市と運営事業者は、本件事業の延長について協議を開始する。運営期間終了日の12 か月前までに、市と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき運営・維持管理業務は延長される。
 - b 運営・維持管理業務の延長に係る協議において、市と運営事業者の合意が、運営期間終了日の12 か月前までに成立しない場合は、前項に規定された運営期間終了日をもって、運営・維持管理業務は終了する。
- (オ) 市が運営事業者と運営期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営期間終了後の運営・維持管理業務に関する委託料は、運営期間中の委託料に基づいて決定する。このために、運営期間中の次の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の36 か月前までに提出する。
 - a 人件費
 - b 運転経費
 - c 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - d 用役費
 - e 運営期間中の財務諸表
 - f その他必要な経費

2 運営体制

(1) 全体組織計画

運営事業者は、運営・維持管理業務に従事する組織として、以下により適切な組織構成を計画するものとする。

- (ア) 運営事業者は、運営・維持管理業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備する。
- (イ) 運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、破碎・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置する。なお、一般廃棄物を対象とした破碎処理施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置する。
- (ウ) 運営事業者は、本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置する。なお、電気主任技術者については、市が配置する。

(2) 労働安全衛生・作業環境管理

運営事業者は、運営・維持管理業務に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画するものとする。

- (ア) 運営事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業従事者の安全と健康を確保するために、運営・維持管理業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。
- (イ) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。
- (ウ) 運営事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を推進する。
- (エ) 運営事業者は作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事する労働者に使用させるものとする。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくものとする。
- (オ) 運営事業者は本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。
- (カ) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。
- (キ) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出する。
- (ク) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行う。
- (ケ) 運営事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告する。
- (コ) 運営事業者は作業従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。
- (サ) 運営事業者は安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議するものとする。
- (シ) 運営事業者は場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。

(3) 防火管理

- (ア) 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、運営対象施設の防火上必要な防火管理者を選任し、消防計画を作成して消防本署に届出する。
- (イ) 運営事業者は、整備した防火管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。
- (ウ) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行う。

- (エ) 運営事業者は、年に1回消防訓練を実施し、2年に1回は市と合同で訓練を実施する。
- (オ) 特に、受入貯留ヤード、破碎処理・選別ライン、ストックヤード等については、入念な防火管理を行う。

(4) 施設警備・防犯

- (ア) 運営事業者は、運営対象施設の警備・防犯体制を整備する。
- (イ) 運営事業者は、整備した警備・防犯体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。
- (ウ) 運営事業者は、運営対象施設の警備を実施し、第三者の安全を確保する。
- (エ) 運営事業者は、夜間、休日の来訪者について、必要に応じて対応を行う。

(5) 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

3 運転管理業務

運営事業者は、運営対象施設の各設備を適切に運転し、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される対象廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努める。

(1) 運転管理体制

- (ア) 運営事業者は、運営対象施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備する。
- (イ) 運営事業者は、整備した運転管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

(2) 運転条件

- (ア) 運営事業者は、「第2 1 (3) 粗大ごみ処理施設の基本条件」に示す条件に基づき、施設を適切に運転管理する。
- (イ) 運営事業者は、搬入される受入対象物を滞りなく処理するものとする。ただし、偏った運転計画とはせず、効率的な運転に努める。
- (ウ) 本件施設にあっては、原則として施設の運転時間を5時間/日とするが、繁忙期対応等により時間延長する場合には市と協議する。
- (エ) イベント（美化キャンペーン等（年間2回程度））や災害廃棄物を処理する場合等については、日曜日であっても搬入を行うことがあるため、協力するものとする。
- (オ) 緊急時の動線については、市と協議を行うものとする。

(3) 受入対象物等の受入

ア 受付管理

- (ア) 運営事業者は茅ヶ崎市環境事業センターへの受入対象物、薬剤等副資材及び資源物等を搬入・搬出する車両を計量棟（ごみ焼却施設への計量棟含む）において記録・確認し、管理を行わなければならない。
- (イ) 運営事業者は直接搬入車に対して、廃棄物の排出地域、性状、形状、内容について、市及び寒川町が定める基準を満たしていることを確認するものとする。持ち込まれた廃棄物が受入基準を満たしていない場合は、受入れてはならない。
- (ウ) 運営事業者は、搬入される受入対象物を受入貯留ヤード等の受入設備にて受入可能である限り、受入れるものとする。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を市に報告し、市の指示に従うものとする。
- (エ) 運営事業者はごみ焼却施設北側にある既設計量棟（計量器を含む）についても、本件事業で整備する新計量棟（計量器を含む）と同様に運営・維持管理業務を行う。ただし、**既設計量棟（計量器含む）の保守点検や修繕は含まない。**

イ 案内・指示

運営事業者は直接搬入車に対し、施設までのルートと受入対象物の荷下ろし場所について、案内・指示しなければならない。

特に繁忙期等は場外車両も含めた誘導員を配置する等、施設運営や交通安全面等に配慮するものとする。

ウ 料金徴収

- (ア) 運営事業者は直接搬入車より、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収しなければならない。

- (イ) 運営事業者は徴収した料金を市へ引き渡すものとする。引渡し方法の詳細は市と運営事業者で協議する。

エ 受付時間

計量棟における受付時間は、「第2 1 (3) キ ごみ搬入日、受付時間及び搬出時間」のとおりとする。

(4) 搬入物の性状分析等

搬入物の性状分析については、以下のとおりとする。

- (ア) 運営事業者は、運営対象施設に搬入された対象廃棄物のうち、不燃ごみ、大型ごみ等の性状について、定期的に分析・管理を行うものとする。
- (イ) 分析項目、方法については、「昭和52年11月4日環整第95号」に準じるものとするが、該当しないものについては、分析項目、方法について市との協議にて決定する。
- (ウ) 頻度については、年4回実施する。

(5) 搬入管理

- (ア) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットフォーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示するものとする。必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うものとする。
- (イ) 運営事業者は、運営対象施設に搬入される受入対象物について、善良なる管理者の注意義務を持って処理不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除するものとする。また、ごみ分別区分の間違い等を発見した場合には、速やかに市に報告するとともに、市が行う指導に協力する。
- (ウ) 運営事業者は、収集する対象廃棄物の中から処理不適物を発見した場合、市に報告する。また、選別された処理不適物については、極力運営対象施設内で処理できるよう前処理等を行うこと。やむを得ず運営対象施設内で処理できないものについては場内にて適切に保管し、「第3 3 (10) 運営対象施設外への搬出」に示す方法に従う。
- (エ) 運営事業者は、受入対象物の受入れに際し、オイルヒーターからのオイルの抜取りや石油ストーブからの灯油の抜取り等、処理に対する安全配慮上必要な処置や安定処理等に配慮した前処理を行う。
- (オ) 運営事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認するものとする。また、市及び寒川町で「処理できないごみ」としているものについては、持ち帰りを指導し、資源化が可能なものについては、資源化を行うものとする。
- (カ) 運営事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合の取扱い、上記(ウ)と同様とする。
- (キ) 運営事業者は、直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示等を行うものとする。
- (ク) 運営事業者は、市及び寒川町の収集ごみ（不燃ごみ及び大型ごみ）の荷下ろしが円滑に行われるよう作業を行うものとする。（作業内容については、協議による。）
- (ケ) 運営事業者は、市が不定期に実施する展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力するものとする。
- (コ) 運営事業者は、直接搬入ごみに少量の可燃ごみが含まれていた場合も当該可燃ごみを受入、一時的に保管する（破碎残渣と同様にごみ焼却施設に搬入）。
- (サ) 運営事業者は、直接搬入ごみが可燃ごみのみの場合は、計量後に当該可燃ごみを運営対象施設では受入れせず、直接搬入車両をごみ焼却施設へ誘導（添付資料2の「一般持込ごみ

(積載物可燃のみ)」のルート参照)する。

(6) 適正処理

運営事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理する。

(7) 適正運転

運営事業者は、運営対象施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。

(8) 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力しなければならない。

(9) 処理不適物等の保管

運営事業者は、運営対象施設にて発見された処理不適物及び処理困難物を市が指示する状態で一時的に適切に保管する。

(10) 運営対象施設外への搬出

ア 資源物等

運営対象施設内に貯留した処理工程から生じる資源物（破碎鉄、破碎アルミ）及び処理を伴わない一時保管のみの資源物（「添付資料 9 本件施設において採取物一時保管ヤードに採取する対象物」参照）は、運営事業者が準備する運搬車両により運営対象施設外へ搬出する。

なお、売却は市で行う。

イ 破碎残渣等

運営対象施設内に貯留した処理工程から生じる破碎残渣及び一般持込みの混載で搬入された可燃ごみは、運営事業者が準備する運搬車両により隣接するごみ焼却施設に搬入する。なお、破碎残渣等の処理・処分は市で行う。

ウ 乾電池・蛍光管・処理困難物等

運営対象施設内に貯留した乾電池・蛍光管及び処理困難物等は、市が指定する車両に運営事業者が積込みを行う。なお、処理・処分は市で行う。

(11) 搬出物の性状分析等

運営事業者は、運営対象施設からの搬出物等の種類組成、純度等の性状を定期的に分析して確認するとともに、管理を行うものとする。なお、性状分析の頻度は、「第3 3 (4) 搬入物の性状分析等」と同様とする。

(12) 運転計画の作成

- (ア) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得なければならない（対象年度の前年の9月末日まで。）。
- (イ) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市の承諾を得なければならない（対象月の前月の20日まで。）。
- (ウ) 運営事業者は、運営対象施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。

- (エ) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市と協議の上、計画の変更をしなければならない。

(13) 運転管理マニュアル

- (ア) 運営事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成（運営・維持管理業務開始日の30日前まで。）し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (イ) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

(14) 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

(15) 教育訓練

ア 運転教育計画書の作成

運営対象施設に関して、運営期間を通じた運転教育計画書を策定し、市の確認を受ける。

イ 運転教育の実施

- (ア) 策定した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した作業従事者などに対し、適切な教育訓練を行う。
- (イ) 運営開始に際しては、運営対象施設の試運転期間中に建設事業者より運営対象施設の運転に必要な教育訓練を受ける。

(16) 試運転期間中の運転管理

ア 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験

建設事業者が実施する運営対象施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、運営事業者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。なお、その際の責任分担等は運営事業者、建設事業者の協議により決定し、市の確認を受けるものとする。

(17) 各種基準値を満足できない場合の対応

ア 停止基準

基本的に本書の性能を満足した運転をするが、公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、停止基準を設定する。

(ア) 対象項目

停止基準の項目は、「第2 1 (3) シ 公害防止基準」に示す項目とする。

(イ) 基準値

停止基準の基準値は、「第2 1 (3) シ 公害防止基準」における公害防止基準とする。

イ 停止基準を満足できない場合の復旧作業

停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

- (ア) 再度停止基準を超過していないか測定調査を実施し、超過していることが確認された場合は、市と協議の上でプラント設備を停止する。

- (イ) 基準を満足できない原因を把握する。
- (ウ) 復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む。）を作成し，市の了解を得る。
- (エ) プラント設備の改善作業を行う。
- (オ) 改善作業の終了を報告し市は検査を行う。
- (カ) 試運転を行い，その報告書について市の了解を得る。
- (キ) 継続して計測を行いながら復旧する。

4 維持管理業務

運営事業者は、搬入される処理対象物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう運営対象施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うものとする。

(1) 備品・什器・物品・用役の調達

- (ア) 運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、市に提出し、承諾を得るものとする。なお、調達の対象には、以下の事項も含むものとする。
 - a 計量用の IC カード（稼働当初のみ発行とし、枚数は 1,000 枚）
 - b 運営事業者が本件施設にて使用するドラム缶（年間 150 本）、段ボール（年間 600 ケース）、パレット等（段ボールのサイズ（既設使用サイズ（380×380×600、1210×355×170）については、作業性や保管性、搬出頻度・量を踏まえて運営事業者にて決定する。）
 - c 市職員控室、会議室等の電球等
 - d 市職員控室、会議室等の光熱水費
- (イ) 運営事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うものとする。
- (ロ) 運営事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該調達計画を適宜変更することができる。
- (ハ) 調達計画の記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。
- (ニ) 調達した備品・什器・物品・用役は、市の所有とする。

(2) 備品・什器・物品・用役の管理

- (ア) 運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように茅ヶ崎市物品会計規則に則り適切に管理する。
- (イ) 運営事業者が使用する備品類（机・ロッカー・TV 等）は、必要な時期（必要な時期とは、運営事業者及び建設事業者が本件事業において必要と考える時期であり、設計・建設期間も含むものとする。）に運営・維持管理業務において調達・購入するものとする。なお、事業期間終了時にこれら備品類の財産処分については、市と協議するものとする。

(3) 施設の機能維持

運営事業者は、運営対象施設の基本性能を運営期間にわたり確保・維持する。

(4) 点検・検査計画

- (ア) 運営事業者は、点検及び検査を運営対象施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (イ) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、運営期間を通じたもの。）を作成するものとする。
- (ロ) 点検・検査計画書は市に提出し、その承諾を得るものとする。
- (ハ) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、計画するものとする。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うものとする。
- (ニ) 運営事業者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。
- (ホ) 点検・検査計画の記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。

(5) 点検・検査の実施

- (ア) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施するものとする。
- (イ) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施するものとする。
- (ウ) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。
- (エ) 点検・検査結果報告書を作成し市に提出する。
- (オ) 市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施するものとする。

(6) 補修に関する考え方

- (ア) 補修は、運営対象施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も適正に運営対象施設の運営ができるようにすることを目的とする。
- (イ) 運営事業者は、運営期間終了の 36 か月前に運営期間終了後の補修計画書を作成する。なお、本計画書作成にあたっては市も協力する。
- (ウ) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については市と協議する。
- (エ) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については市と協議する。

(7) 補修計画の作成

- (ア) 運営事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画について、市の承諾を得ること。
- (イ) 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得るものとする。
- (ウ) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得るものとする。
- (エ) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。
- (オ) 補修計画の記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。

(8) 補修の実施

- (ア) 運営事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うものとする。
- (イ) 補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得るものとする。
- (ウ) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。
- (エ) 運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである(表 3-3 補修の範囲(参考))
 - a 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整
 - b 設備が故障した場合の修理、調整
 - c 再発防止のための修理、調整

表 3-3 補修の範囲（参考）

作業区分			概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）。	部分的な分解点検検査 給油 調整 部分取替 精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）。	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理，調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいずれにも該当する。

(9) 施設の保全

運営事業者は、運営対象施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うものとする。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うものとする。

(10) 機器更新

- (ア) 運営事業者は、運営期間内における運営対象施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、市に提出する。作成した更新計画について、市の承諾を得るものとする。
- (イ) 運営事業者は、運営期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出する。作成した更新計画について、市の承諾を得るものとする。
- (ウ) 運営事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。ただし、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (エ) 運営事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。
- (オ) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。

(11) 改良保全

- (イ) 運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、市と協議すること。なお、ここでいう改良保全は著しい技術又は運営手法の革新等（以下、「新技術等」という。）がなされ、運営・維持管理業務において当該新技術等を導入することにより短期的若しくは長期的な作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。
- (ロ) 改良保全の実施に際しては、改良保全工事施工計画書を市に提出し、承諾を得るものとす

る。

- (ウ) 改良保全に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。

(12) 精密機能検査

- (ア) 運営事業者は、自らの費用負担により、運営対象施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施する。
- (イ) 運営事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、市に提出する。
- (ウ) 運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件事業終了後、市に無償で譲渡する。
- (エ) 精密機能検査の結果を踏まえ、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。

(13) 長寿命化総合計画の作成

- (ア) 運営事業者は、本件施設に係る長寿命化総合計画を作成し、市に提出する。作成した長寿命化総合計画について、市の承諾を得るものとする。
- (イ) 運営事業者は、本業務の実施により、見直しが必要な場合には、長寿命化総合計画を更新し、市に提出する。更新した長寿命化総合計画について、市の承諾を得るものとする。
- (ウ) 長寿命化総合計画の作成期限、使用期間、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。

5 環境管理業務

運営事業者は、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うものとする。

(1) 環境保全基準

- (ア) 運営事業者は、公害防止基準、関係法令書等を遵守した環境保全基準を定める。
- (イ) 運営事業者は、運営にあたり、環境保全基準を遵守する。
- (ウ) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議するものとする。

(2) 環境保全計画

- (ア) 運営事業者は、運営期間中、運営対象施設からの騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得るものとする。
- (イ) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。
- (ウ) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告する。

(3) 作業環境管理基準

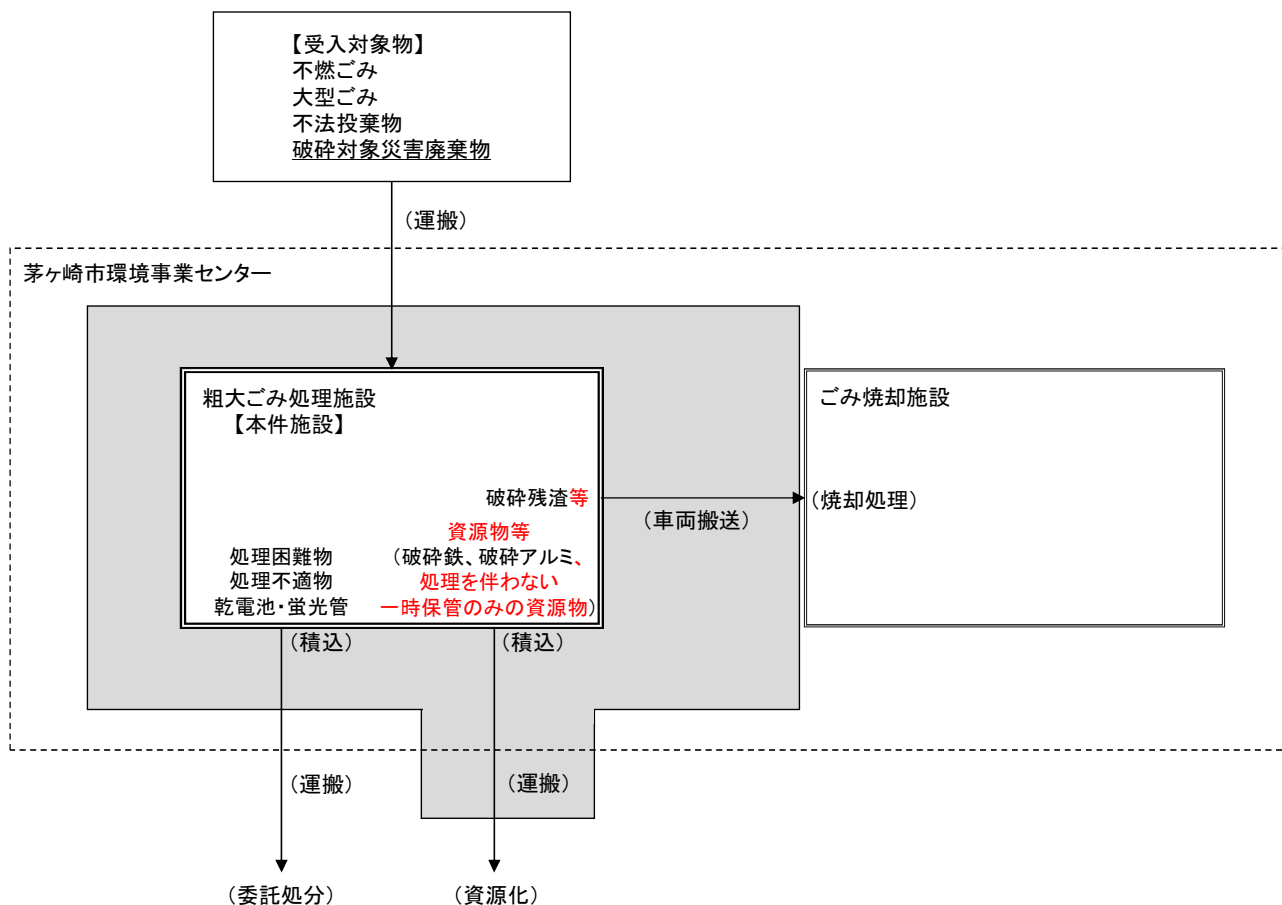
- (ア) 運営事業者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定める。
- (イ) 運営事業者は、運営にあたり、作業環境管理基準を遵守する。
- (ウ) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議する。

(4) 作業環境管理計画

- (ア) 運営事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、市の承諾を得るものとする。
- (イ) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認する。
- (ウ) 運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について市に報告する。

6 有効利用及び適正処分業務

運営事業者は、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等を実施し、資源物等の有効利用業務や適正処分を行うものとする。なお、運営事業者と市との所掌区分の概念図を「図 3-1 資源物等に係る所掌範囲概念図」に示す。



※受入対象物のうち下線で示すものは、非定期的に発生することを示す。

※ 粗大ごみ処理施設 は、運営事業者の業務範囲を示す。

※**破碎残渣等**は、処理工程から生じる破碎残渣と一般持込みの混載で搬入された可燃ごみを示す。

図 3-1 資源物等に係る所掌範囲概念図

(1) 資源物等の資源化

ア 基本事項

運営対象施設の運転により発生する資源物は、市が指定する回収業者に引き渡すことにより、有効利用を図るものとする。

イ 資源物等の取扱い

運営対象施設から発生する鉄、アルミ、蛍光灯、乾電池、家電等については、市にて資源化先や資源化業者を選定し、資源化を行う。運営事業者は、場内にて保管・貯留し、搬出車両への積み込み、鉄やアルミについては運搬、引渡し作業までを行う。

(2) 処理不適物等の適正処分

ア 基本事項

運営対象施設の運転により発生する処理不適物、処理困難物、**破碎残渣等**は、外部委託先や隣接するゴミ焼却施設にて適正処分する。

イ 処理不適物等の取扱い

運営対象施設から発生する処理不適物及び処理困難物は、市にて委託処分先を選定し、処分する。運営事業者は、場内にて保管・貯留し、積込み作業までを行う。

また、破碎残渣等は隣接するごみ焼却施設にて焼却処分する。運営事業者は、場内にて保管・貯留、積込み作業、ごみ焼却施設への運搬までを行う。

7 情報管理業務

(1) 運転記録報告

- (ア) 運営事業者は、受入対象物搬入量、資源物等搬出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 運転記録関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(2) 点検・検査報告

- (ア) 運営事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(3) 補修・更新報告

- (ア) 運営事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 運営事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、市に提出する。
- (ウ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (エ) 補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(4) 環境管理報告

- (ア) 運営事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(5) 作業環境管理報告

- (ア) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(6) 資源物等搬出管理報告

- (ア) 運営事業者は、市からの情報提供を受け、資源物等の搬出量等を記載した資源物等搬出管理報告書を作成し、市に提出する。
- (イ) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

(7) 施設情報管理

- (ア) 運営事業者は、運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理する。
- (イ) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、運営対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。
- (ウ) 運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議の上、決定

するものとする。

(8) その他管理記録報告

- (7) 運営事業者は、運営対象施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。
- (イ) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 6 項の規定に基づいた一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する測定値（月ごと）を市に提供する。
- (ウ) 提出頻度・時期・詳細項目については、市と別途協議の上、決定する。
- (エ) 市が要望する管理記録については、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。

8 防災管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うものとする。

(1) 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

(2) 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得るものとする。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

また、運営事業者は、BCP（Business Continuity Planning：事業継続計画）を策定し、迅速かつ確かな応急対策を講じつつ、災害発生時に施設機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築すること。

(3) 防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、防災組織を整備するとともに、**地域にある**自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。

(4) 防災訓練の実施

緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、防災訓練等の開催にあたっては、事前に**地域にある**自主防災組織に連絡し、当該団体との**合同訓練等**について**確認**するものとする。

(5) 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出する。

9 関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

(1) 清掃

運営事業者は、運営対象施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

なお、運営対象施設内の電球等の備品等の調達、購入、補充等を含むものとする。

ア 業務の対象範囲

「第3 1 (3) ア 運営対象施設」を対象とする。

イ 業務の内容

運営事業者は、本件事業で整備した本件施設を衛生的に保ち、作業員及び見学者等が安全かつ快適に使用できるように下記の清掃作業を行う。

(ア) 清掃業務

- a 日常清掃：毎日1回程度行う清掃作業
- b 定期清掃：月1回、若しくは年1回程度の間隔で行う清掃作業
- c 特別清掃：特殊な部位の清掃を年1～3回程度行う清掃作業
 - (a) 外壁窓ガラス洗浄
 - (b) 外壁サッシ洗浄、シャッター清掃（シャッターを設ける場合）
 - (c) ブラインド洗浄、照明器具清掃、吸込口及び吹出口清掃、ダクト清掃
 - (d) 排水溝清掃、マンホール清掃

(2) 植栽管理

運営事業者は、本件事業で整備する環境事業センター敷地内の緑地における植栽管理を行う。

ア 業務の対象範囲

環境事業センター敷地内全体の緑地を対象とする。

イ 業務の内容

- (ア) 運営事業者は、植栽管理を行うための作業計画書を市に提出し、承諾を得る。また、作業完了後は業務報告書を提出する。なお、作業計画書及び作業報告書の詳細については、市との協議により決定する。
- (イ) 業務に伴って発生する枝木、刈芝等は、一般廃棄物として適正に処理する。
- (ウ) 薬剤の散布等を行う場合は、第三者に危害を及ぼす恐れのないよう、十分に注意をもってあたること。また、事前に市へ散布時期、散布範囲、薬剤の種類等を報告する。
- (エ) 植栽管理にあたっては、樹木剪定、刈込、枝打ち、害虫駆除、芝刈り、除草、目土散布、施肥、薬剤散布等により、適正な維持管理を行う。

(3) 見学者対応等

ア 見学者対応

本件施設の見学は、**ごみ焼却施設の見学とあわせて行うことを原則とし**、見学を希望する一般市町民、小学校及び行政視察等からの見学の申込受付、日程調整、**ごみ焼却施設から本件施設への誘導は市が行う。**

運営事業者は、日程調整にあたっての市への協力、本件施設内での案内及び説明を行う。

なお、見学や視察の人数は年間 2,500 名（30 団体）程度、一日最大対応数は、小学生 180 名程度、大人 90 名程度を想定する（人数が多い場合は、1 グループ 30 名程度または 3 グループ程度に分割）。

(4) 住民への対応

ア 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得るものとする。

イ 住民等による意見等を運営事業者が受付けた場合には、速やかに市に報告し、対応等について市と協議を行うものとする。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 4 の規定に基づいて、運営対象施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、運営事業者は速やかに対応し、その結果等を市に報告する。

(5) セルフモニタリングの実施

運営事業者は、運営・維持管理業務の状況が、運営・維持管理業務委託契約書、本要求水準書及び事業者提案などに定める要件を満たしていることを確認するために自らモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの種類及び内容（頻度等を含む。）については、事業者の提案によるものとし、セルフモニタリング実施計画書を作成して市の承諾を得る。

また、モニタリング結果については、セルフモニタリング実施報告書を作成し、市に対し定期的に報告を行うものとする。

10 市の業務

(1) 本件事業において市の実施する業務

(ア) 運営モニタリング業務

市は、本件事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市負担とする。

(イ) 受入対象物の搬入業務

市は、受入対象物を運営対象施設に搬入する。

(ウ) ごみ処理に伴う処分業務

市は、処理困難物や処理不適物等の処分を実施する。

(エ) 資源物売却先契約業務及び収入管理

市は、処理過程で回収される資源物の売却先契約業務及び収入管理を行う。

(オ) 住民への対応業務（市が行うべきもので、施設見学を含まない。）

市は、運営事業者で解決できないクレーム処理等、住民への対応を行う。

(カ) 運営・維持管理業務委託料の支払業務

市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営・維持管理業務委託料を支払う。

(2) モニタリングの実施

ア 運営段階

市は、運営事業者による運営・維持管理業務の状況が、運営・維持管理業務委託契約書及び本要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営・維持管理業務の監視を行う。運営事業者は、市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

(ア) ごみ処理状況の確認

(イ) ごみ質の確認

(ウ) 各種用役の確認

(エ) 資源物等の発生量の確認

(オ) 保守、点検状況の確認

(カ) 安全体制、緊急連絡などの体制の確認

(キ) 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認

(ク) 事故記録と予防保全の周知状況の確認

(ケ) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認

(コ) 初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認

(サ) 公害防止基準などの各基準値への適合性の確認

(シ) 環境モニタリング

(ス) 運転状況、薬品など使用状況の確認

(セ) 事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）

(ソ) 地元雇用や地元企業の活用状況の確認

イ 事業終了時

運営期間終了時には、市は運営事業者から提示された計画の実施状況を確認し、運営事業者による運営対象施設の機能検査などの結果を踏まえて運営対象施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行う。

(ア) 運営対象施設の機能状況の確認

(イ) 大規模補修を含む運営対象施設の耐用度の確認

(ウ) 事業継続に係る経済性評価の確認